

第9期

小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画



令和6年3月

小 郡 市

はじめに

小郡市は、令和4年度に第6次小郡市総合振興計画を策定し、「人がつながり市民が躍動する温かみのある都市 おごおり～「共感・共働・共創」による共生社会を目指して～」を将来像とし、その実現に向けて取り組んでいます。また、保健福祉分野では、基本政策を「支え合い健やかに暮らせるまちづくり」として、政策実現に向けた取り組みを進めています。

わが国では、総人口が減少に転じる中、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでおり、全国の高齢化率は29%と、世界でも高い水準となっています。

本市におきましても、高齢化率が28%を超え、超高齢社会を迎えていきます。

団塊の世代の方々が75歳以上の後期高齢者となる2025年以降は、高齢化率が30%を越え、さらに、団塊ジュニア世代の方々が65歳以上になる2040年には、高齢者人口がピークを迎えると予測されることから、今後、医療や介護のニーズがさらに高まるることは必至です。

このような高齢者を取り巻く状況を見据え、地域共生社会の実現に向けて、中核的な基盤である地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進が求められています。

この「第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、第8期計画の基本理念「地域と共に高齢者を支えるまちづくり」を継承し、高齢者が介護を必要としたり認知症になつたりしても、住み慣れた自宅や地域で、長年築いた知識や能力等を十分に発揮し、尊厳ある自立した生活を送れるよう、医療、介護、介護予防、生活支援や住まいのサービスが、一体的に切れ目なく提供されることを目指した高齢者福祉施策及び介護保険事業の総合的計画として策定しました。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました計画作成協議会の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただいた市内の高齢者や介護事業所等の皆様、幅広くご意見をいただいた市民の皆様にお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

小郡市長 加地 良光



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	6
第4節 計画の策定方法	7
第2章 高齢者を取り巻く現状	8
第1節 人口・世帯の状況	8
第2節 介護保険事業の状況	12
第3節 調査結果の概要	16
第3章 計画の基本的な考え方	55
第1節 基本理念	55
第2節 基本目標	58
第3節 施策の体系	60
第4節 日常生活圏域の枠組み	63
第5節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計	80
第4章 施策の内容	81
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進	81
1 地域包括支援センター機能の充実	81
2 在宅医療・介護連携の推進	83
3 認知症ケア体制の整備	84
4 権利擁護体制の充実	87
5 生活支援体制の整備	89
基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	91
1 健康づくりの推進	91
2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	93
3 一般介護予防事業の充実	95
4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	99

基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援	101
1 社会参加の推進	101
2 福祉意識の啓発と市民参加の推進	107
3 在宅生活の継続支援	110
4 家族介護者支援の充実	114
 基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実	115
1 住環境の整備	115
2 生活環境の整備	116
3 災害に備えた支援	118
 基本目標5 介護保険サービスの充実	119
1 介護保険サービスの向上	119
2 居宅介護（介護予防）サービスなどの充実	122
3 地域密着型サービスの充実	126
4 施設介護サービスの充実	128
 第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出	130
第1節 事業費算出の流れ	130
第2節 事業費の見込み	131
第3節 第1号被保険者介護保険料基準額	134
第4節 所得段階別保険料	135
第5節 財源構成	136
 第6章 計画の推進	137
第1節 推進体制	137
第2節 計画の進行管理及び点検	138
第3節 計画の周知	138
 資料編	139
1 小都市高齢者福祉計画作成協議会設置規則	139
2 小都市高齢者福祉計画作成協議会委員名簿	141
3 計画策定の経緯	142
4 用語解説	143

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2031年（令和13年）に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2056年（令和38年）には1億人を割って9,965万人になると推計されています。一方、総人口が減少する中で高齢化率は上昇を続け、2037年（令和19年）に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上となることが見込まれています。今後、2025年（令和7年）には「団塊の世代」が75歳以上に、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になり、現役世代の急激な減少と医療や介護のニーズが高まる後期高齢者の増加が見込まれます。

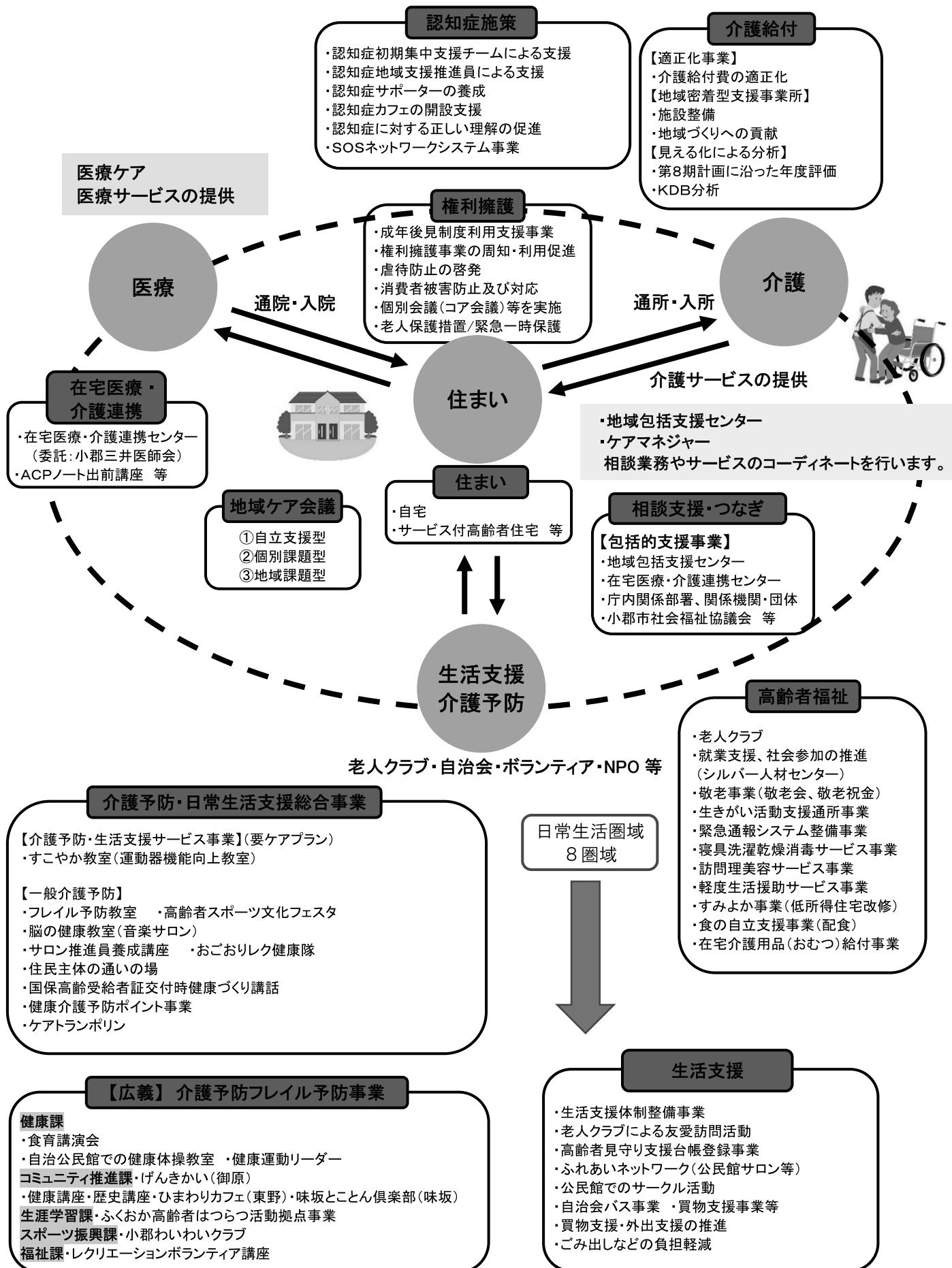
介護保険制度においては、このような将来を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を、各地域の実情に応じて深化・推進していくための取組が進められてきました。

しかし、2040年（令和22年）に向け、総人口・現役世代人口が減少する一方で高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる中、各地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備が重要となります。また、世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が必要です。

そのため、この地域包括ケアシステムの深化・推進に加え、介護サービス基盤の計画的な整備や介護人材の確保、介護現場の生産性向上について推進していくことが国の指針として定めされました。これにより、地域における既存施設等の有効活用が検討されたり、ニーズが高まる24時間対応サービス等を普及させたりすることになり、これまで以上に地域の実情に合わせた対応が求められるとともに、今後の介護ニーズを適切に把握することが重要となります。

本計画は、こうした2025年及び2040年の状況を見据えた上で、第9期（令和6年度～令和8年度）計画期間内における市町村介護保険事業計画と、高齢者福祉に関する総合的な計画である高齢者福祉計画を一体的に策定したものです。

■小郡市の地域包括ケアシステムのイメージ



【介護保険制度の経緯】

第1期 (平成12年度～平成14年度)

- ・ 「サービスを（1割の利用負担で）利用」の始まり
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

第2期 (平成15年度～平成17年度)

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る

第3期 (平成18年度～平成20年度)

- ・ 介護予防システムの構築（要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設）
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」へ「施設」から「在宅」へ市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防するさまざまな施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

第4期 (平成21年度～平成23年度)

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応（介護報酬のプラス改定）
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取組（平成23年度末までに廃止）

第5期 (平成24年度～平成26年度)

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断で予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年3月末までに延期）

第6期 (平成27年度～平成29年度)

- ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ・ 一部要支援認定者向けサービスを介護予防給付から地域支援事業等に移行
- ・ 「在宅医療」と「介護サービス」の連携強化（在宅生活を維持していくための医療・介護が連携したサポート）
- ・ 一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げ
- ・ 特別養護老人ホーム入所基準の厳格化（原則として要介護3以上に）

第7期 (平成30年度～令和2年度)

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 認知症施策の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の強化
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・ 地域共生社会の実現

第8期 (令和3年度～令和5年度)

- ・ 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業の効果的な実施）
- ・ 有料老人ホームとサービス付き高齢者専用住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- ・ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ・ 災害や感染症対策に係る体制整備

第9期 (令和6年度～令和8年度)

- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
- ・ 在宅サービスの充実
- ・ 地域共生社会の実現
- ・ デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ・ 保険者機能の強化
- ・ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的な位置づけ

「市町村老人福祉計画」は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた、地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

「市町村老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)」

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、
高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

「市町村介護保険事業計画(介護保険法第117条)」

適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量
などを見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

関係法令

<老人福祉法>

(市町村老人福祉計画)

第 20 条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

<介護保険法>

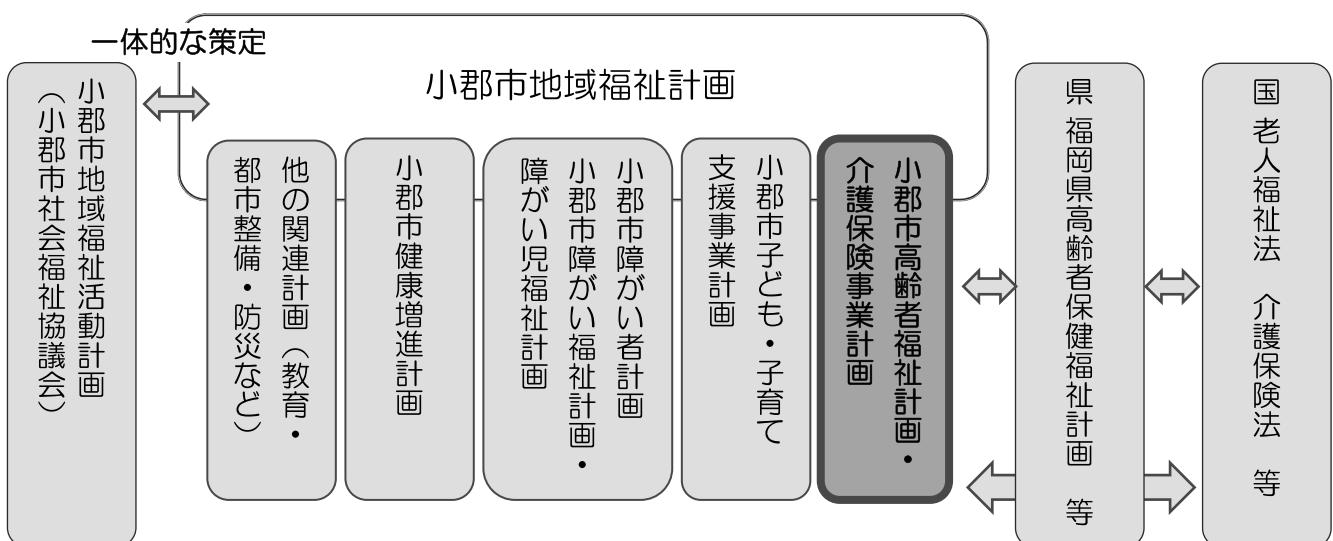
(市町村介護保険事業計画)

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第 117 条第7項 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 関連計画との連携

「第9期小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、市の他の関連計画及び国・福岡県の関連計画との整合・連携を図ります。

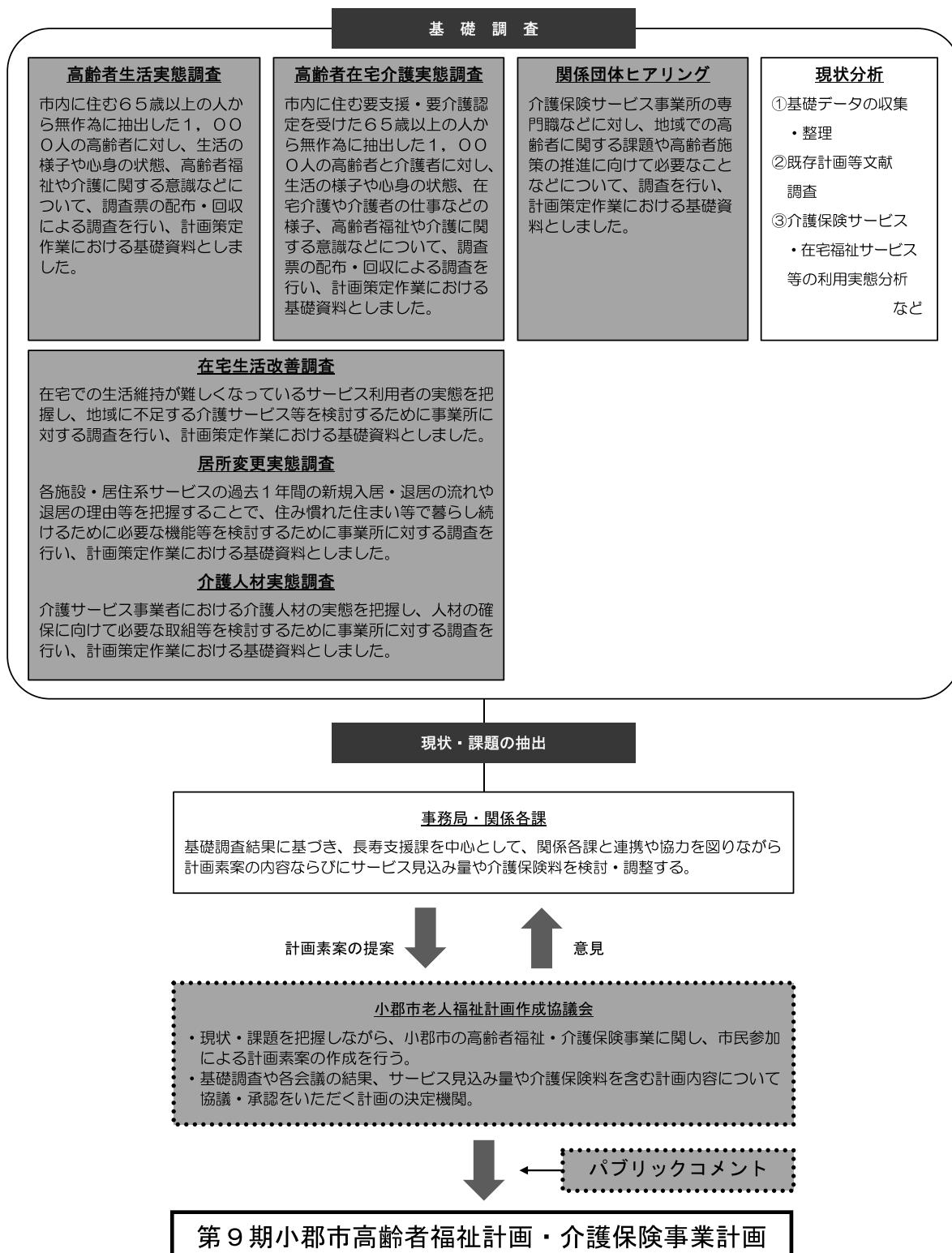


第3節 計画の期間

「第9期小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は令和6年度からの3か年計画として策定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第8期小都市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画					
		見直し	第9期小都市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		

第4節 計画の策定方法



第2章 高齢者を取り巻く現状

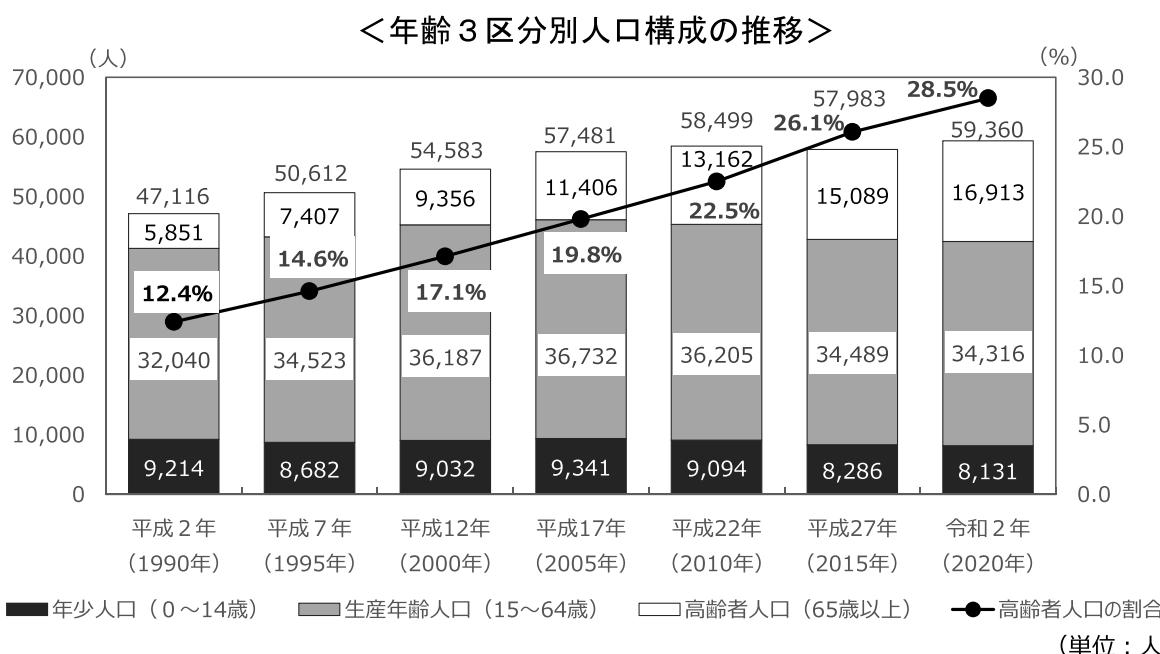
第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

小郡市の総人口は、平成2年の47,116人から増加を続け、平成27年に微減しましたが令和2年には再び増加に転じ、59,360人となりました。

年少人口（0～14歳）は増加と減少を繰り返しますが、平成17年の9,341人をピークにその後は減少しています。総人口に占める割合でみると、平成2年に19.6%であったものが令和2年には13.7%と、一貫して減少を続けています。生産年齢人口（15～64歳）についても、年少人口と同じく平成17年の36,732人をピークに、その後は減少に転じます。総人口に占める割合でみると、平成2年の68.0%から令和2年には57.8%に減少しました。一方、高齢者人口（65歳以上）の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には12.4%であったものが、令和2年には28.5%と30年間で2倍以上に増加しています。

小郡市では、少子高齢化が急速に進んでいる様子がうかがえます。



	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	47,116	50,612	54,583	57,481	58,499	57,983	59,360
年少人口 (0～14歳)	9,214	8,682	9,032	9,341	9,094	8,286	8,131
生産年齢人口 (15～64歳)	32,040	34,523	36,187	36,732	36,205	34,489	34,316
高齢者人口 (65歳以上)	5,851	7,407	9,356	11,406	13,162	15,089	16,913
	12.4%	14.6%	17.1%	19.8%	22.5%	26.1%	28.5%

* 合計値は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

2 世帯の状況

小都市の一般世帯総数は、平成2年には13,060世帯であったものが令和2年には22,661世帯となり、9,601世帯増加しました。また、高齢者がいる世帯については、平成2年に3,817世帯（29.2%）であったものが、令和2年には10,063世帯（44.4%）となり、6,246世帯（15.2ポイント）増加しました。

核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の67.5%が令和2年には64.6%と、30年間で大きな変化はみられませんでした。一方、核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）の割合に注目すると、平成2年に7.3%であったものが、令和2年には22.2%と3倍以上に増加しています。高齢者のいる世帯に占める夫婦のみの世帯の割合は、平成2年に17.0%であったものが、令和2年には32.2%になりました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）の一般世帯総数に占める割合は、平成2年の10.0%から令和2年には26.6%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしが占める割合は、平成2年に27.7%であったものが、令和2年には39.2%と10ポイント以上増加しています。高齢者のいる世帯に占めるひとり暮らしの割合は、平成2年に9.5%であったものが、令和2年には23.5%になりました。

核家族世帯や単独世帯の推移から、高齢者がいる世帯の増加と小規模化が進行している様子がうかがえます。

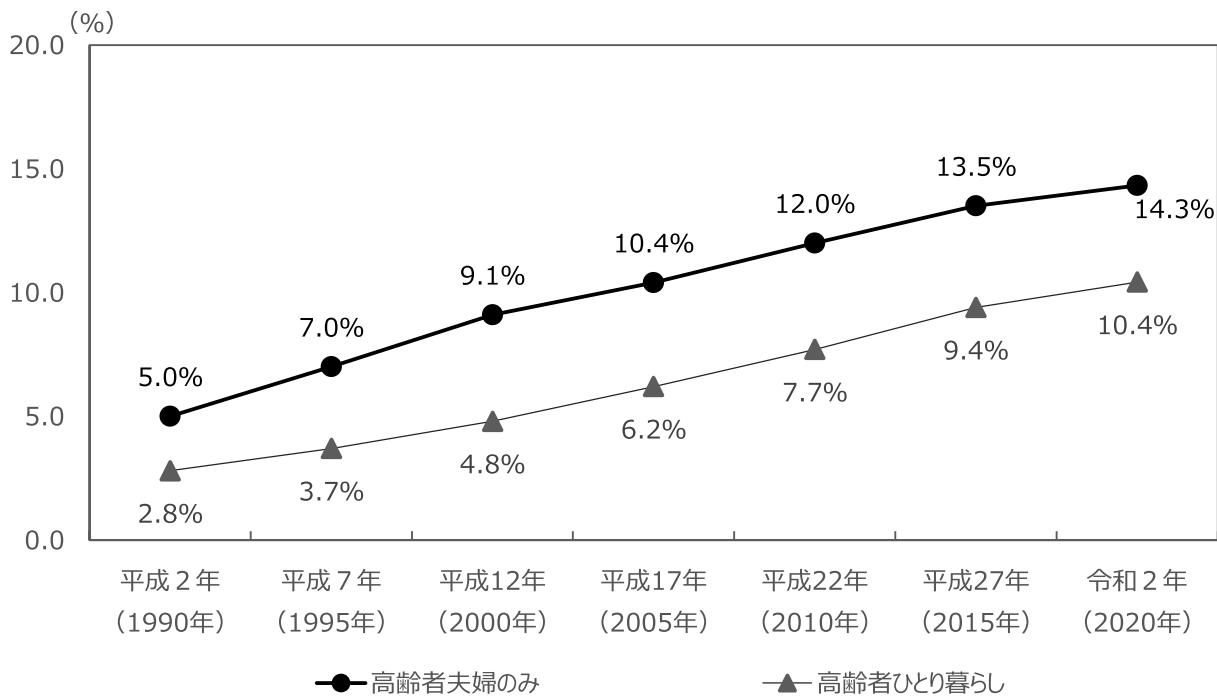
<世帯構成の推移>

(単位:世帯)

	実績						
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯総数	13,060	15,223	17,232	18,773	19,967	20,909	22,661
核家族世帯	8,814	10,086	11,614	12,740	13,528	13,873	14,632
構成比	67.5%	66.3%	67.4%	67.9%	67.8%	66.3%	64.6%
高齢者夫婦のみ	647	1,065	1,575	1,956	2,387	2,815	3,245
構成比(対一般世帯比)	5.0%	7.0%	9.1%	10.4%	12.0%	13.5%	14.3%
構成比(対核家族世帯比)	7.3%	10.6%	13.6%	15.4%	17.6%	20.3%	22.2%
単独世帯	1,307	2,271	2,786	3,255	3,815	4,692	6,019
構成比	10.0%	14.9%	16.2%	17.3%	19.1%	22.4%	26.6%
高齢者ひとり暮らし	362	561	828	1,168	1,547	1,962	2,361
構成比(対一般世帯比)	2.8%	3.7%	4.8%	6.2%	7.7%	9.4%	10.4%
構成比(対単独世帯比)	27.7%	24.7%	29.7%	35.9%	40.6%	41.8%	39.2%

資料：国勢調査

<世帯構成の推移（一般世帯に占める割合）>



* 高齢者夫婦：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦

資料：国勢調査

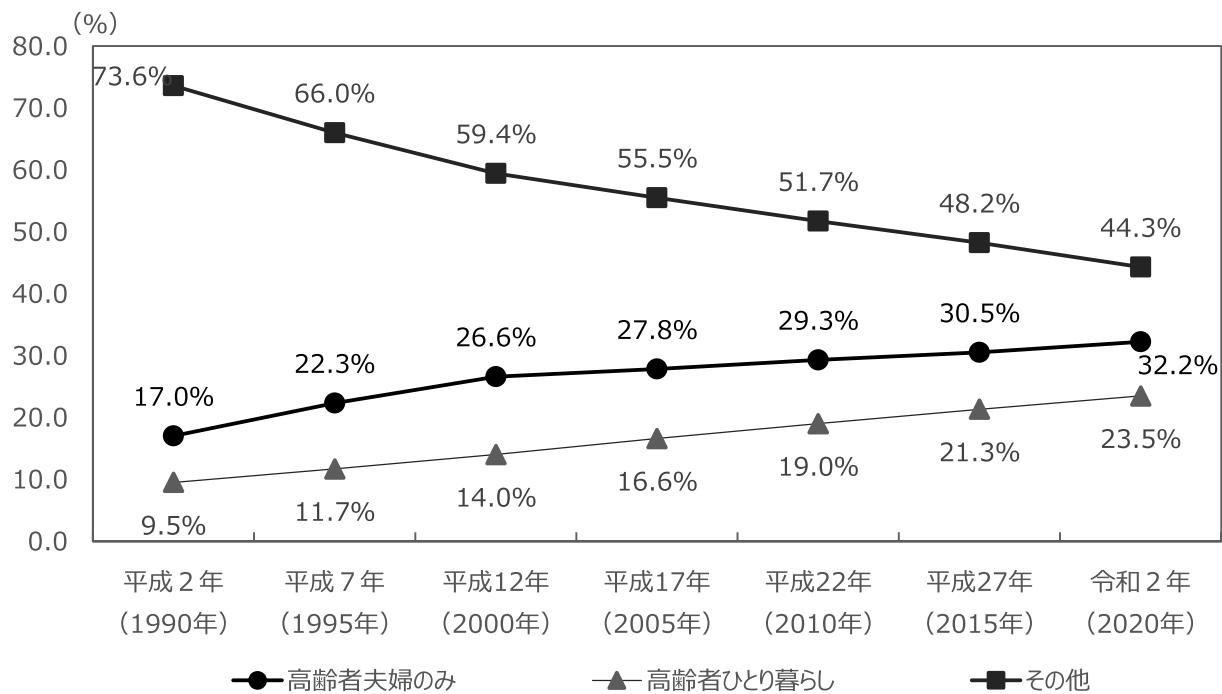
<高齢者がいる世帯構成の推移>

(単位:世帯)

	実績						
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯総数	13,060	15,223	17,232	18,773	19,967	20,909	22,661
高齢者がいる世帯	3,817	4,776	5,919	7,024	8,138	9,226	10,063
構成比(対一般世帯比)	29.2%	31.4%	34.3%	37.4%	40.8%	44.1%	44.4%
ひとり暮らし	362	561	828	1,168	1,547	1,962	2,361
構成比	9.5%	11.7%	14.0%	16.6%	19.0%	21.3%	23.5%
夫婦のみ	647	1,065	1,575	1,956	2,387	2,815	3,245
構成比	17.0%	22.3%	26.6%	27.8%	29.3%	30.5%	32.2%
その他	2,808	3,150	3,516	3,900	4,204	4,449	4,457
構成比	73.6%	66.0%	59.4%	55.5%	51.7%	48.2%	44.3%

資料：国勢調査

<高齢者がいる世帯構成の推移(高齢者がいる世帯に占める割合)>



*高齢者夫婦：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦

資料：国勢調査

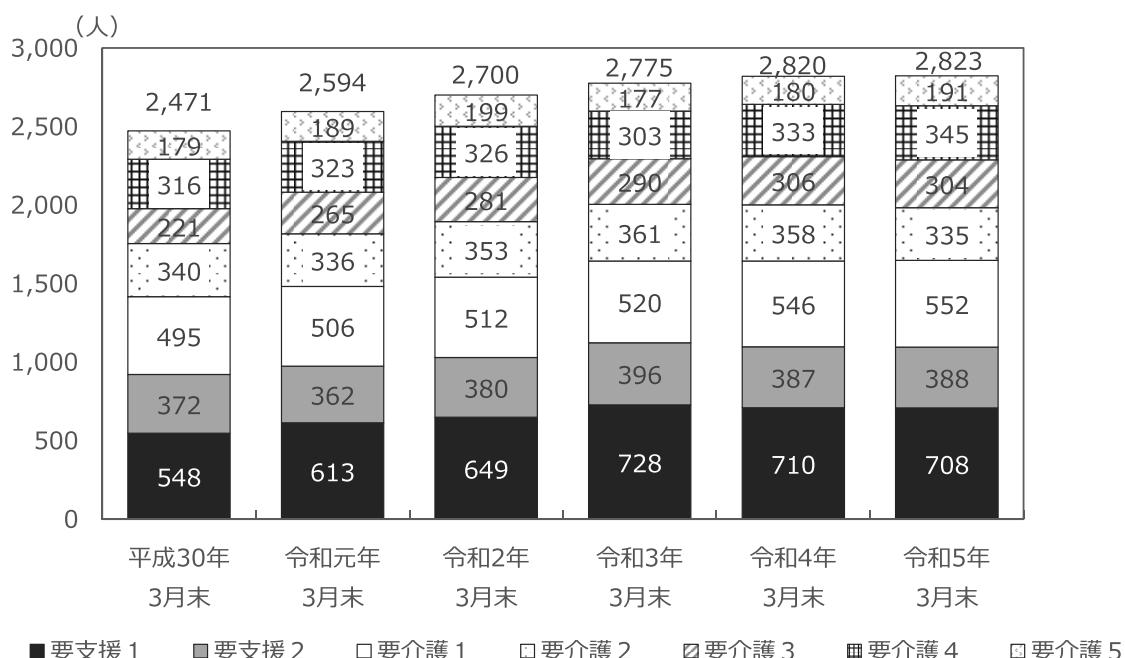
第2節 介護保険事業の状況

1 要支援・要介護認定者の状況

小都市の要支援・要介護認定者数は、近年一貫して増加傾向にあり、令和5年3月末では2,823人となっています。

要支援1・2及び要介護1を軽度者とすると、平成30年3月末の軽度者数は1,415人で、要支援・要介護認定者に占める軽度者割合は57.3%であり、令和5年3月末には軽度者数が1,648人で、要支援・要介護認定者に占める割合が58.4%と、大きな差はありませんでした。

<要支援・要介護認定者数の推移>



(単位：人)

	平成30年(2018年) 3月末	令和元年(2019年) 3月末	令和2年(2020年) 3月末	令和3年(2021年) 3月末	令和4年(2022年) 3月末	令和5年(2023年) 3月末
総数	2,471	2,594	2,700	2,775	2,820	2,823
要支援1	548	613	649	728	710	708
	22.2%	23.6%	24.0%	26.2%	25.2%	25.1%
要支援2	372	362	380	396	387	388
	15.1%	14.0%	14.1%	14.3%	13.7%	13.7%
要介護1	495	506	512	520	546	552
	20.0%	19.5%	19.0%	18.7%	19.4%	19.6%
要介護2	340	336	353	361	358	335
	13.8%	13.0%	13.1%	13.0%	12.7%	11.9%
要介護3	221	265	281	290	306	304
	8.9%	10.2%	10.4%	10.5%	10.9%	10.8%
要介護4	316	323	326	303	333	345
	12.8%	12.5%	12.1%	10.9%	11.8%	12.2%
要介護5	179	189	199	177	180	191
	7.2%	7.3%	7.4%	6.4%	6.4%	6.8%

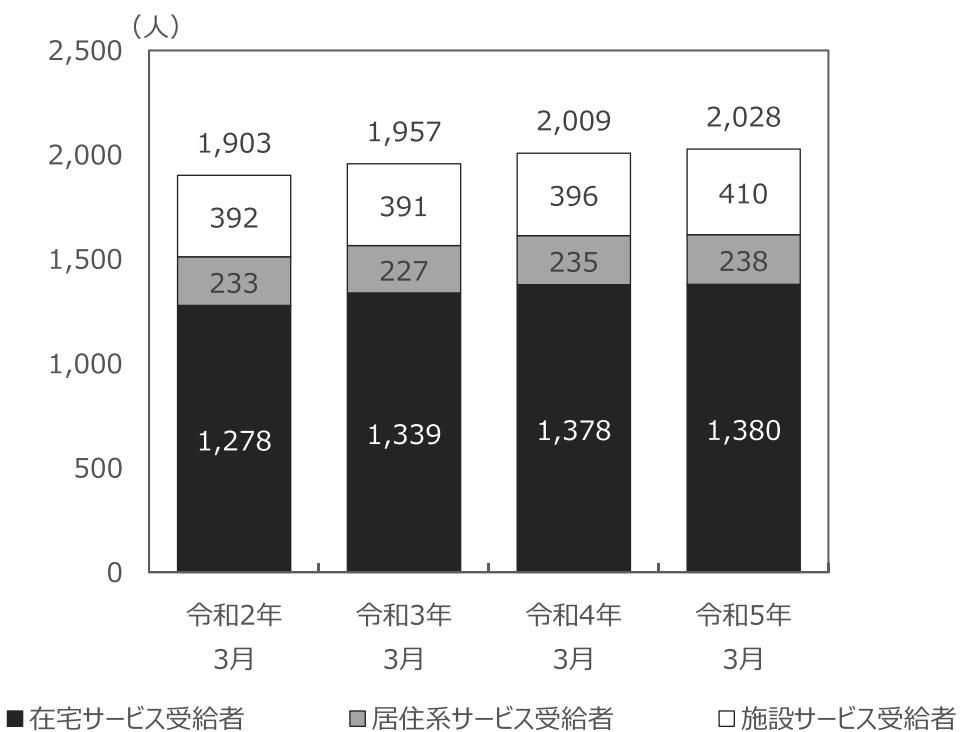
資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 介護サービス受給者の状況

介護サービス受給者数は、令和2年3月に比べると、令和5年3月では増加しています。

介護サービス別でみると、施設サービスや居住系サービスはほぼ横ばいですが、在宅サービス受給者は一貫して増加しています。

<介護サービス受給者数の推移>



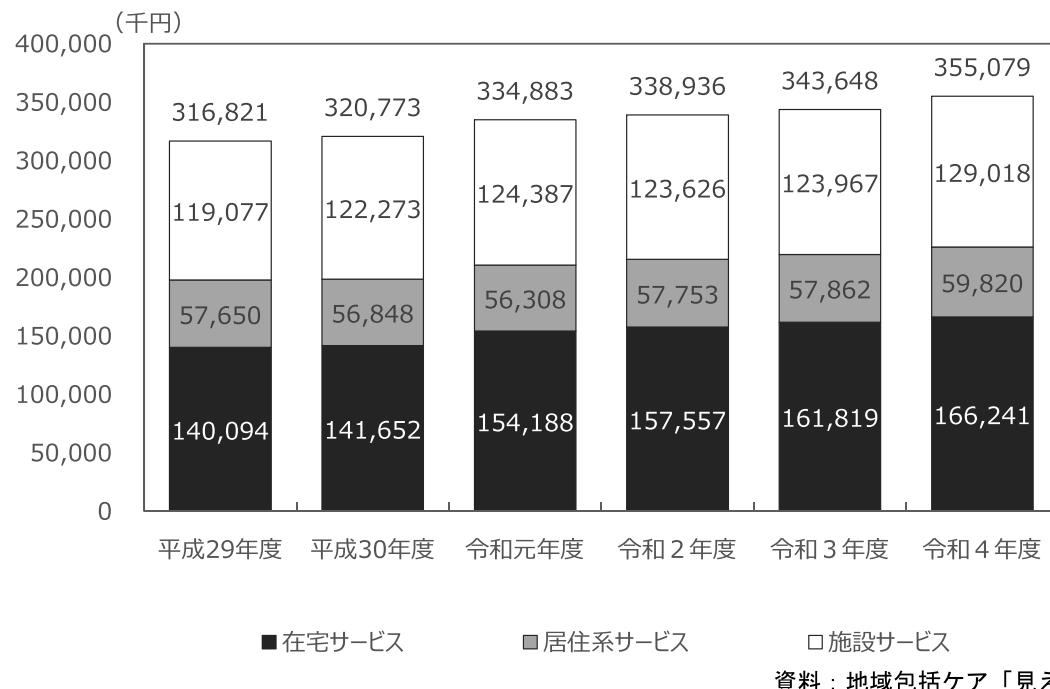
資料：地域包括ケア「見える化」システム

3 介護費用額の状況

小都市の介護費用月額は、近年増加傾向にあります。

介護サービス別の構成割合をみると、令和4年度では、在宅サービスが約47%、居住系サービスが約17%、施設サービスが約36%を占めています。

＜介護費用月額の推移＞



■在宅サービス

■居住系サービス

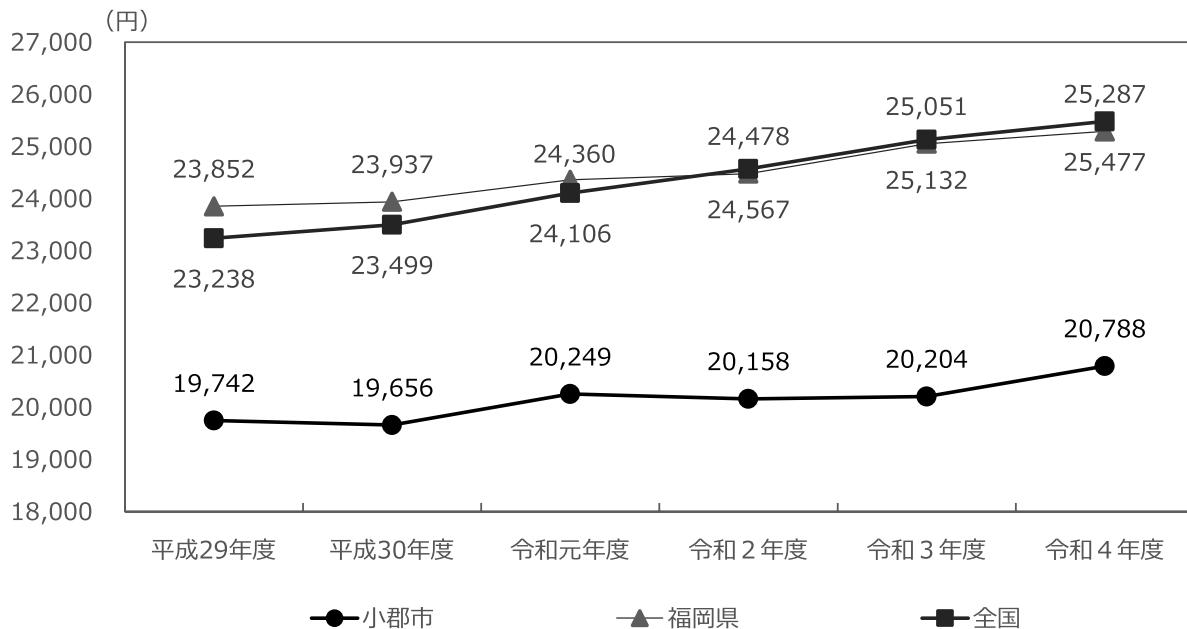
□施設サービス

資料：地域包括ケア「見える化」システム

小郡市の第1号被保険者1人1月あたり費用額は、平成29年度に19,742円であったものが、令和4年度には20,788円となっています。

また、小郡市の費用額は、福岡県と全国の金額を大きく下回っています。

＜第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移の比較＞



資料：地域包括ケア「見える化」システム

第3節 調査結果の概要

1 高齢者生活実態調査・高齢者在宅介護実態調査

① 調査の概要

- ・調査地域 : 小郡市全域
- ・調査対象者 : 65歳以上の方の中から無作為に抽出
(一般高齢者) 認定を受けていない人、要支援認定者 1,000名
(認定者) 要支援・要介護認定を受け在宅で生活している方 1,000名
- ・調査期間 : 令和5(2023)年3月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

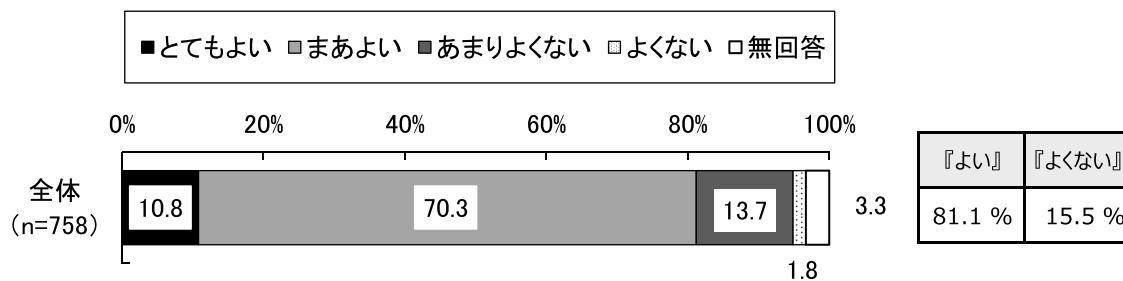
	配布数(A)	回収票数(B)	回収率
一般高齢者	1,000	758	75.8%
認定者	1,000	627	62.7%

② 調査の結果

(ア) 一般高齢者

問：現在の健康状態はいかがですか

<単数回答>



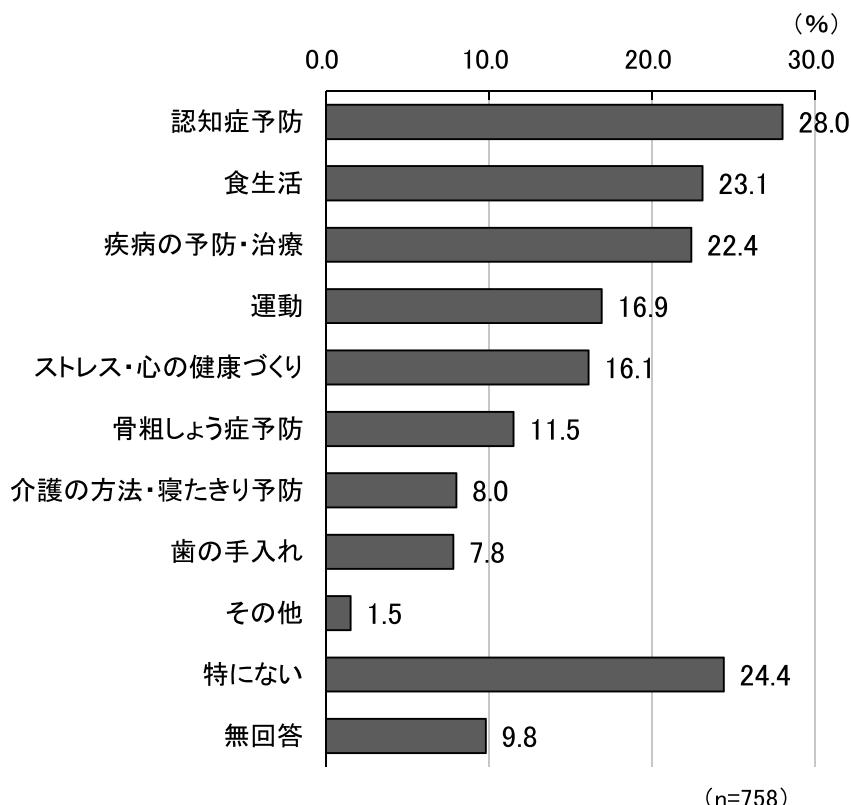
現在の健康状態は、「まあよい」が 70.3% で最も高くなっています。次いで「あまりよくない」が 13.7%、「とてもよい」が 10.8% です。「よい」(「とてもよい」+「まあよい」) は 81.1%、「よくない」(「あまりよくない」+「よくない」) は 15.5% です。

一般高齢者の中では自身の健康状態が良い状態であると考えている人が約 81% となっています。自身の健康状態がどのような状態であるかを意識しつつ、日頃から健康づくりのための活動を行い、健康な状態を維持していくことが大切です。

健康状態が「良い」人については、今後も健康状態を維持していくよう健康づくり事業への参加を促していくことが求められます。また健康状態の「よくない」人については、健康診断の受診や健康相談に結び付け、健康状態の改善につなげる取組が必要となります。

問：健康について、どのようなことが知りたいですか

<複数回答>



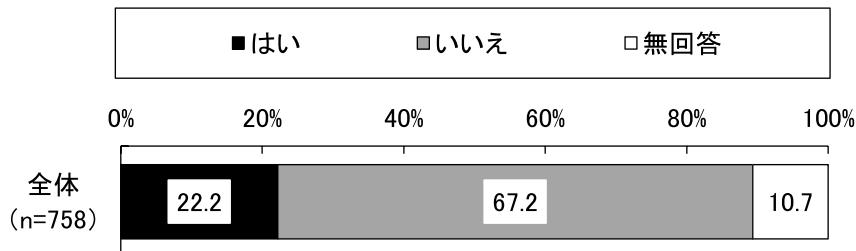
健康について知りたいことは「認知症予防」が28.0%と高くなっています。次いで「食生活」が23.1%、「疾病の予防・治療」が22.4%です。一方で、「特にない」も24.4%と高い状況です。

認知症及び食生活などの日常的な生活に関するものや、予防に関するものへの関心が高くなっています。

認知症については、在宅での介護が難しいと考える要因として最も高く、本市においても認知症予防から認知症になった方、その家族の地域生活支援について取り組んでいるところです。今後は「認知症予防」への関心が高い方を中心に、認知症予防事業、認知症サポーター等の活動の理解を促進し、活動への参加、支援者としての参加に結び付けていく必要があります。

問：外出を控えていますか

<単数回答>

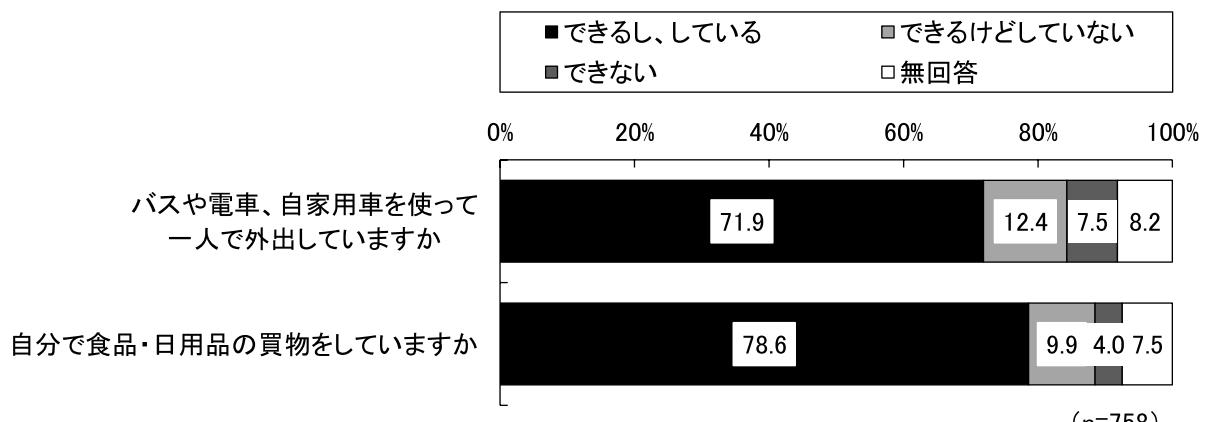


外出を控えているかどうかについては「はい」が22.2%、「いいえ」が67.2%となっています。健康な状態を維持するためには外出し、適度な運動をしたり、ご近所の人たちと話したりすることも重要となってきます。

問：バスや電車、自家用車を使って一人で外出していますか

問：自分で食品・日用品の買物をしていますか

<単数回答>



バスや電車、自家用車などを使って一人で外出をしているかについては、「できるし、している」が71.9%で最も高くなっています。次いで「できるけどしていない」が12.4%、「できない」が7.5%となっています。

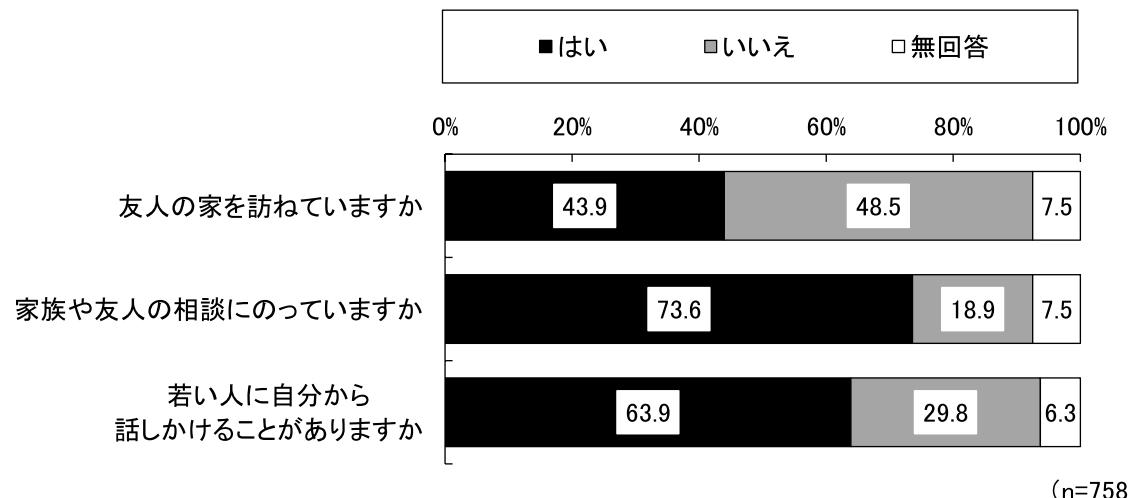
自分で食品・日用品の買物をしているかについては「できるし、している」が78.6%で最も高くなっています。次いで「できるけどしていない」が9.9%となっています。

問：友人の家を訪ねていますか

問：家族や友人の相談にのっていますか

問：若い人に自分から話しかけることがありますか

<単数回答>



(n=758)

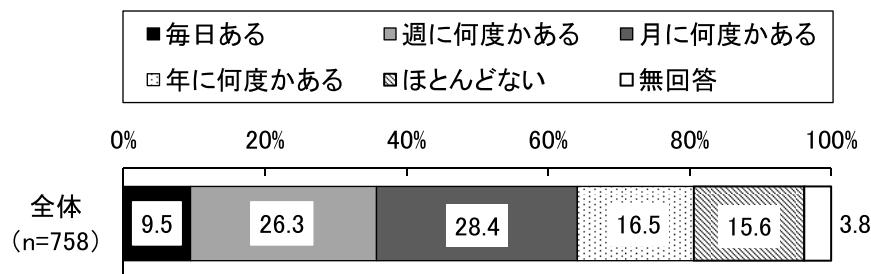
友人の家を訪ねているかについては「いいえ」が48.5%、「はい」が43.9%となっています。

家族や友人の相談にのっているかについては「はい」が73.6%、「いいえ」が18.9%となっています。

若い人に自分から話しかけることがあるかについては、「はい」が63.9%、「いいえ」が29.8%となっています。

問：友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

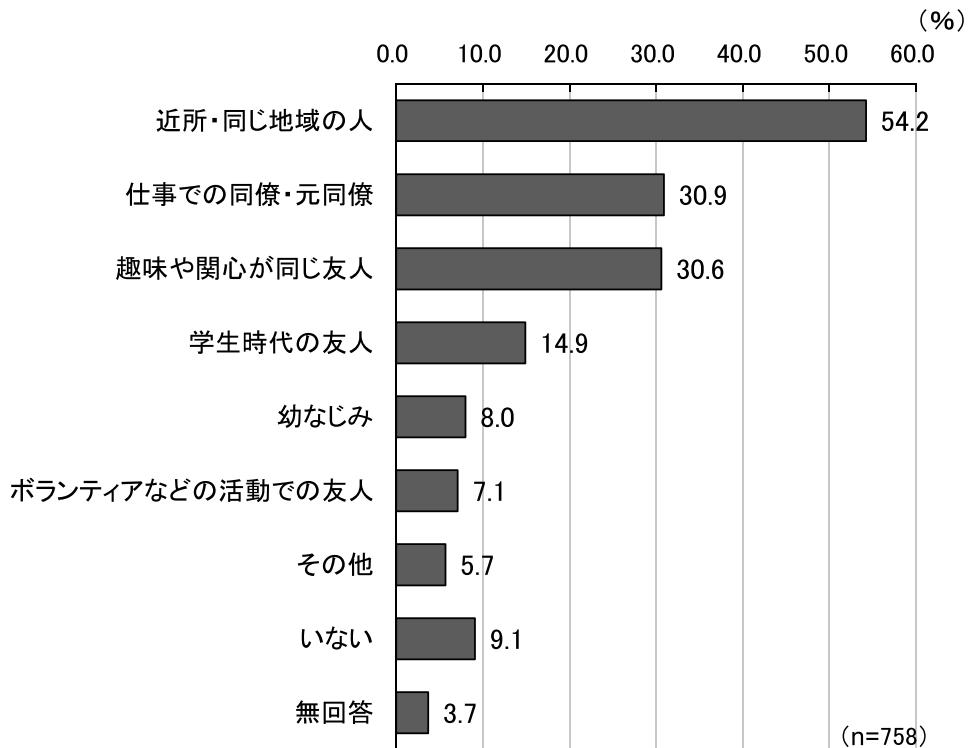
<単数回答>



友人・知人と会う頻度は、「月に何度かある」が28.4%で最も高く、次いで「週に何度かある」が26.3%、「年に何度かある」が16.5%となっています。

問：よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか

<複数回答>

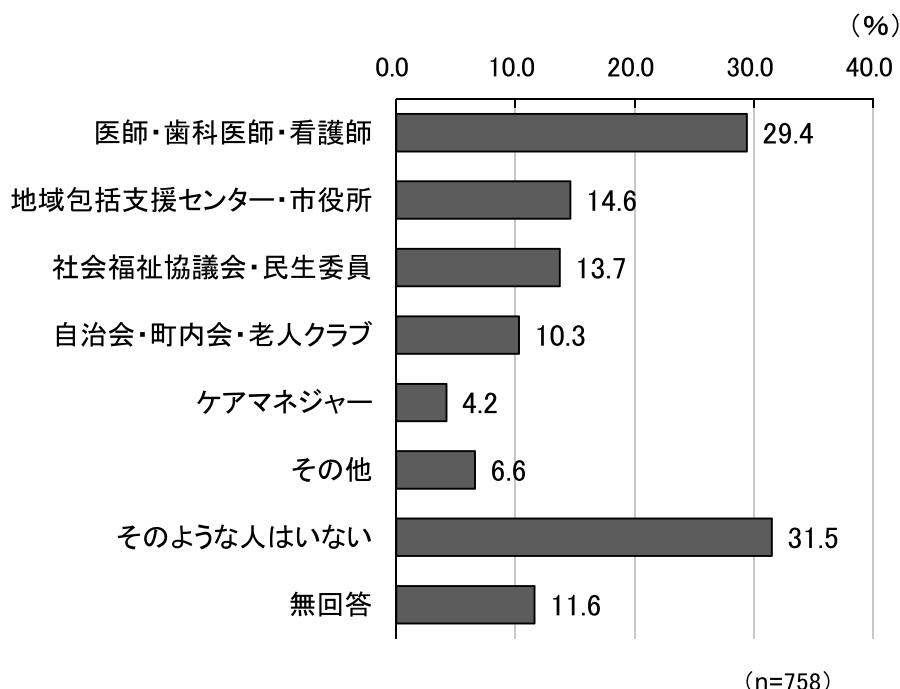


よく会う友人・知人との関係については、「近所・同じ地域の人」が 54.2%で最も高く、次いで「仕事での同僚・元同僚」が 30.9%、「趣味や関心が同じ友人」が 30.6%となっています。

外出し、色々な人と接することは、体の健康とともに、閉じこもりやうつなどを予防し、こころの健康を維持するためにも重要です。また、地域共生社会の実現に向けては、日頃からの近所の方々との交流を通じ、見守りや相談に結びつけていくことが重要となります。

外出を控えている方々については、その阻害要因を明らかにし、移動に関する支援や、集いの場・機会の提供を通して、外出、近隣との交流を進めていくことが必要です。また、これから進められる「重層的支援体制」の中で、日頃の付き合いや要支援者への見守りから、支援へのつなぎができるような関係づくりを進めていくことも必要となります。

問：家族や友人・知人以外で、何かあったときに、ご本人が相談する場所や相手を教えてください
<複数回答>



(n=758)

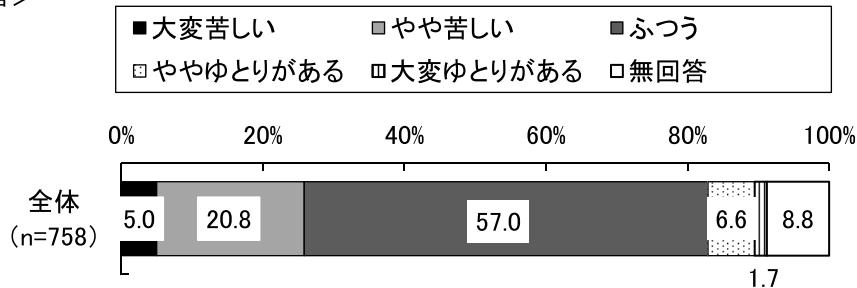
家族や友人・知人以外の相談相手については、「医師・歯科医師・看護師」が29.4%と高くなっています。次いで「地域包括支援センター・市役所」が14.6%となっています。

家族や友人・知人以外の何かあったときの相談相手としては、医療関係者が身近な存在となっている様子がうかがえます。

全体の半数以上が家族や友人・知人以外の相談相手を回答している一方で、「そのような人はいない」が31.5%を占めています。こうした方々に対し、身近な地域で相談できる場所・相手の周知を進め、必要な際には迅速に支援につなげることのできる体制の整備が求められます。

問：現在の暮らしの状況を経済的にみて、どう感じていますか

<単数回答>



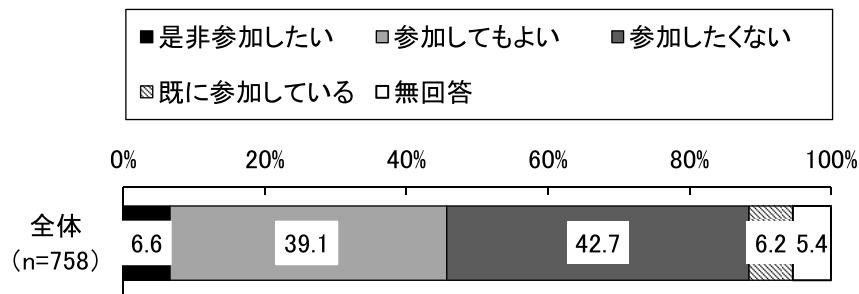
現在の暮らしの経済状況としては、「ふつう」が 57.0%で最も高くなっています。次いで「やや苦しい」が 20.8%、「ややゆとりがある」が 6.6%です。『苦しい（「大変苦しい」+「やや苦しい」）』は 25.8%、『ゆとりがある（「ややゆとりがある」+「大変ゆとりがある」）』は 8.3%です。

経済的にゆとりがあるという人よりも、経済的に苦しいという人の方が多い状況です。

経済的に苦しいと考える方々が要介護状態となった場合に、経済的な負担感から介護保険サービスの利用控えなどに陥らないよう、制度の詳細や低所得者対策などについて周知を進め、適切なサービス利用につなげていく必要があります。

問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりをすすめるとしたら、その活動に参加者として参加してみたいと思いますか

<単数回答>

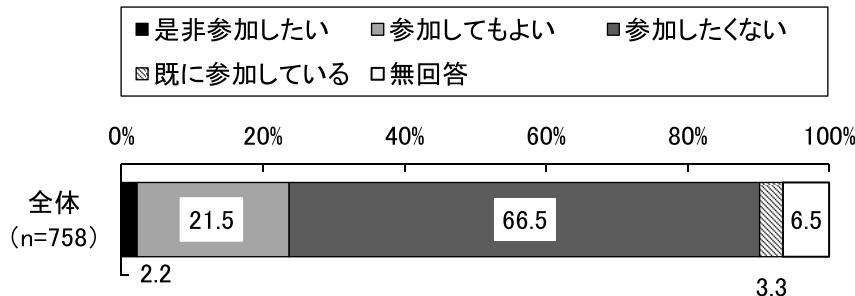


地域活動への参加者としての参加意向は、「参加したくない」が 42.7%で最も高くなっています。次いで「参加してもよい」が 39.1%、「是非参加したい」が 6.6%となっています。

既に参加している人も含めると、参加に前向きな人（「是非参加したい」「参加してもよい」「既に参加している」）が半数以上を占めています。

問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりをすすめるとしたら、その活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

<単数回答>



地域活動への企画・運営（お世話役）としての参加意向は、「参加したくない」が 66.5%で最も高くなっています。次いで「参加してもよい」が 21.5%、「既に参加している」が 3.3%となっています。

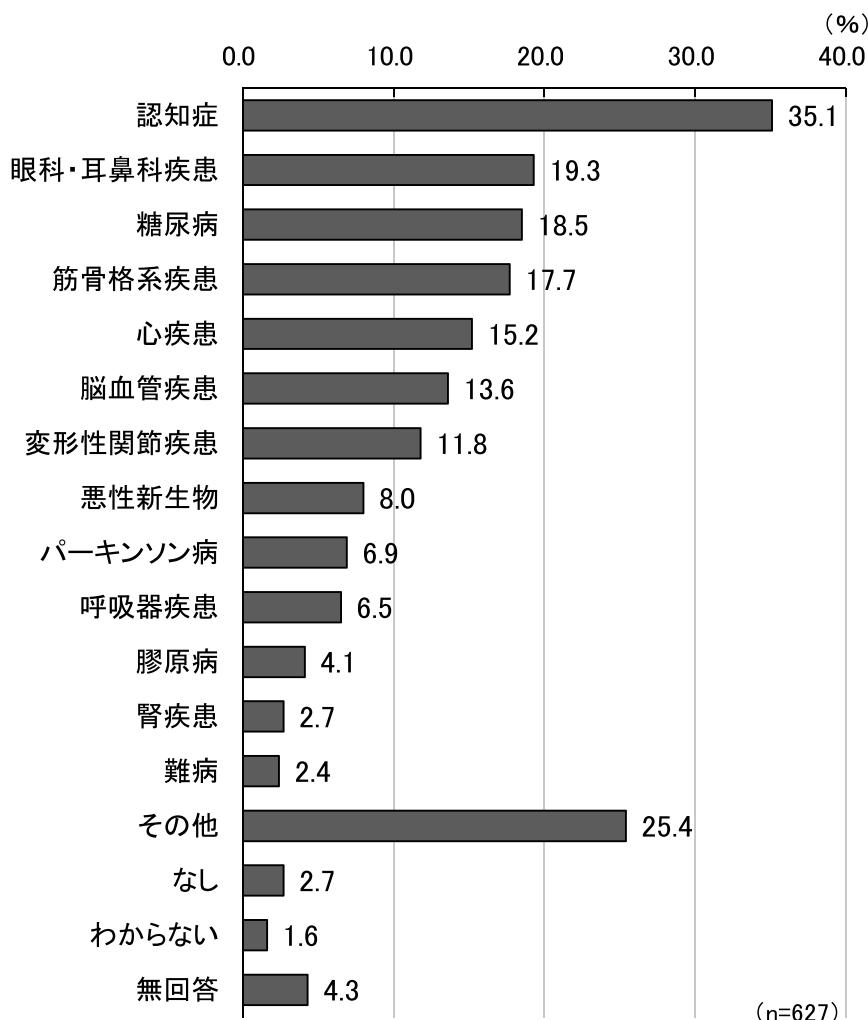
参加者として活動に携わりたいという人は半数以上であったのに対し、企画・運営（お世話役）としての参加となると消極的になる人（「参加したくない」）が半数以上を占めています。

現状では参加者としての意向が半数以上を占めるのに対し、企画・運営での参加意向は3割以下となっています。今後はこうした地域ぐるみでの活動の意義に関する理解を深め、多くの方が参加しやすい環境整備を進め、地域住民が状況に応じ、支える側、支えられる側となって、共に支え、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指していくことが重要になります。

(イ) 認定者

問：現在抱えている傷病について、ご回答ください

<複数回答>



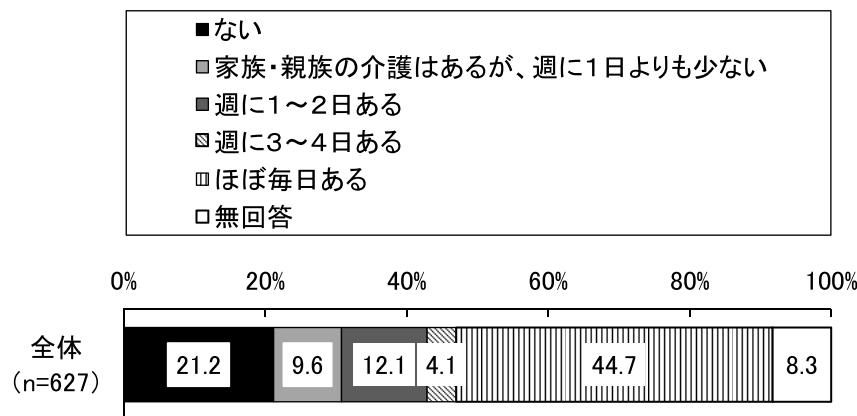
現在抱えている傷病については「認知症」が35.1%で最も高くなっています。次いで「眼科・耳鼻科疾患」が19.3%、「糖尿病」が18.5%となっています。

要介護状態の原因となる認知症が多くなっています。

認知症状の悪化は、介護者が在宅での介護が困難と判断する際の大きな要因となるため、在宅介護の継続の視点からは、認知症予防に関する取組を強化するとともに、地域で認知症患者やその家族を支える「認知症サポーター」の養成促進、認知症の方の財産管理や意思決定支援を行う「成年後見制度」の周知と利用促進が喫緊の課題となります。

問：ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族などからの介護を含みます）

<単数回答>

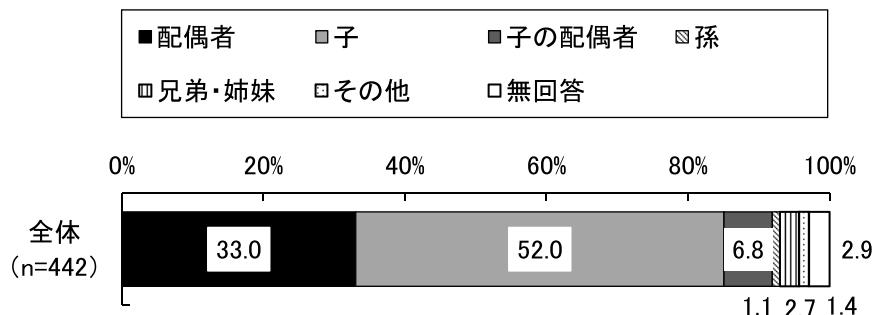


家族・親族からの介護の頻度は、「ほぼ毎日ある」が 44.7%で最も高くなっています。次いで「ない」が 21.2%、「週に 1~2 日ある」が 12.1%となっています。

多くの方が家族や親族からの介護を受けている状況ですが、「ない」という方も 2 割ほど存在しております、見守りや重度化の防止に向けた支援が必要です。

問：主な介護者の方は、どなたですか

<単数回答>

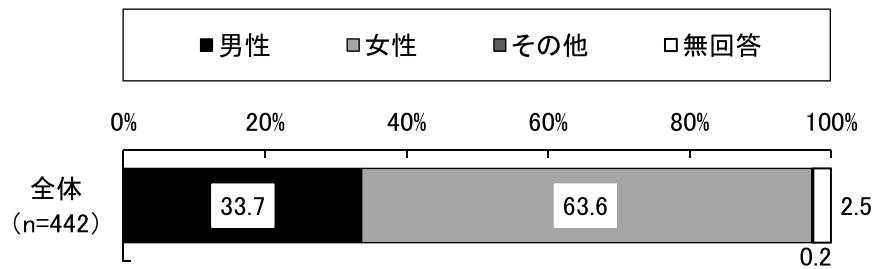


主な介護者は「子」が 52.0%で最も高くなっています。次いで「配偶者」が 33.0%、「子の配偶者」が 6.8%となっています。

9 割の人が配偶者や子、子の配偶者からの介護を受けている状況です。

問：主な介護者の方の性別について

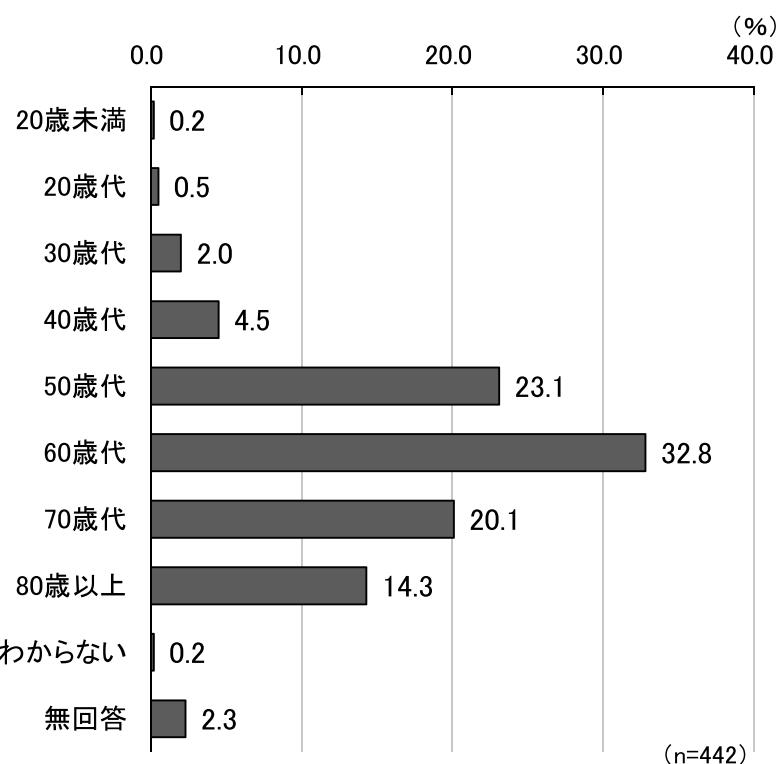
<単数回答>



主な介護者の性別は「男性」が33.7%、「女性」が63.6%で女性の方が多くなっています。

問：主な介護者の方の年齢について

<単数回答>



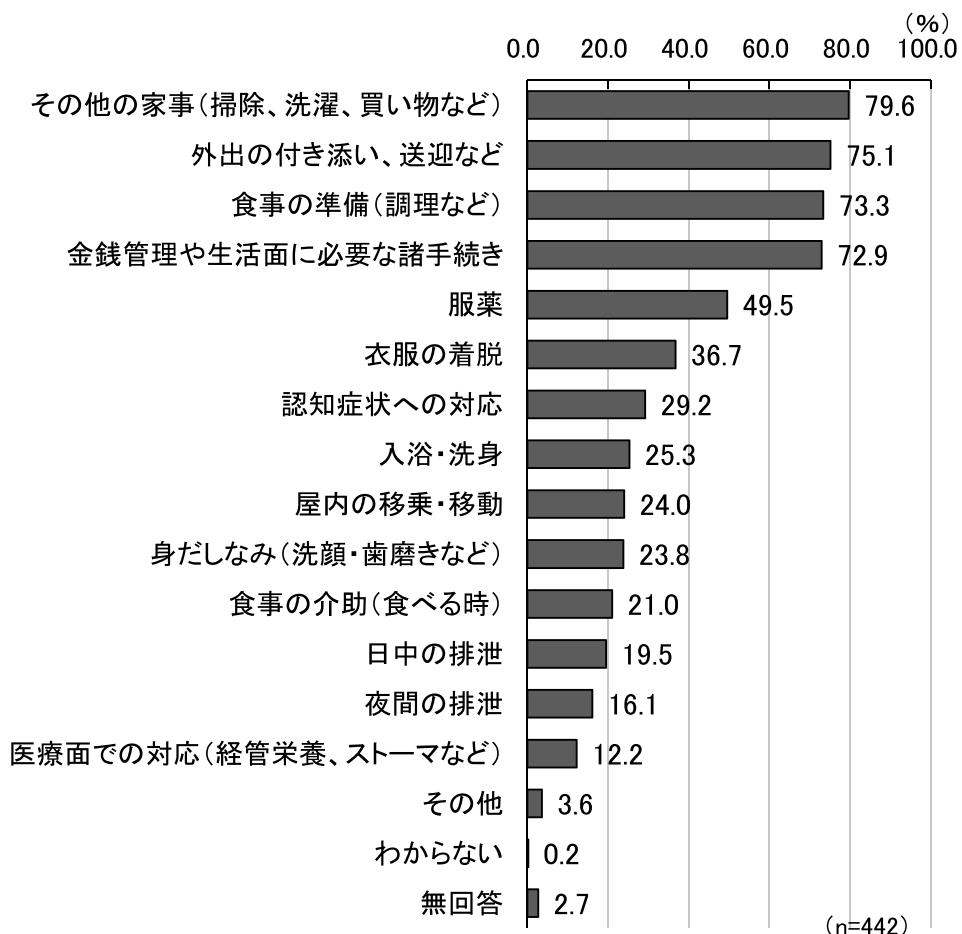
主な介護者の年齢は「60歳代」が32.8%で最も高くなっています。次いで「50歳代」が23.1%、「70歳代」が20.1%となっています。

主な介護者の性別は「女性」が6割を占めており、女性の負担割合が高くなっています。また、年齢は60歳以上が6割超となっており、“老々介護”が懸念されます。

家族介護教室や家族介護者への支援等が必要です。

問：現在、主な介護者の方が行っている介護等について

<複数回答>



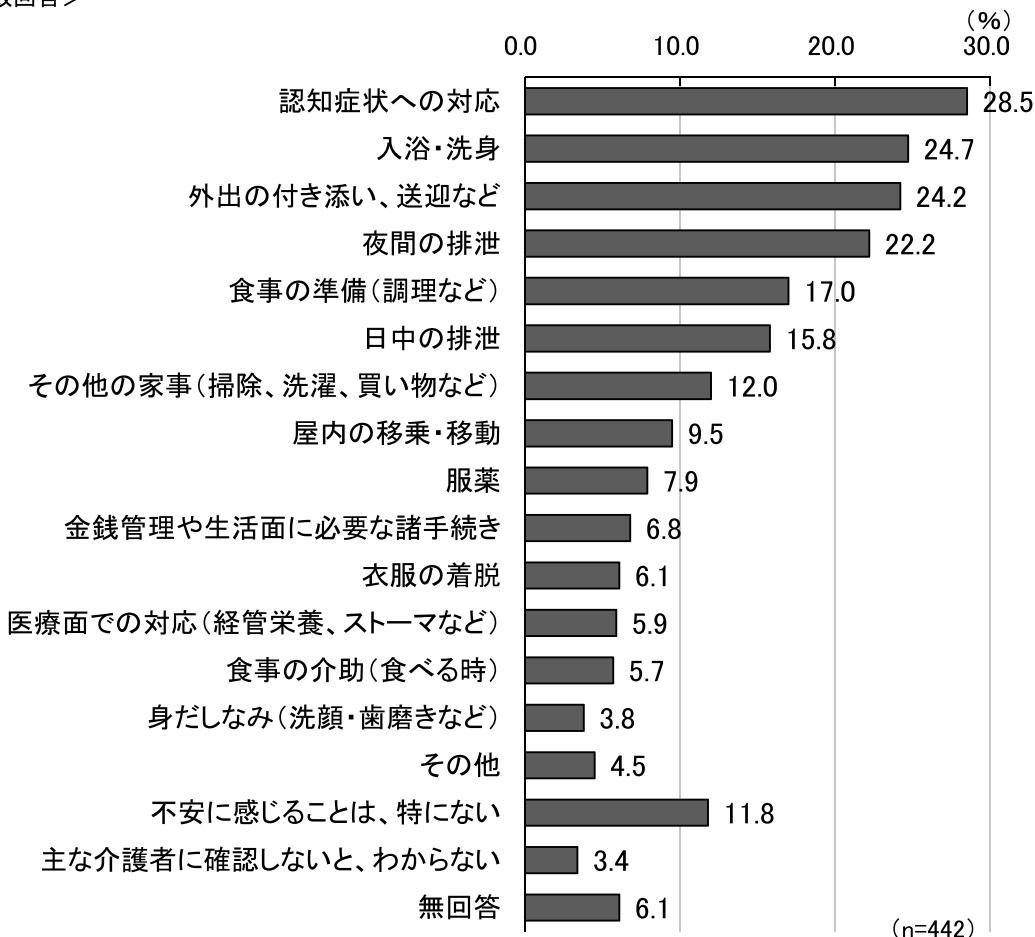
主な介護者が行っている介護等については、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物など）」が79.6%で最も高くなっています。次いで、「外出の付き添い、送迎など」が75.1%、「食事の準備（調理など）」が73.3%となっています。

介護の内容としては、掃除、洗濯、外出の支援、食事の準備などの日常生活に関する身の回りのお世話や、金銭管理や生活面に必要な諸手続きが多い状況です。

主な介護者が行っている介護では、家事や外出の手伝い、金銭管理や諸手続きの割合が高くなっています。“老々介護”も進行する中、家事や外出支援などの必要性は高くなっていると考えられます。また金銭管理や諸手続きについては、特に独居や高齢者夫婦世帯に対して、成年後見制度の周知や利用促進を図っていく必要があります。

問：現在の生活を維持していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護などについて

<複数回答>

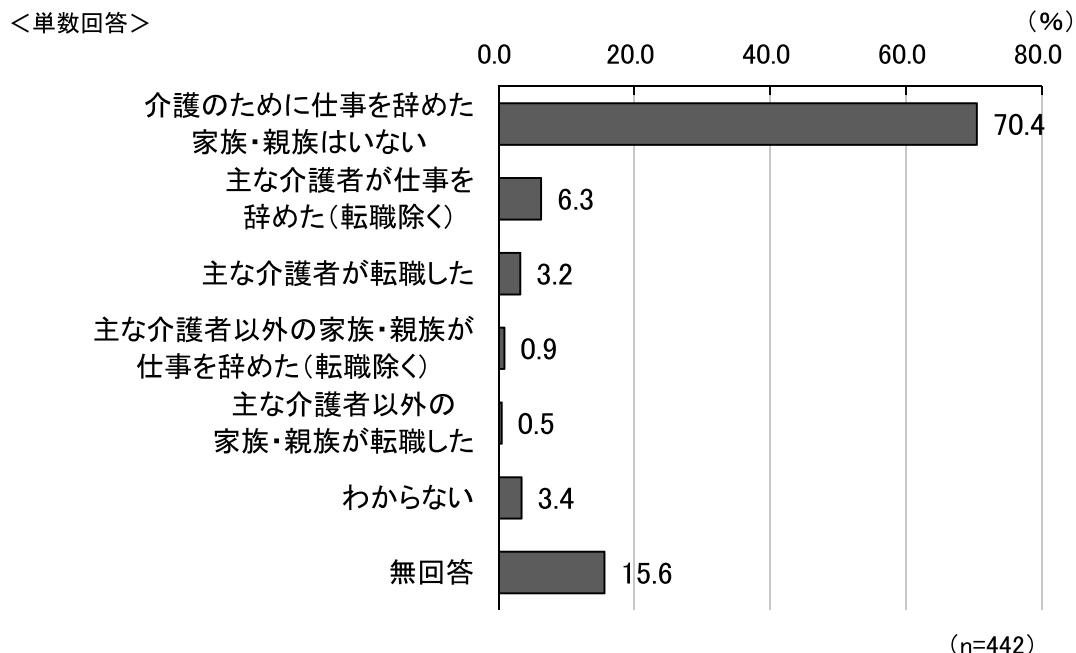


主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が 28.5%で最も高くなっています。次いで「入浴・洗身」が 24.7%、「外出の付き添い、送迎など」が 24.2%、「夜間の排泄」が 22.2%となっています。

認知症状への対応や、入浴・洗身、夜間の排泄などの介護に不安を感じる介護者が多くなっています。

不安を感じる介護としては「認知症状への対応」が最も高い割合を占めています。在宅生活の継続に向けて、認知症予防及び周囲の認知症への理解促進、認知症家族への地域ぐるみでの支援が必要です。

問：ご家族やご親族のなかで、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか

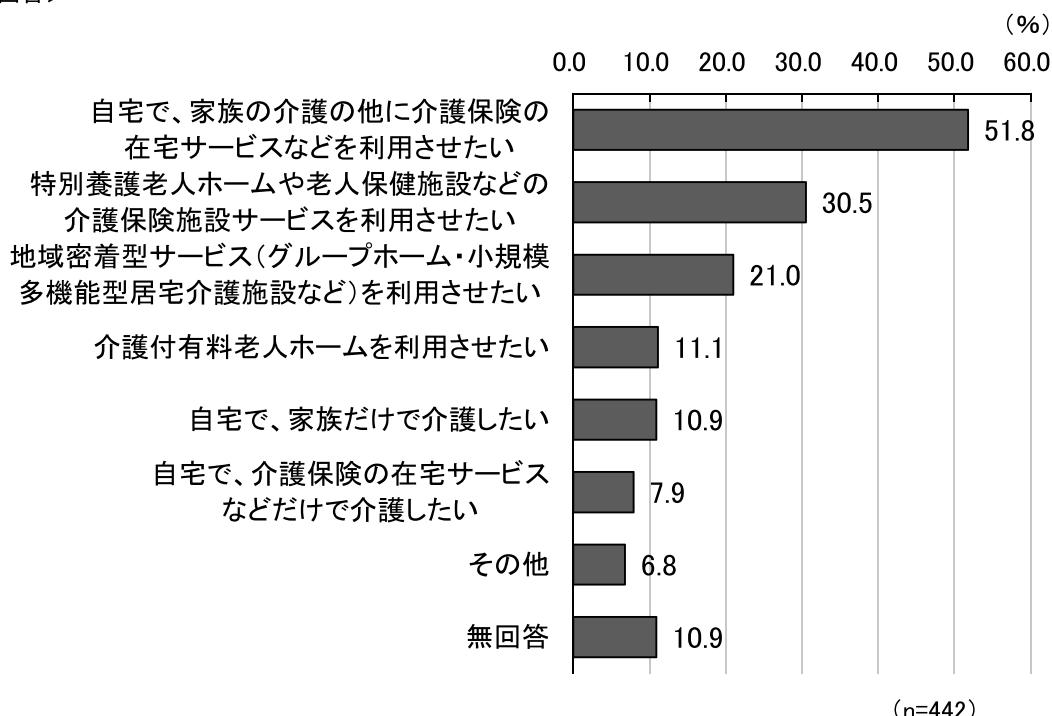


介護を理由として退職した家族・親族の有無については「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が70.4%で最も高くなっています。次いで「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が6.3%、「主な介護者が転職した」が3.2%です。

介護を理由とした離職の割合は低い傾向にありますが、介護離職を理由とした経済的困窮等を防ぐため、事業者に対しても、在宅介護を継続していくために主な介護者の働き方に対する理解と介護休業等の利用や就労形態への配慮など理解を進めていくことが必要です。

問：主な介護者の方は、今後どのように介護していきたいと思いますか

<複数回答>

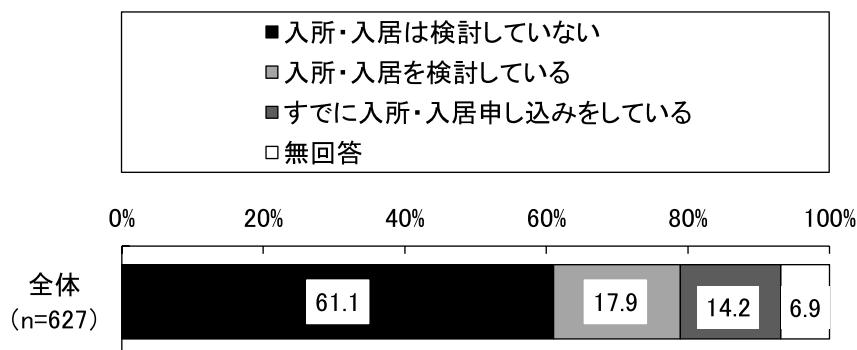


主な介護者の今後の介護方針については「自宅で、家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用させたい」が 51.8% で最も高くなっています。次いで「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設サービスを利用させたい」が 30.5%、「地域密着型サービス（グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設など）を利用させたい」が 21.0% です。

多くの人が介護保険の在宅サービスを利用し、自宅で介護を継続したいと考えている様子がうかがえます。

問：現時点での施設などへの入所・入居の検討状況について

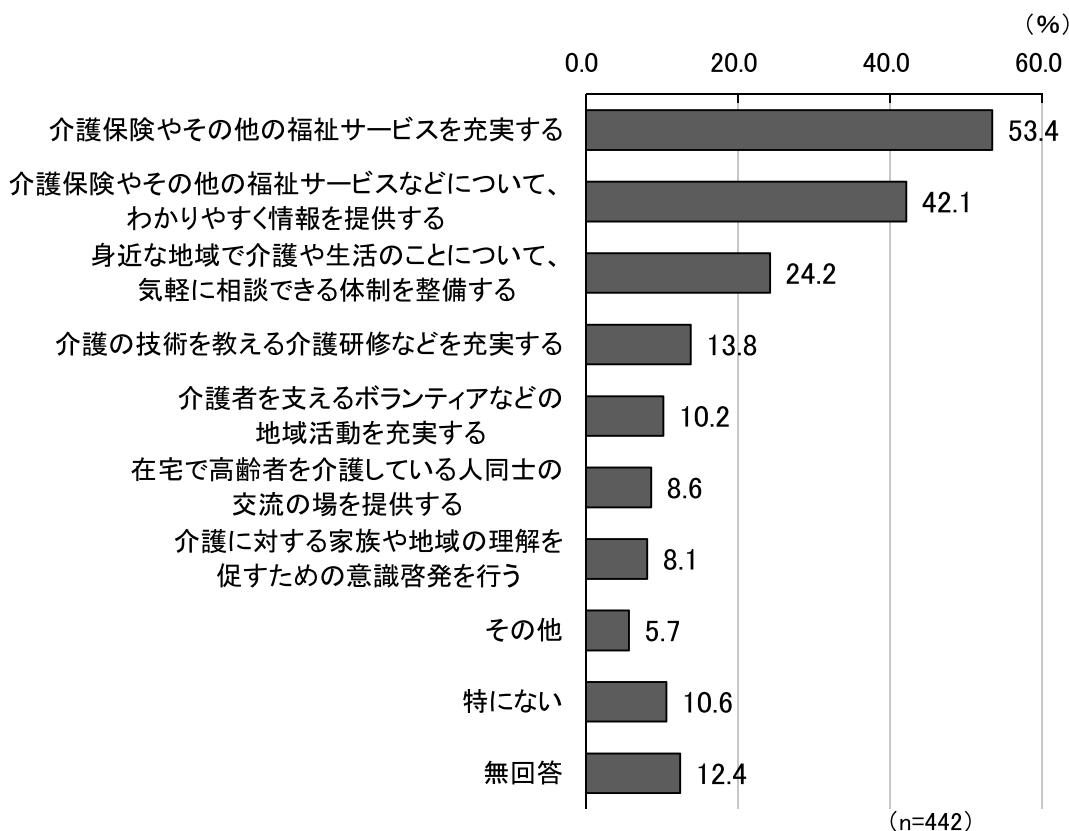
<単数回答>



施設などへの入所・入居の検討状況については「入所・入居は検討していない」が 61.1% で最も高くなっています。

問：今後も在宅で介護を続けるには、どのような支援が必要ですか

<複数回答>



今後も在宅介護を続けるうえで必要な支援については、「介護保険やその他の福祉サービスを充実する」が 53.4% で最も高くなっています。次いで「介護保険やその他の福祉サービスなどについて、わかりやすく情報を提供する」が 42.1%、「身近な地域で介護や生活のことについて、気軽に相談できる体制を整備する」が 24.2% となっています。

介護保険や福祉サービスを充実することはもちろんですが、それに加えてわかりやすい情報発信、身近で気軽な相談体制などの支援が必要と考える人が多くなっています。

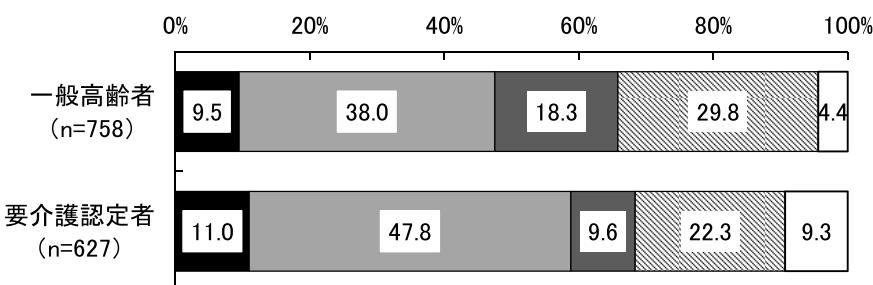
現在在宅で介護を行っている方の多くが、今後も在宅での介護を考えている状況です。在宅介護への支援に向け、介護保険サービスその他の福祉サービスの充実をはじめとして、一層の情報提供、理解促進に向けた取組と、身近な場所での相談支援体制の整備が求められています。

(ウ) 一般高齢者・認定者共通

問：介護保険料と介護サービスのあり方についての考え方最も近いものはどれですか

<単数回答>

- 保険料が今より高くなても、サービスを充実させたほうが良い
- 保険料も介護サービスも、現状の程度で良い
- サービス水準を今より抑えても、保険料が安くなる方が良い
- わからない
- 無回答

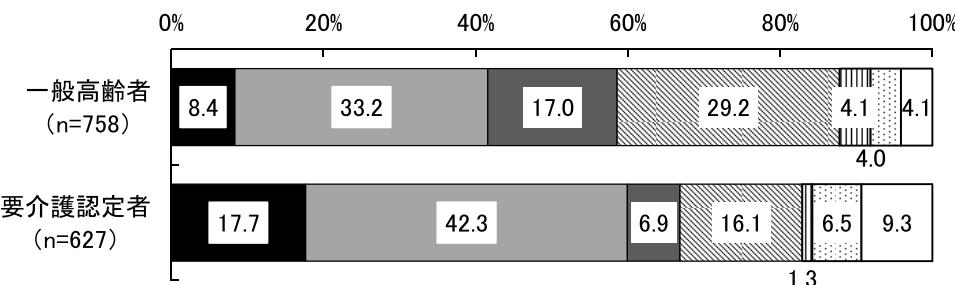


介護保険料と介護サービスのあり方については、要介護認定者は一般高齢者よりも「保険料も介護サービスも、現状の程度で良い」が9.8ポイント高くなっています（一般高齢者 38.0%、要介護認定者 47.8%）。また、「保険料が今よりも高くなても、サービスを充実させたほうが良い」も要介護認定者は 1.5 ポイント高くなっています（一般高齢者 9.5%、要介護認定者 11.0%）。

問：今後、介護が必要になったときは、どこで生活していきたいですか

<単数回答>

- 自宅や親族の家で家族だけの介護を受けて生活したい
- 自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい
- 自宅で介護保険の在宅サービスだけを利用して生活したい
- 市内の入所施設を利用したい
- 市外の入所施設を利用したい
- その他
- 無回答



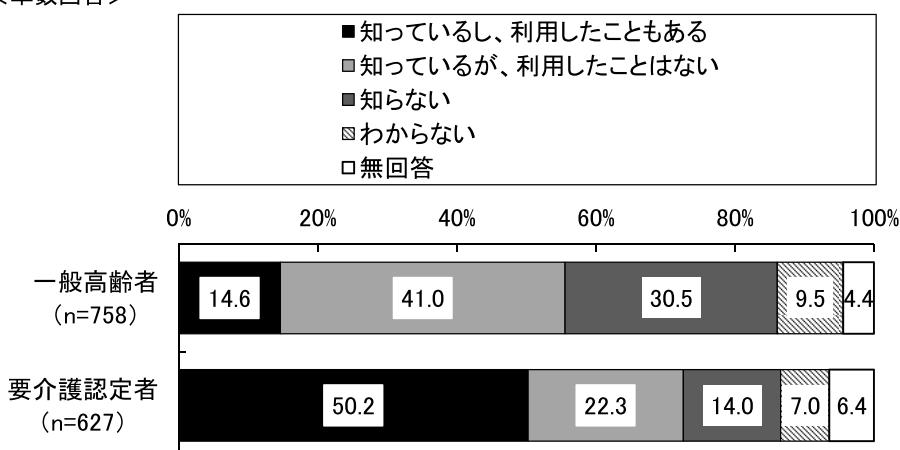
介護が必要になったとき、生活したい場所については、一般高齢者は「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が33.2%で最も高く、次いで「市内の入所施設を利用したい」が29.2%、「自宅で介護保険の在宅サービスだけを利用して生活したい」が17.0%となっています。

一方、要介護認定者では「自宅で家族の介護の他に介護保険の在宅サービスなどを利用して生活したい」が42.3%で最も高いのは一般高齢者と共通していますが、以降の順位には差異がみられ、「自宅や親族の家で家族だけの介護を受けて生活したい」が17.7%、「市内の入所施設を利用したい」が16.1%となっています。

一般高齢者、在宅要介護者ともに、多くが介護が必要になってからも自宅での生活を希望しています。今後も介護保険サービス、その他の福祉サービスの適切な利用により、介護が必要になっても在宅での生活が継続できるための支援が必要です。

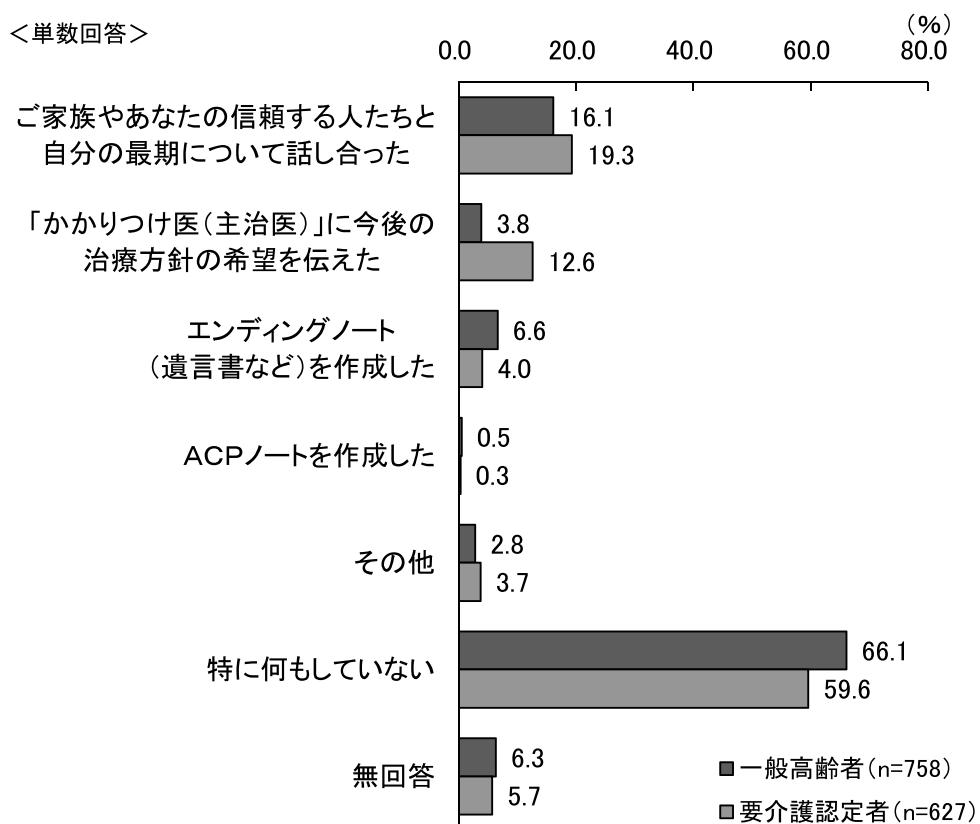
問：「小都市地域包括支援センター」を知っていますか

<単数回答>



「小都市地域包括支援センター」の認知度については、一般高齢者は「知っているし、利用したこともある」が14.6%であるのに対し、要介護認定者では50.2%と一般高齢者よりも35.6ポイント高く、半数が利用経験がある状況です。

問：「もしもの時」のための準備について

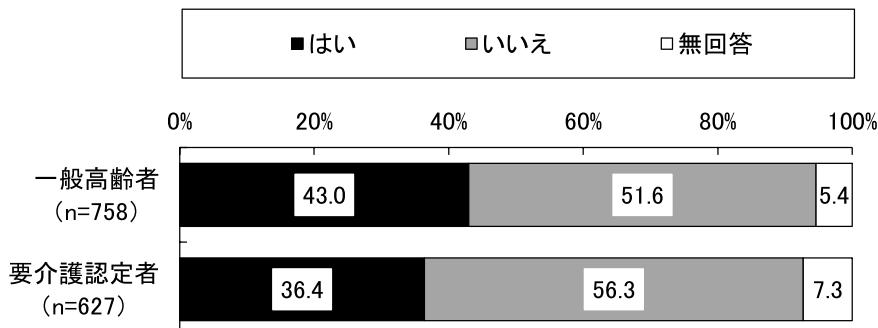


「もしもの時」のための準備状況については、要介護認定者は「かかりつけ医（主治医）」に今後の治療方針の希望を伝えた」の割合が12.6%と、一般高齢者の3.8%よりも8.8ポイント高くなっています。

「もしもの時」のための準備について「特に何もしていない」が6割前後を占め、半数以上の人人が関心が薄い状況にあるようです。今後は、もしもの時に備える必要性について周知を進め、人生を終える時まで自分らしく生きていくためのACPノートの周知、作成に向けた意識の醸成に努めていく必要があります。

問：災害時に避難する場所を相談したり、検討していますか

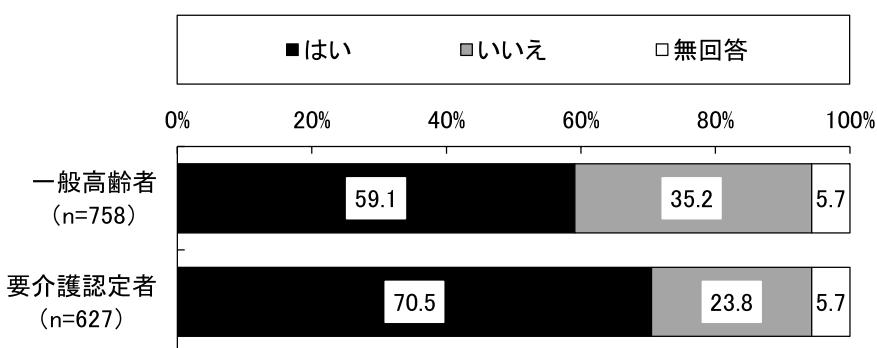
<単数回答>



災害時の避難場所について相談しているかについて、一般高齢者の「はい（している）」が43.0%であるのに対し、要介護認定者は36.4%であり、一般高齢者よりも約6.6ポイント低くなっています。

問：災害時に手助けしてくれる人はいますか

<単数回答>



災害時に手助けしてくれる人の有無については、一般高齢者の「はい（いる）」が59.1%であるのに対し、要介護認定者は70.5%であり、要介護認定者は一般高齢者よりも11.4ポイント高くなっています。

災害時の迅速な避難行動に向け、日ごろから防災に関する意識を高めるとともに、避難に手助けが必要な人については、災害時要支援者名簿への登録を進め、あらかじめ避難計画を立てておくことが必要です。

2 介護事業所実態調査

① 調査の概要

- ・調査地域 : 小郡市全域
- ・調査対象者 : 小郡市内の介護保険サービス事業所
(在宅生活改善調査)
 - ・居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ・上記に所属するケアマネジャー
- ・施設系・居住系サービス事業所
(住所変更実態調査)
 - ・住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む)
- ・介護人材実態調査)
 - ・介護サービス事業所など(全事業所)
- ・調査期間 : 令和5(2023)年3月
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

	配布数(A)	回収票数(B)	回収率
在宅生活改善調査	14	13(事業所票) 116(利用者票)	92.9%
居所変更実態調査	27	21	77.8%
介護人材実態調査	83	74	89.2

② 調査の結果

(ア) 在宅生活改善調査

以下、「自宅等」とは、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人施設・軽費老人ホーム以外のものをさして使用します。

問：所属するケアマネジャーの人数

(上段: 実数、下段: %)

全 体	1人	2~3人	4人以上	無回答	平均
n=13 (事業所)	7	2	4	0	2.9

所属するケアマネジャーの人数は1事業所あたり平均2.9人であり、「1人」53.8%の割合が最も高く、次いで「4人以上」30.8%、「2~3人」15.4%となっています。

問：在宅生活の維持が難しくなっている人の状況

・自宅等から居所を変更している人の状況

居所を変更した人の要介護度は、現時点での在宅生活を送ることが出来る要介護度の限界点を示していると考えられます。今回の調査では、「要介護1」33.8%で最も高く、概ね「要介護3」以上の要介護度では自宅等での生活維持が難しくなるものと推測されます。

自宅からの 居所変更者の 要介護認定度	(n=228) (自宅からの 居所変更者)
要支援1	2.2%
要支援2	1.3%
要介護1	33.8%
要介護2	23.2%
要介護3	15.4%
要介護4	17.5%
要介護5	6.6%
合計	100.0%

・自宅等での生活の維持が難しくなっている人の数

在宅生活改善調査の利用者票はケアマネジャーが回答を行い、各ケアマネジャーが自宅等で生活している利用者のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」について回答したものです。

「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」は116人（回答が得られた利用者全体（936人※）の12.2%）であり、調査の回収率（92.9%）から、市全体では約123人と推計できます。

※事業所票に設けられた「事業所の利用者数」を尋ねた設問の合計値。

(n=936) (全回答事業所 の利用者総数)	自宅等に居住 ／生活上の問 題はない	自宅等に居住 ／生活の維持 が難しい	サ高住・住 宅型有料・軽費 老人ホームに 居住／生活の 維持が難しい	サ高住・住 宅型有料・軽費 老人ホームに 居住／生活上 の問題はない	合計
	69.7%	11.3%	0.9%	18.2%	
					100.0%

・自宅等で生活の維持が難しくなっている人の属性

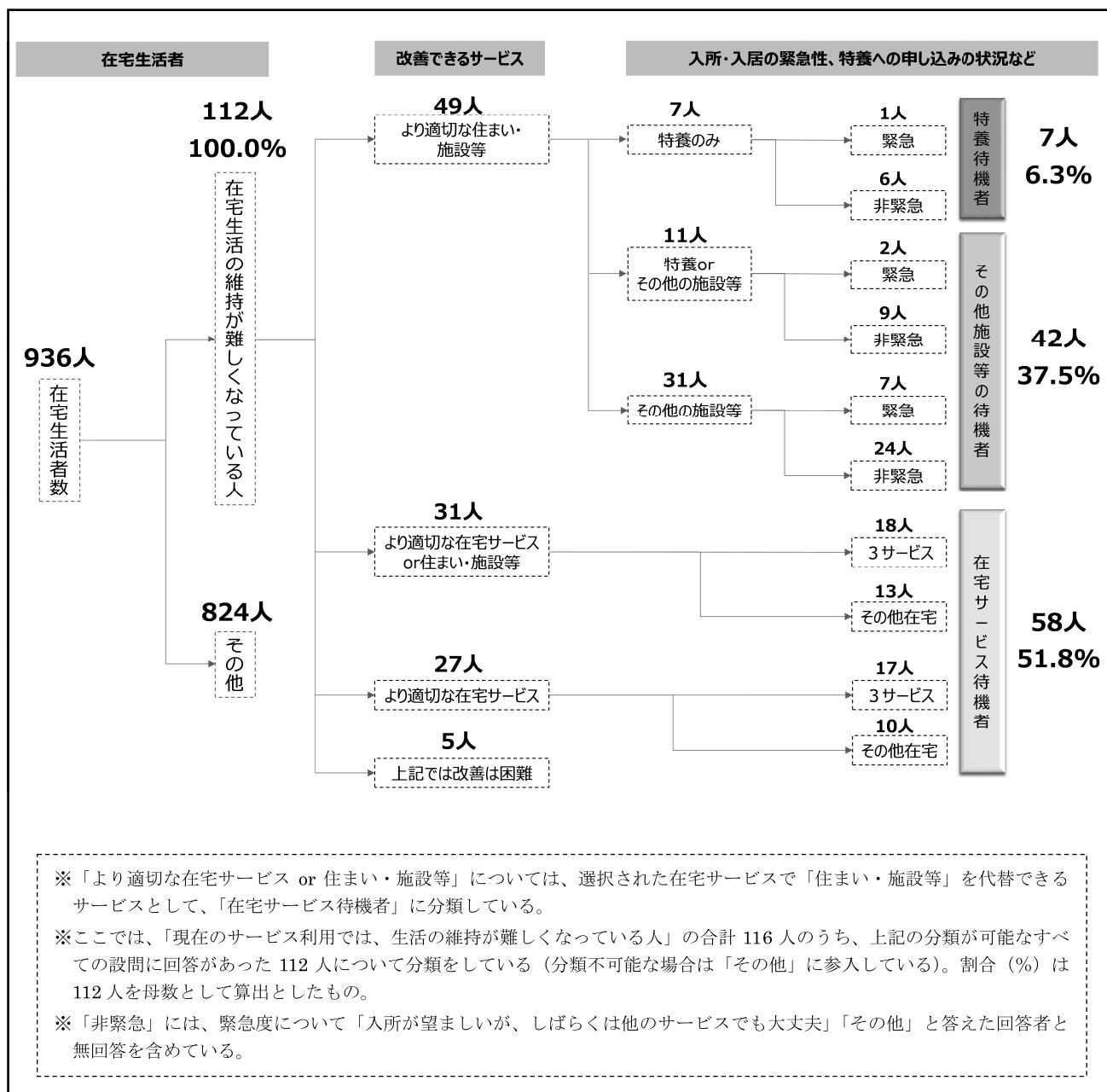
現在、自宅等で生活しており、かつ、自宅等では生活の維持が難しくなっている利用者の属性（世帯構成・居住形態・要介護度）の組み合わせは、「夫婦のみ世帯・自宅等（持ち家）・要介護2以下」の割合が20.7%（24人）で最も高く、次いで、「独居・自宅等（持ち家）・要介護2以下」の割合が18.1%（21人）となっています。

類型	回答数	割合	世帯類型				居所			要介護度	
			独居	夫婦のみ世 帯	単身の子ど もとの同居	その他世帯	自宅等(持 ち家)	自宅等(借 家)	サ高住・住 宅型有料・ 軽費	介2以下	介3以上
1	24人	20.7%		★			★			★	
2	21人	18.1%	★				★			★	
3	17人	14.7%				★	★			★	
上記以外	54人	46.6%									
合計	116人	100.0%									

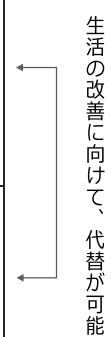
・自宅等で生活の維持が難しい利用者状況を改善するために必要なサービス

下図は、ケアマネジャーの視点から、担当する利用者（自宅等で生活している要介護・要支援者）のうち、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」について、生活の改善に必要なサービスを回答いただき、必要な在宅サービス、もしくは施設・住まい等や、入所・入居の緊急性等から分類したものです。

在宅サービスの改善で生活の維持が可能な「在宅サービス待機者」が 51.8%を占めています。次いで、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、特定施設などの「その他施設等の待機者」が 37.5%、「特養待機者」が 6.3%で、その中でも「緊急」な待機者は1人となっています。



下図は、「その他施設等の待機者」（特養+その他施設等の重複も含む）と「在宅サービス待機者」の生活改善に必要なサービスを整理したものです。「その他施設等の待機者」（特養+その他施設等の重複も含む）では、「グループホーム」59.5%（25人）が最も高くなっています。「在宅サービス待機者」では、「ショートステイ」39.7%（23人）が最も高く、次いで「通所介護、通所リハ、認知症対応型通所」36.2%（21人）、「小規模多機能」34.5%（20人）などが生活改善に必要なサービスとして多く挙げられています。



生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(42人)			在宅サービス待機者(58人)		
住まい・施設等	住宅型有料	14人	33.3%	住宅型有料	13人	22.4%
	サ高住	3人	7.1%	サ高住	8人	13.8%
	軽費老人ホーム	0人	0.0%	軽費老人ホーム	0人	0.0%
	グループホーム	25人	59.5%	グループホーム	15人	25.9%
	特定施設	3人	7.1%	特定施設	0人	0.0%
	介護老人保健施設	4人	9.5%	介護老人保健施設	5人	8.6%
	療養型・介護医療院	4人	9.5%	療養型・介護医療院	3人	5.2%
	特別養護老人ホーム	11人	26.2%	特別養護老人ホーム	4人	6.9%
在宅サービス	-			ショートステイ	23人	39.7%
	-			訪問介護、訪問入浴	12人	20.7%
	-			夜間対応型訪問介護	2人	3.4%
	-			訪問看護	7人	12.1%
	-			訪問リハ	5人	8.6%
	-			通所介護、通所リハ、認知症対応型通所	21人	36.2%
	-			定期巡回サービス	14人	24.1%
	-			小規模多機能	20人	34.5%
	-			看護小規模多機能	8人	13.8%

※割合（%）は、それぞれ、その他施設等の待機者（42人）、在宅サービス待機者（58人）を100%としたもの。
※在宅サービス待機者について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」もしくは「在宅サービス」と両方を回答している場合は、代替が可能と捉える。

調査の結果から「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者」は、市全体では約123人と推計されます。その世帯状況としては独居の方が多くなっています。そのうち半数以上は在宅サービスで「住まい・施設等」を代替できる人となっていますので、これらの方々に適切な在宅サービスの提供を通じ、在宅生活を継続していく支援を行うことが必要になっています。

(イ) 居所変更実態調査

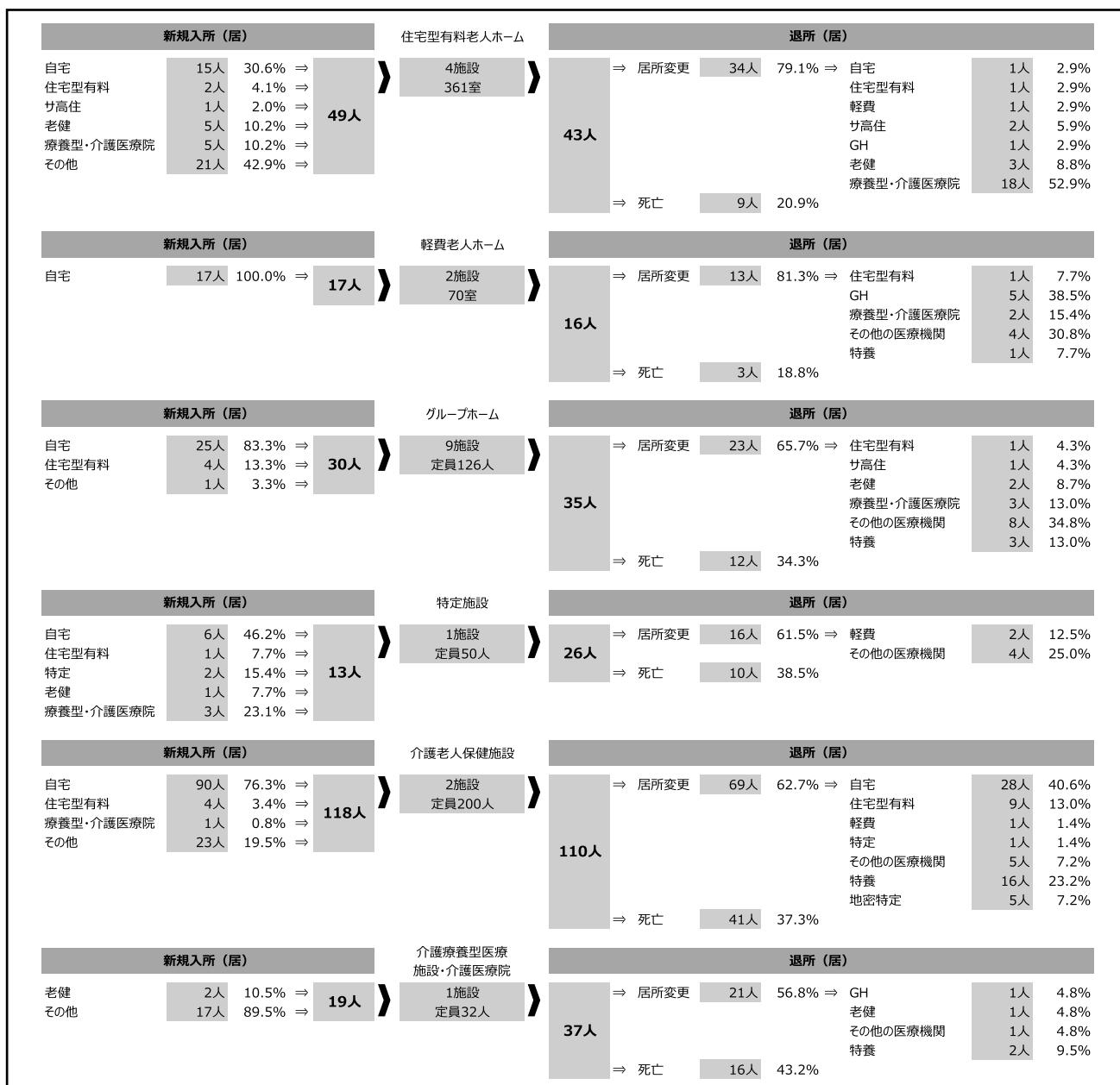
問：居所移動の実態

下図は、過去1年間の施設等の新規の入退所（居）の流れを、特に入退所（居）者が多かった住宅型有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム、特定施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院について集計したものです。

「介護療養型医療施設・介護医療院」は退所者の内、「死亡」が約43.2%と高くなっています。

「住宅型有料老人ホーム」と「軽費老人ホーム」はともに「死亡」が約2割、「居所変更」が約8割となっているものの、居所変更先には違いがあり、「住宅型有料老人ホーム」は居所変更先として「介護療養型医療施設・介護医療院」52.9%が高くなっている一方で、「軽費老人ホーム」は「グループホーム」が38.5%、「その他の医療機関」が30.8%となっています。

また、介護老人保健施設では居所変更先として「自宅」40.6%、「特別養護老人ホーム」23.2%の割合が高くなっています。



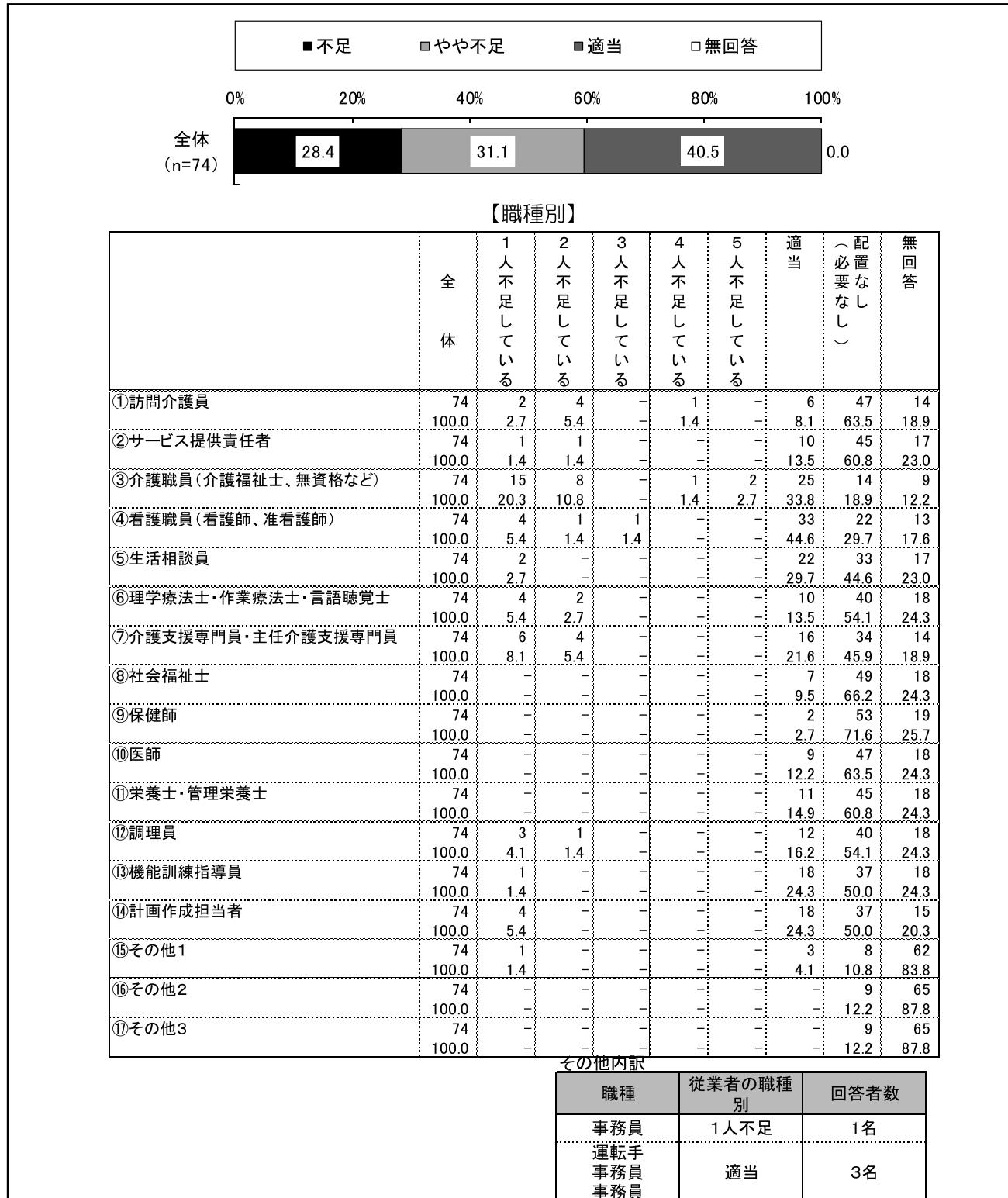
各施設等への入所は自宅からが多くなっています。退所の状況では、介護老人保健施設では一旦自宅に戻る人も多くなっていますが、別の施設に入所する人の割合も高くなっています。また、全体的には2割から4割の人が「死亡」での退所となっていることから、施設での看取りの在り方についても検討していく必要があります。



(ウ) 介護人材実態調査

問：従業員について

- ・従業員の過不足状況



事業所全体での従業員の過不足状況では適当の割合が 40.5%で最も高く、やや不足で 31.1%、不足で 28.4%となっています。

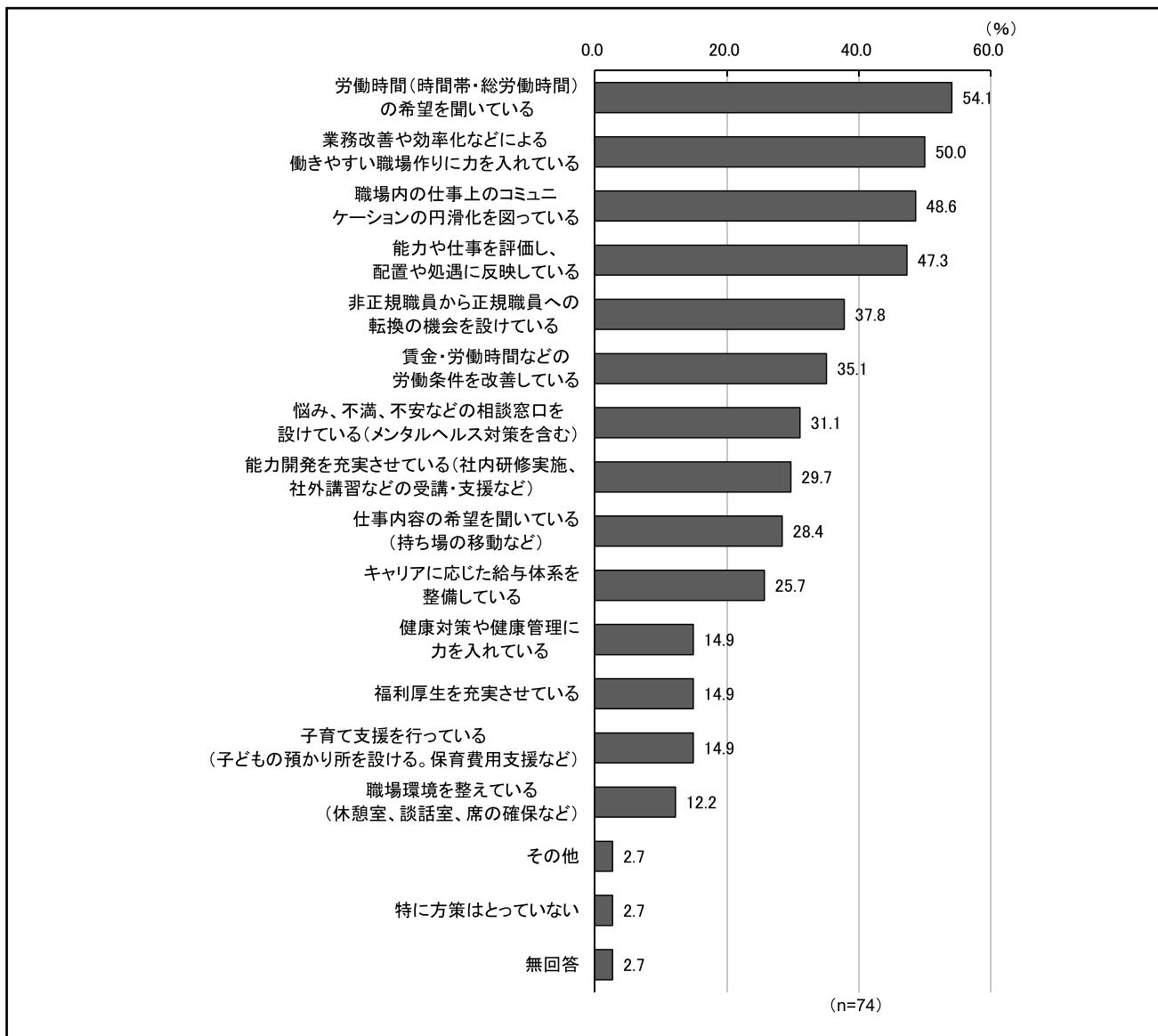
また職種別にみると③介護職員（介護福祉士、無資格など）で「1人不足している」が 20.3%と他の職種に比べ高い割合となっています。

・従業員が不足している理由

		(上段:実数、下段:%)						
		全 体	採 用 が 困 難 で あ る	賃 金 が 低 い	仕 事 が き つ 精 神 的)	(離 定 職 着 率 が 高 い)	社 会 的 評 価 が 低 い	休 み が 取 り に く い
全 体		56	46	29	21	18	14	7
		100.0	82.1	51.8	37.5	32.1	25.0	12.5
職種別	訪問介護員	4	4	3	2	0	1	0
		100.0	100.0	75.0	50.0	0.0	25.0	0.0
	介護職員(介護福祉士、無資格など)	30	26	15	10	8	7	3
		100.0	86.7	50.0	33.3	26.7	23.3	10.0
	看護職員(看護師、准看護師)	9	6	2	3	2	0	0
		100.0	66.7	22.2	33.3	22.2	0.0	0.0
介護支援専門員(ケアマネジャー)・ 主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)		9	7	7	6	6	4	2
100.0		77.8	77.8	66.7	66.7	44.4	22.2	
調理員		1	1	0	0	0	0	0
100.0		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他		3	2	2	0	2	2	2
100.0		66.7	66.7	0.0	66.7	66.7	66.7	66.7

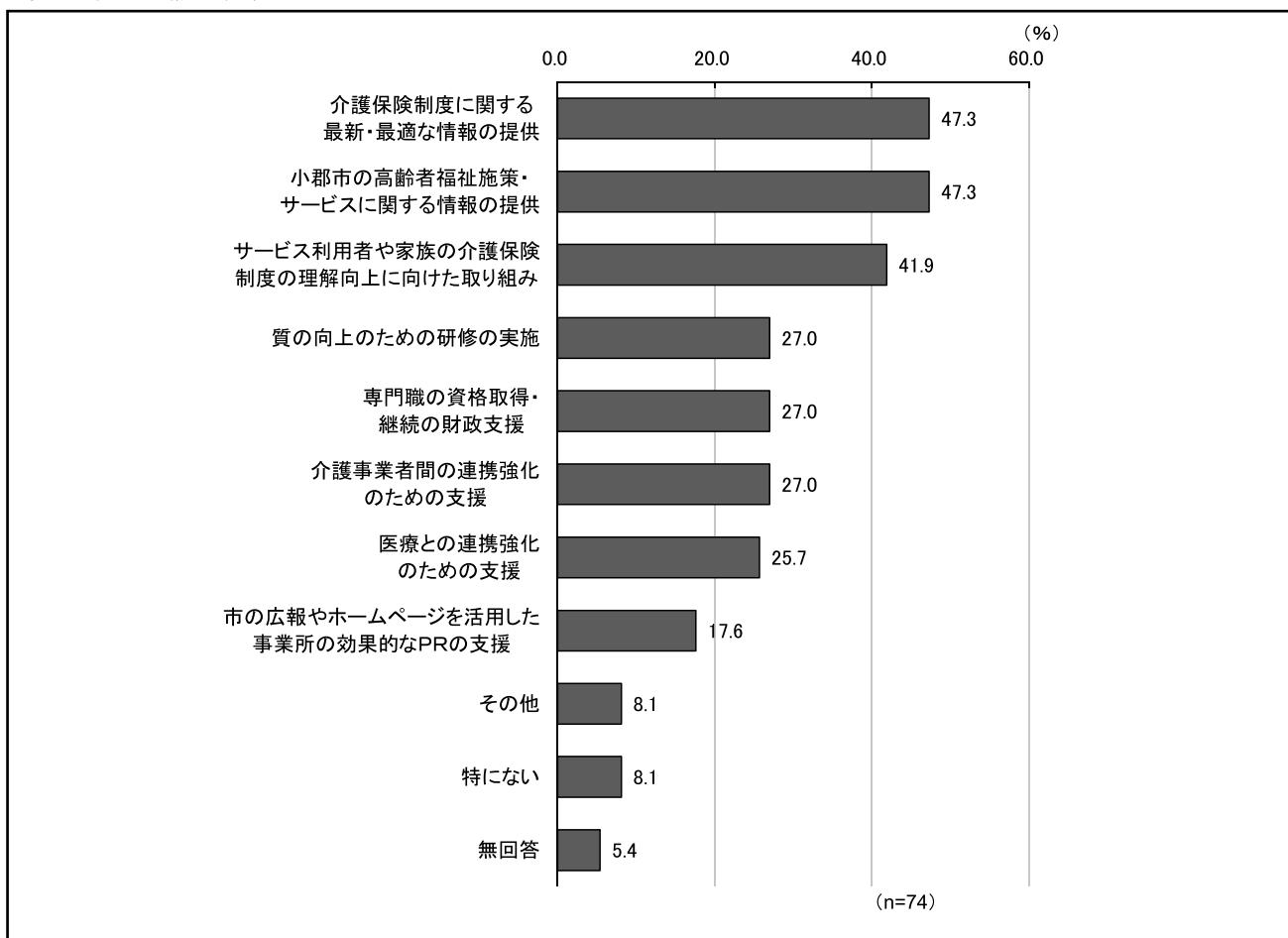
職種別ではすべての職種で「採用が困難である」の割合が最も高く、次いで「賃金が低い」「仕事がきつい（身体的・精神的）」が高い割合で続いています。

問：人材確保を図るための方策



人材確保を図るための方策では、「労働時間（時間帯・総労働時間）の希望を聞いている」54.1%の割合が最も高く、次いで「業務改善や効率化などによる働きやすい職場作りに力を入れている」50.0%、「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている」48.6%となっています。

問：市に支援・充実してほしいこと



市に支援・充実してほしいことでは、「介護保険制度に関する最新・最適な情報の提供」、「小都市の高齢者福祉施策・サービスに関する情報の提供」47.3%の割合が最も高く、次いで「サービス利用者や家族の介護保険制度の理解向上に向けた取り組み」が41.9%となっています。

調査の結果からは、事業所全体では従業員が『不足』の割合が過半数を占めており、その理由としては、採用が困難の割合が最も高くなっています。今後も高齢化が進み、介護保険サービスの提供はより重要となっていることから、事業所側の企業努力と合わせ、市に求められている「介護保険制度に関する最新・最適な情報の提供」、「小都市の高齢者福祉施策・サービスに関する情報の提供」、「サービス利用者や家族の介護保険制度の理解向上に向けた取り組み」を進め、介護人材の確保に努めてく必要があります。

3 関係団体ヒアリング

① 調査の概要

- ・調査対象 : 小都市所在の介護保険サービス事業所
- ・調査期間 : 令和5（2023）年12月
- ・調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

② 調査の結果

（ア）事業を行う上での問題点や課題等

○人材確保・負担軽減

- 働きやすい職場環境作り、知識・技術の向上のための環境作り
- 給与等の待遇改善・更新研修の補助等
- 介護支援専門員自体のなり手を増やすための支援費の見直し
- 小都市主催の看護・介護合同就職説明会の開催
- 他國人材確保のための説明会の開催
- 介護支援専門員資質向上事業ガイドラインにもとづく研修の企画
- 講演会等の継続開催。また昼間の開催
- 基幹地域包括支援センター主催の新入職員向け合同研修の開催

- ・介護支援専門員の人材不足、なり手がない。
- ・介護スタッフの確保が難しい。
- ・給料を増やしたいが収益が少ない。
- ・新規の相談はよく来るが、対応できなくて断らないといけない時がある。
- ・業務内容は多様で複雑化しているのにも関わらず、運営費が不足しており、必要な人員が整わない。

○現場の業務効率化

- ICT等による業務効率化の参考例や研修会などの実施
- 書類の簡素化
- AI化・電子化への支援
- 地域ケア会議の効率化

- ・ケアプラン等の書類一式の簡素化。ICTの導入が必要。
- ・ケアマネジメント業務における事務作業や訪問に時間を要し、効率化を妨げている。
- ・費用の問題や職員の対応レベルの問題より、ICT導入が出来ていない。
- ・業務効率化について、これまでの業務方法を踏襲するような場面も多く、情報が不足している。

○コロナ感染症対策について

- 情報提供・周知
- 費用の支援

- ・感染予防により入院先や施設での面会・訪問が出来難くなっている。感染症対策をしながらのサービスの提供は、利用者に対し満足できるものにならない事もある
- ・他者との交流が減ったことで、筋力低下、認知機能低下の方が増えてきている。精神疾患を抱えている方も見られるようになったと感じる。
- ・面会が難しいことで、入院・入所を拒む方がいる。
- ・感染症対策により経費が増加した。
- ・5類になってからは、徐々に交流の場なども増え、自宅訪問も可能となっている。

(イ) 小都市における高齢者福祉、介護保険サービス

- 小都市で活用しているLINEやAIのサービスから相談支援につなげる
- 地域包括支援センターの総合相談の充実
- 本人・家族への介護保険サービスの説明の場
- サービス利用までの一連の流れの簡素化
- 社会資源の充実。買い物支援を依頼するケースが多く、移動販売等も検討して欲しい
- 病院との連携が必要
- 各事業所に相談窓口を設置する
- 介護保険以外での市の独自サービス支援、地域資源

- ・小都市の高齢者福祉サービスについて、市の広報等を通じてより情報提供を行った方が良い。
- ・現時代のニーズや地域性にあったサービスが必要。
- ・本人・家族の介護保険サービスに対する正しい理解が必要。
- ・利用者・家族がたらい回しにされないよう相談体制の整備が必要。
- ・支援を受け入れてくれる居宅支援事業所を探すのに苦労している。
- ・介護保険のことをわからない方が多くいる。
- ・生活課題の複合化・複雑化等で支援困難ケースも増えてきている。

【量が不足していたり、利用の拡大等を図るべきだと思うサービス・事業】

- | | |
|---------------|------------------|
| ・訪問介護 | ・訪問入浴 |
| ・通所介護 | ・看護小規模多機能型居宅介護 |
| ・入所施設 | ・療養型デイサービス |
| ・認知症対応型デイサービス | ・グループホーム |
| ・認知症対応型通所介護 | ・定期巡回随時対応型訪問介護看護 |
| ・介護タクシー | ・小規模多機能型居宅介護 |
| ・住宅型有料老人ホーム | ・介護支援専門員 |
| ・通院等乗降介助サービス | ・居宅介護支援事業所 |
| ・緊急通報システム | |

(ウ) 事業所と地域との連携についての課題

- 支援が必要な方の情報提供など、事業所と病院や地域の方々（民生委員・児童委員）との連携が必要
- 利用者のニーズを見極めて、適切な方面へつなぐ役割を包括支援センターや市の介護保険担当部署に担ってほしい
- 主治医のケアマネ業務の理解

- ・現在は個人情報保護の観点から、介入・連携においても非常に気を遣う場面も多い。
- ・サロンやカフェなどの地域の取組を通し、一緒に参加することで地域包括支援センターについて知ってもらい、顔なじみとなり相談しやすい状況を作る。
- ・コロナを経験し、これまで地域との連携を図るための行事や取組が消滅してしまった。
- ・地域で支援していくためには、本人や家族の状況を地域の方に知っていただく必要がある。

(エ) 地域での見守り活動や、生活支援サービスの提供、在宅医療と介護の連携など、地域包括ケアシステムの推進のため必要だと思う取り組み

- 行政、医師会、地域の支援者団体、介護、福祉の事業所（施設）が集まり、意見や課題を協議する場が必要
- 市民・地域住民の方は、地域包括ケアシステムの内容自体を知らない方も多いと思われる。地域の特性を活かしながらより実現できる体制が図れるように、啓発活動を行って頂きたい
- 地域包括ケアシステムの構築には、強力なリーダーシップが必要。実際に連絡体制の構築、関係職員の集合研修など、小郡市の独自の取り組みの中で、横の関係を作っていくことが必要
- 在宅医療を支える医師と本人、家族、支援者が速やかに手軽な方法で連絡、連携が取れるシステムの導入
- 「のるーと」の導入により移動手段が確保しやすくなっているので、今後、さらなる利便性の向上と経済的負担の支援が必要
- 買物弱者に対する取り組み。宅配サービスを使えない高齢者もいるので、移動販売車など
- 生活支援コーディネーターやささえ愛隊の活動がもっと活発になればと思う

- ・事業所同士での顔の見える交流や情報共有の場が欲しい。
- ・多機関との情報共有が必要。お互いの機関をよく知り、顔なじみの関係づくりが必要。
- ・サービスの提供時間以外の隙間時間（高齢者が自宅で過ごす時間）を埋めるため、地域での見守り・声掛け、そのための連絡網が必要。
- ・高齢者の活動への参加を阻害する要因として、移動手段が少ないとあげられる。
- ・要介護認定を受けていない独居高齢者に対する緊急時(定期の安否確認以外)の対応について、取組が必要。
- ・地域の方々との情報交換の場が少ない。

(才) 認知症の人が、できる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のために必要だと思う取り組み

【市民・地域】

- 認知症に対する理解。キャラバンメイトの普及
- 認知症でも社会貢献によって生きがいが持てるような仕組みづくり
- 行政や介護施設への情報提供
- 地域の方にも、ボランティアなどで介護事業所等に来ていただき、実際の現場を見ていただく
- 独居認知症の人については家族の了承を得たうえで、地域の区長や民生委員・児童委員にその存在を知らせ、見守りを強化してもらう
- 認知症カフェ等の「集いの場」の運営、参加促進

- ・日頃からの顔なじみの関係づくり。認知症について学ぶ機会が必要。
- ・認知症についての啓発、啓蒙（勉強会や講演会など）。
- ・認知症に対する正しい知識（対応方法など）を身につけ、理解する。
- ・早期の情報提供ができる関係を作り、相談できる場所を知る。

【事業所等】

- 認知症に対する総合的な知識の習得。勉強会、各種資格の取得
- 認知症ケアがより実践に活かせるような研修会の開催が必要
- 認知症ケアに特化している介護事業所・施設の情報把握ができるシステム
- 事業所間での情報交換（適正なサービスの提供のための情報交換）
- 地域のボランティアや見学の受け入れ
- サロンや認知症カフェなど地域の取り組みに参加し、参加される方への地域包括支援センターとしての啓発を充実させる

- ・利用者だけでなく利用者の近隣の方にも関心を持ち、声掛けを行う事で、地域での繋がりを維持していく必要がある。
- ・認知症の方の活動や参加を支援していくサービス計画を作っていくことが必要。
- ・認知症について学ぶ機会が必要。
- ・早期に関係機関へ繋ぐ体制作り、相談窓口の把握が必要。

【小都市】

- 市民・地域への周知活動
- 認知症があっても暮らしやすい生活環境の整備（ユニバーサルデザイン含）
- 認知症対応型ティサービスの増設
- 幼い世代を巻き込んだ、早期から認知症への理解を深めるような活動
- 認知症予防教室
- 認知症を支える家族が気軽に相談できる窓口（認知症カフェ、いつでも行ける空間）
- 認知症の方や介護者が気軽に相談できる地域包括支援センターの活用
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動などを広く周知し、活用してもらう
- 市民が関心を持って参加しやすい認知症セミナーの開催や公民館での出張講座などの開催
- 認知症に関する講座の開催。小学生、中学生対象に学校でも開催する

- ・認知症についての知識や理解を深める活動を継続していく事が必要。
- ・独居で身寄りのない方が多くいる。サービスや病院受診が必要な方もいる。認知症初期集中支援は本人や家族の同意が必要であるが、困っている方に対し、市や地域との連携をどのようにしていくか具体的な仕組みづくりが必要。

（力）高齢者の安全・安心に向けた権利擁護や虐待防止のために必要だと思う取り組み

【市民・地域】

- 周知活動、見守り体制つくり
- 虐待と思われる事案が隣近所にあれば積極的に市役所や地域包括支援センターに知らせてもらう
- 虐待防止、権利擁護についての啓発を兼ねた講演会を開催し、学ぶ機会が必要
- 相談できる場を知ってもらう
- 市民講座等で高齢者虐待について知ってもらい、疑わしい場合は早期の通報できるようにする
- 成年後見制度についての理解が必要

- ・定期的な研修会の開催を行い、市民に周知化を図っていく必要がある。
- ・認知症について正しい知識を身に着け、近隣の高齢者に关心を持つ事が必要。
- ・気になることがあれば、まず相談してもらうこと。

【事業所等】

- 訪問活動、家族との信頼関係つくり、知識の習得
- 内部での研修会継続や外部である研修会の参加
- 虐待防止委員会の設置・見直し
- 発見時に地域包括支援センターへ相談
- 訪問時の異変時の気づき。事業所内での気づきの研修
- 高齢者以外の家庭環境の問題解決
- 研修の機会の確保
- 消費者被害についての手口など最新情報を知るための講演会
- 成年後見制度について基礎的な知識を身に着けておく

- ・継続して勉強会を開催していく知識の維持、向上に努める必要がある。
- ・高齢者の権利擁護に対する研修を定期的に行い、権利擁護意識を高めるとともに、要介護施設従事者に課せられた高齢者虐待防止に関する義務を理解する必要がある。
- ・サービス利用者が家族に虐待を受けていると思われる時は、全ての事業所間、また地域包括支援センターとも情報を共有し、解決策を講じる必要がある。

【小都市】

- 地域への啓発。市民講座や講演会の開催
- 高齢者虐待への早期対応
- 周知活動、見守り体制つくり。各種機関との連携
- 経済的虐待をされている方に対し、成年後見の市町村長申し立てなど積極的な介入

- ・社会福祉協議会が行っているような研修会を市の方でも開催出来れば、市民の関心も高まるのではないかと思う。
- ・講演会や広報で実際の事案などを話していただく事で、市民としては身近な事だと認識できる。
- ・家族が追い詰められた結果の虐待を防ぐために、相談の場として地域包括支援センターの存在を知ってもらう必要がある。

(キ) 災害発生時の利用者避難支援、また避難所での生活支援などで、必要と思うこと

- 統一したBCPの作成
- 高齢者・障がい者用に避難所で寝具等を常備
- 必要量の備蓄
- 災害時の要介護者の移動手段確保
- バリアフリー
- 避難所の状況確認。情報提供
- 段ボールベッド・仕切りを明確にし、感染症対策やプライバシー保護を重視した避難生活ができるような支援が必要
- 福祉避難所への介護スタッフ配置
- 「避難行動要支援者支援制度」の周知・啓発

- ・市全体での訓練体制が必要。
- ・子ども・障がい者・高齢者が安心して避難ができるようにバリアフリーの建物（段差解消・体の不自由な方に合わせたトイレやベッド等の設備）を整えて欲しい。
- ・避難所での生活に関しては、重度者になると必要な福祉用具や動かすための電源も必要になることから、避難所においての電源確保が可能か、また、介護が必要な方に対するスペース確保が可能かどうかなどの情報が知りたい。
- ・避難所の支援については、介護職員の確保や、認知症高齢者等への対応などが必要。
- ・避難が必要な方のリストづくり。



(ク) これからの高齢者福祉・介護保険事業について

○小都市における高齢者福祉・介護保険事業に関する課題を解決するために、市民や地域社会、市、高齢者・介護福祉に関わる事業所等は、どのような取り組みを進めるべきだと思うか。

【市民・地域】

- 小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の周知
- 集まりに参加できない方々の把握や声掛けが必要
- アウトリーチでの支援
- 地域包括ケアシステムについての理解

【事業所等】

- 法改正に伴う内容変更に関する情報提供が必要
- 事業所同士の横の繋がり、他事業所・他職種との協力体制の構築
- 民生委員や利用者の近隣との繋がりを持ち、地域全体で支援していただけるような取組が必要
- 介護が必要であっても、認知症になっても地域で生活ができるよう、支援事業所の拡充と地域での活動参加の支援ができるサポート体制の構築

【小都市】

- 総合事業（通所・訪問型）に関しては、介護保険事業所を利用するケースが大半なので、新たに活用できる支援を確保してもらいたい
- コミュニティーソーシャルワーカーの配置など、地域支援活動を行い、支援が必要な方を地域で支えていく体制構築への取組が必要
- 各種行政サービスを、行政と民間が連携し、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することによる、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化の推進
- ボランティアや地域の協力者を把握する

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

地域と共に高齢者を支えるまちづくり

小都市の高齢化がますます進行することが予測されるなか、高齢者がいくつになっても自分らしくいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を築いていく必要があります。

そのためには、高齢者をはじめ地域に住むすべての人が自他ともにかけがえのない存在として尊重されるとともに、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進が重要です。

今後は地域包括ケアシステムが、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることも踏まえ、地域住民や地縁をはじめとする多様な団体、医療機関、介護や福祉サービス事業所、企業、関係機関などとの制度・分野の枠を超えたつながりにより、高齢者やその家族の問題を自分ごととして地域ぐるみで支えるまちづくりをより一層進めます。

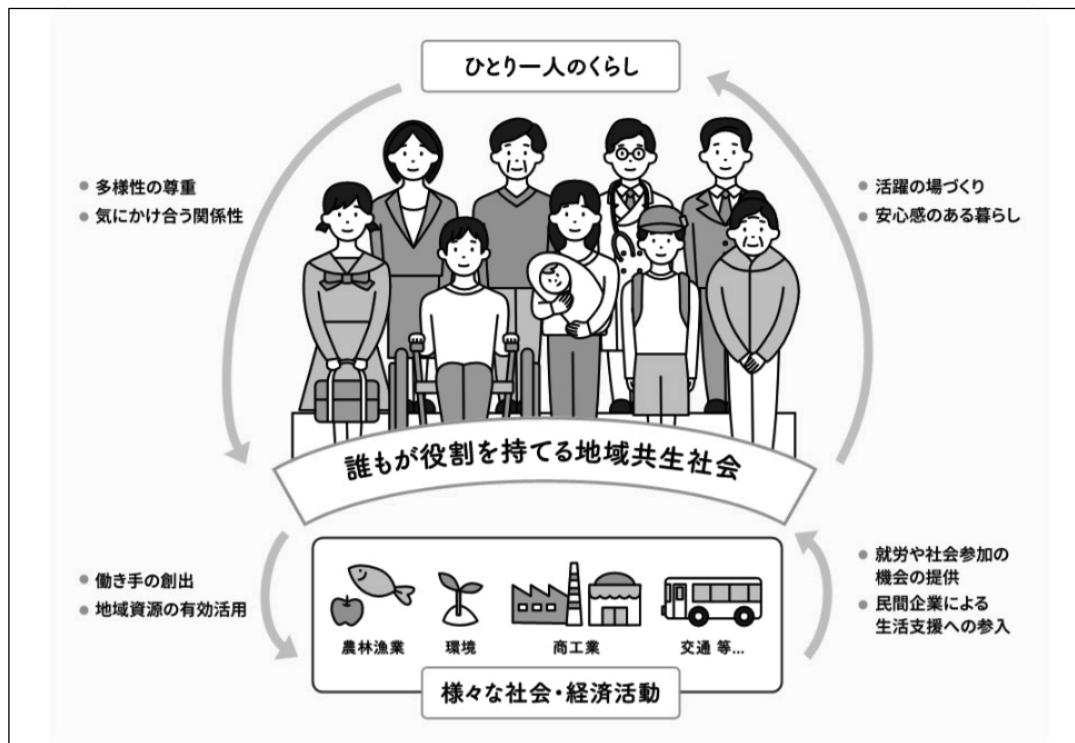
国の第9期策定指針においても、引き続き「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」が目標に掲げられていることから、「第9期小都市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」においても、地域包括ケアシステムの深化・推進による地域共生社会の実現を主眼におき、第8期計画の基本理念を継承します。

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域包括ケアシステムの「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

(地域共生社会のイメージ)



地域共生社会実現に向けた4つの観点

- ①地域課題の解決力の強化
- ②地域を基盤とする包括的支援の強化
- ③地域丸ごとのつながりの強化
- ④専門人材の機能強化・最大活用

■地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業

～制度の狭間にある課題、複雑化・複合化した課題の解決に向けて～

従来、対象者が表明する困りごとは制度や分野ごとで対応していました。多くの場合、困りごとは物理的な支援の必要性として表明されますが、それを解決するだけでは本質的な課題解決にはなりにくいため、生活課題の本質を捉えた包括的支援が必要です。

そのため、国では体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が、令和3年4月からスタートしました。

小都市でも令和6年度から重層的支援事業を実施することとしており、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、多機関協働により、各分野との連携を促進し、課題を一体的に解決していく体制を整えます。

のことにより、地域包括ケアシステムのさらなる深化・充実につなげていきます。

(重層的支援体制整備事業のイメージ)



第2節 基本目標

小都市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、小都市の高齢者福祉・介護施策を推進するうえで大切にしたい5つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅でいきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりを進めながら、自立した生活を営むための支援体制の更なる整備を行うなど、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、医療と介護の両方を必要とする状態の在宅の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるように、地域における医療・介護の関係機関との連携の推進を図るとともに、高齢者等が認知症になっても住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らしていくような地域づくりに取り組みます。

併せて、重層的支援体制整備事業により包括的な相談体制を整えるとともに、地域住民や地域の多様な主体が人と人、人と資源といった世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進を心がけ、健康づくりや介護予防の取組に積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援

高齢者が長年培った豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加でき、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう社会参加に関する支援を行います。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自立した在宅生活を継続できるよう、様々なサービスの提供や各種支援施策を展開します。

基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実

高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住環境をはじめとした住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

また、災害時の支援など、高齢者やその家族が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時の支援体制の充実・推進を図ります。

基本目標5 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるよう、介護保険給付によるサービスの充実を図ります。

また、地域密着型サービスについては、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、地域の特徴を十分に勘案したサービスの提供を図ります。



第3節 施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括支援センター機能の充実	①総合相談機能の充実 ②ケアマネジメント支援の充実 ③地域ケア会議の充実
	2 在宅医療・介護連携の推進	①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目がない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥在宅医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携
	3 認知症ケア体制の整備	①認知症初期集中支援チームによる支援 ②認知症地域支援推進員による支援 ③認知症サポーターの養成 ④認知症カフェの開設支援 ⑤認知症に対する正しい理解の促進
	4 権利擁護体制の充実	①権利擁護業務の充実 ②被虐待高齢者の早期発見・早期対応の充実
	5 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの取り組みの推進 ②協議体の充実 ③地域組織で支え合う体制づくりの強化 ④地域における見守り体制の強化
基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	1 健康づくりの推進	①健康づくりに関する取り組みの推進 ②健診の受診勧奨及び保健指導
	2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	①訪問型サービス ②通所型サービス ③介護予防ケアマネジメント
	3 一般介護予防事業の充実	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業
	4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	①高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ) ②通いの場等への積極的な関与等 (ポピュレーションアプローチ)

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援	1 社会参加の推進	①老人クラブ活動への支援 ②高齢者の多様な就業の支援・社会参加の促進 ③敬老事業（敬老会等の開催） ④校区コミュニティセンター活動の促進 ⑤ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業の推進 ⑥小郡わいわいクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の支援
	2 福祉意識の啓発と市民参加の推進	①福祉意識の啓発 ②福祉教育の推進 ③参加と交流の促進 ④ボランティアの育成・支援 ⑤まちづくり協議会等との連携・協力
	3 在宅生活の継続支援	①高齢者福祉サービス
	4 家族介護者支援の充実	①認知症高齢者等SOSネットワークシステム事業 ②家族介護者への支援
基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実	1 住環境の整備	①養護老人ホーム入所 ②軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのその他の施設 ③すみよか事業
	2 生活環境の整備	①ユニバーサルデザイン化の推進 ②買い物支援・外出支援の推進 ③ごみ出しなどの負担軽減の推進
	3 災害に備えた支援	①避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ②防災対策の推進

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標5 介護保険サービスの充実	1 介護保険サービスの向上	①公平・公正な要介護認定への取り組み ②適切なサービス提供体制の確保 ③給付適正化に向けた取り組み ④制度の普及啓発 ⑤サービス選択のための事業者情報の提供
	2 居宅介護（介護予防）サービスなどの充実	①訪問介護（ホームヘルプ） ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護 ③介護予防訪問看護・訪問看護 ④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導 ⑥通所介護（デイサービス） ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア） ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ） ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ） ⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護 ⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与 ⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入 ⑬介護予防住宅改修・住宅改修 ⑭介護予防支援・居宅介護支援
	3 地域密着型サービスの充実	①定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 ②介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護 ③地域密着型通所介護（デイサービス） ④介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護 ⑤看護小規模多機能型居宅介護 ⑥介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	4 施設介護サービスの充実	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設（老人保健施設） ③介護医療院

第4節 日常生活圏域の枠組み

第3期以降の市町村介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、市町村内を日常生活の圏域に分けることとなっています。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めることとされています。

小都市の日常生活圏域は、市の現状や地域包括支援センターの公平中立な運営の確保などを踏まえ、第6期計画までは、市全体を1つの日常生活圏域と設定していました。

一方、可能な限り住み慣れた地域で多種多様化する福祉や介護のニーズに応えていくための体制づくりを進め、地域包括ケアシステムを深化・推進させていくことが求められ、第7期計画では、市直営の地域包括支援センターの機能の再検討を行い、人口割等により日常生活圏域を3つに分けました。

第8期計画においては、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、より身近な圏域で多種多様な取組ができるように、小学校区ごとの8圏域に設定しました。第9期計画においても、この8圏域での取り組みを進めていきます。

<校区別人口>

単位：人

中学校区	小学校区	人口	高齢者人口	高齢化率
小郡	小郡	13,478	3,657	27.1%
大原	大原	7,574	2,430	32.1%
	東野	5,874	1,680	28.6%
三国	三国	14,559	4,584	31.5%
	のぞみが丘	9,323	1,240	13.3%
立石	立石	3,389	1,404	41.4%
宝城	御原	3,064	1,028	33.6%
	味坂	2,308	935	40.5%
計		59,569	16,958	28.5%

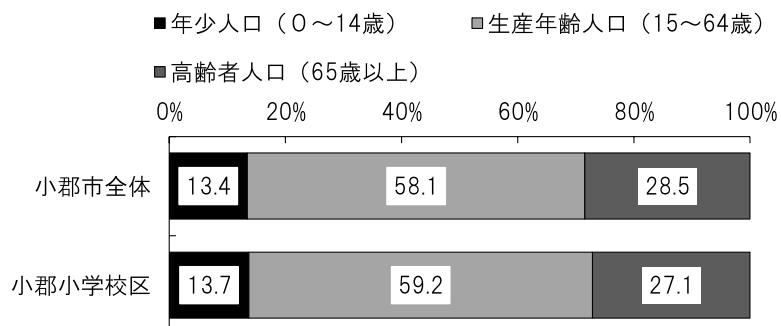
資料：住民基本台帳（令和5年10月1日現在）

【圏域ごとの特性】

1. 小郡小学校区

圏域の特徴	
行政区	東町、上町、中町、下町、新町、駅前、開1、開2、寺福童、西福童、東福童、大崎、小板井1、小板井2
担当	南地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 小郡小学校区は、市の中央部から南西部にかけて位置し、佐賀県鳥栖市と隣接しています。● 人口は13,478人で8圏域の中で2番目に多く、65歳以上人口も2番目の多さですが、高齢化率は8圏域の中で7番目と低く、比較的若い世代が多くなっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して大きな差はありません。● 要介護認定者数は634人で2番目の多さとなっていますが、認定率は17.3%で圏域の中で5番目と低い割合になっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、全体的に小郡市全体と近い結果になっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	13,478人（8圏域中2位）
65歳以上人口	3,657人（8圏域中2位）
高齢化率	27.1%（8圏域中7位）
世帯総数	6,269世帯（8圏域中1位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	634人（8圏域中2位）、認定率17.3%（8圏域中5位）

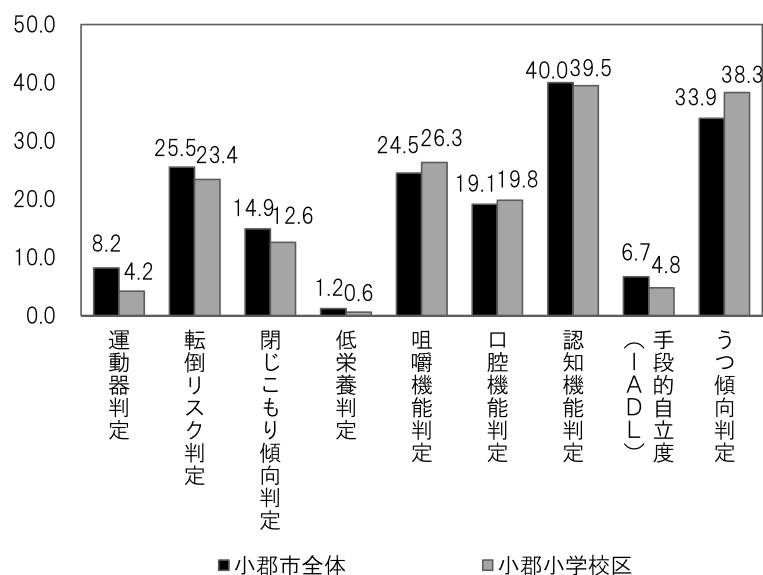
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
指定居宅介護支援	4件
指定介護予防支援	1件
訪問介護	3件
訪問看護	3件
通所介護	1件
通所リハビリテーション	2件
福祉用具貸与・販売	1件
地域密着型通所介護	2件
認知症対応型共同生活介護	2件
住宅型有料老人ホーム	1件

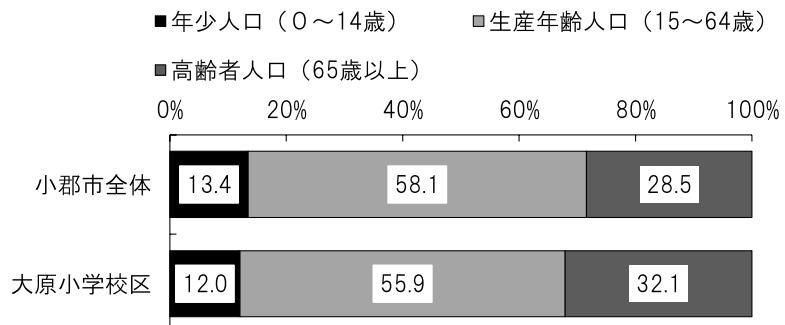
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



2. 大原小学校区

圏域の特徴	
行政区	中央1、中央2、緑、大板井1、大板井2、大保
担当	西地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 大原小学校区は、市中央部寄りの西側に、東野小学校区と並んで位置しています。● 人口は7,574人で8圏域の中で4番目に多く、65歳以上人口は3番目となっており、高齢化率は8圏域の中で4番目となっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して生産年齢人口の割合がやや低く、高齢者人口の割合が高くなっています。● 要介護認定者数は408人で3番目の多さとなっていますが、認定率は16.8%で、圏域の中で6番目と低い割合になっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、小郡市全体に比べ、閉じこもり傾向、うつ傾向などの割合がやや低くなっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	7,574人（8圏域中4位）
65歳以上人口	2,430人（8圏域中3位）
高齢化率	32.1%（8圏域中4位）
世帯総数	3,531世帯（8圏域中3位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	408人（8圏域中3位）、認定率16.8%（8圏域中6位）

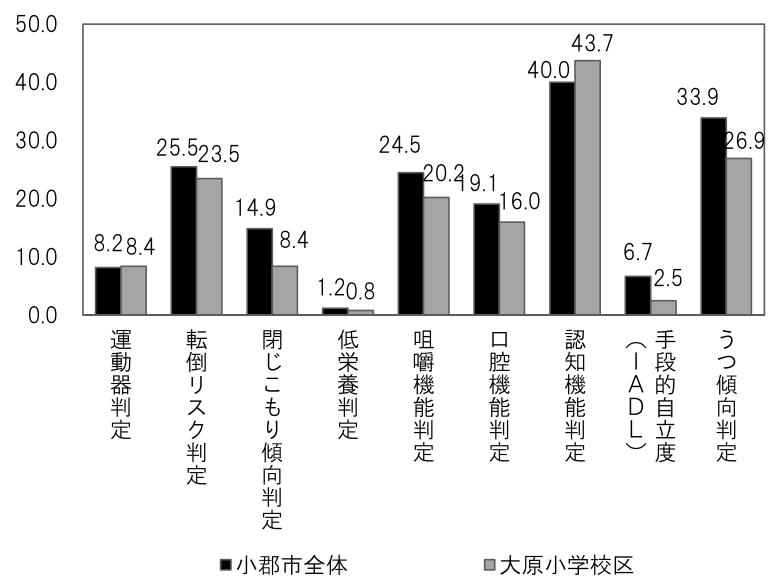
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
通所介護	1件
特定施設入居者生活介護	1件
認知症対応型共同生活介護	1件

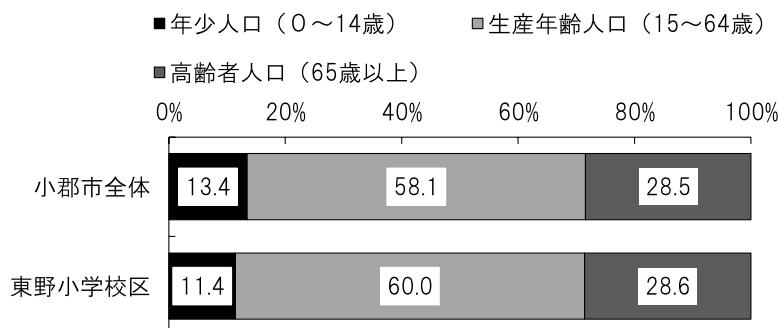
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



3. 東野小学校区

圏域の特徴	
行政区	中学校前、大原、東野、西島、大保原
担当	西地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 東野小学校区は、市の西部に大原小学校区と並んで外側に位置し、佐賀県鳥栖市、基山町と接しています。● 人口は 5,874 人であり 8 圏域中5位となっており、65 歳以上人口は4位、高齢化率は6位となっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して大きな差はありません。● 要介護認定者数は 316 人で 8 圏域中4位、認定率も同じく4位となっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、全体的に小郡市全体と近い結果になっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	5,874 人（8 圏域中 5 位）
65 歳以上人口	1,680 人（8 圏域中 4 位）
高齢化率	28.6%（8 圏域中 6 位）
世帯総数	2,997 世帯（8 圏域中 5 位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	316 人（8 圏域中 4 位）、認定率 18.8%（8 圏域中 4 位）

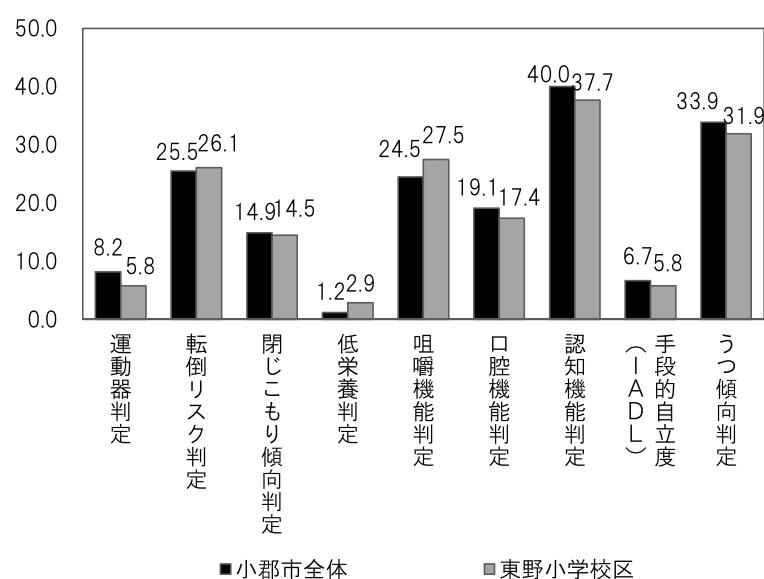
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
指定居宅介護支援	1件
指定介護予防支援	1件
訪問介護	1件
訪問リハビリテーション	1件
訪問入浴	1件
訪問看護	1件
通所リハビリテーション	1件
短期入所生活・療養介護	2件
介護老人福祉施設	1件
介護老人保健施設	1件
小規模多機能型居宅介護	1件
認知症対応型共同生活介護	2件
住宅型有料老人ホーム	1件

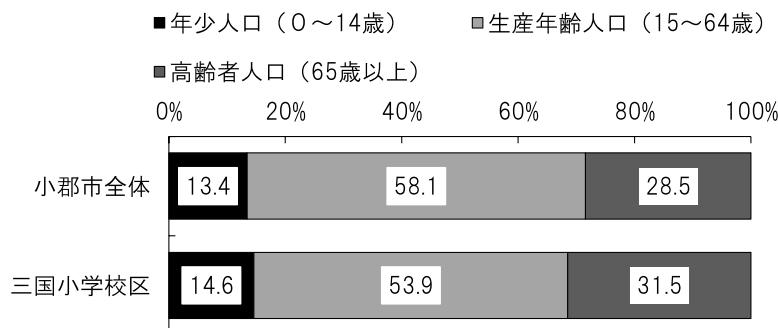
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



4. 三国小学校区

圏域の特徴	
行政区	津古、みくに野団地、横隈、力武、新島、古賀、三沢、三国が丘1 三国が丘2、美鈴の杜
担当	東地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 三国小学校区は市の北西部に位置し、筑紫野市と接しています。● 人口は14,559人で8圏域の中で最も多く、65歳以上人口も1位となっていますが、高齢化率は8圏域の中で5番目となっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して生産年齢人口の割合がやや低く、高齢者人口の割合が高くなっています。● 要介護認定者数は702人で最も多くなっていますが、認定率は7位と低くなっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、全体的に小郡市全体と近い結果になっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	14,559人（8圏域1中位）
65歳以上人口	4,584人（8圏域中1位）
高齢化率	31.5%（8圏域中5位）
世帯総数	5,987世帯（8圏域中2位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	702人（8圏域中1位）、認定率15.3%（8圏域中7位）

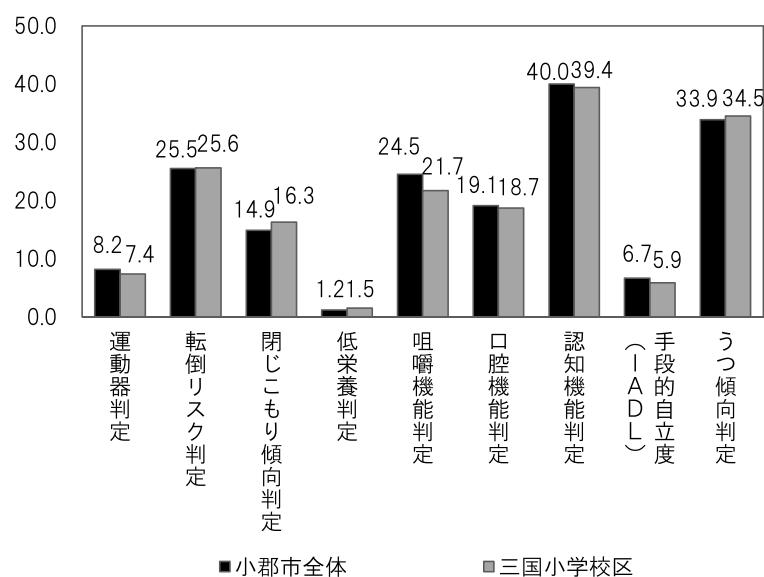
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
指定居宅介護支援	1件
指定介護予防支援	1件
訪問介護	4件
訪問看護	1件
通所介護	3件
短期入所生活・療養介護	1件
介護医療院	1件
小規模多機能型居宅介護	1件
地域密着型通所介護	3件
住宅型有料老人ホーム	3件

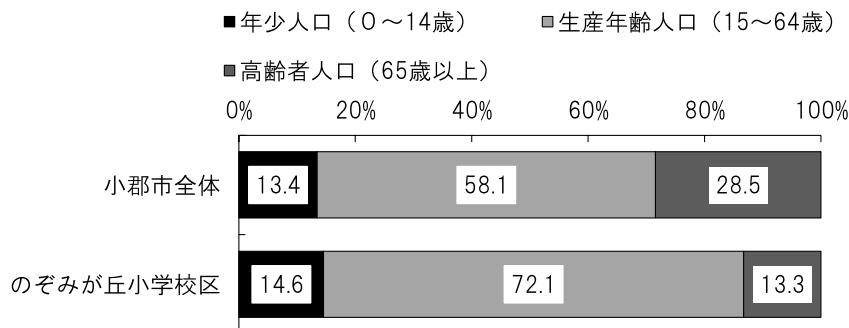
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



5. のぞみが丘小学校区

圏域の特徴	
行政区	希みが丘、美鈴が丘、あすみ
担当	西地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">のぞみが丘小学校区は、市の北西部に位置し、佐賀県基山町と接しています。人口は 9,323 人であり 8 圏域中 3 位となっており、65 歳以上人口は 6 位となっており、高齢化率は 13.3% で 8 位と、圏域の中で最も低くなっています。小学校区全体の年齢 3 区分別構成割合は、小郡市全体と比較して生産年齢人口の割合が非常に高く、高齢者人口の割合が低くなっています。要介護認定者数は 162 人で 8 圏域中最も少なく、認定率も 13.1% で最も低くなっています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、小郡市全体に比べ転倒リスク、咀嚼機能で割合が高くなっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	9,323 人（8 圏域中 3 位）
65 歳以上人口	1,240 人（8 圏域中 6 位）
高齢化率	13.3%（8 圏域中 8 位）
世帯総数	3,333 世帯（8 圏域中 4 位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	162 人（8 圏域中 8 位）、認定率 13.1%（8 圏域中 8 位）

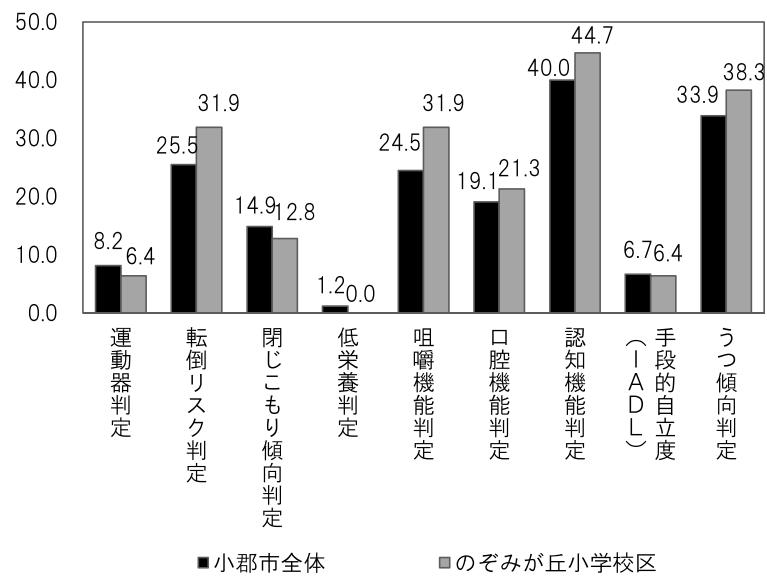
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
通所介護	1件
福祉用具貸与・販売	1件
認知症対応型共同生活介護	1件
ケアハウス	1件

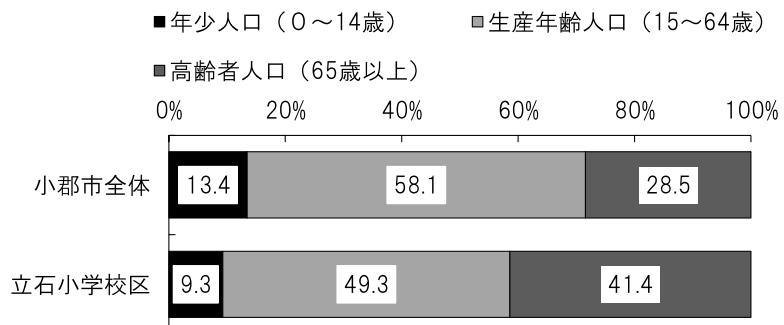
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



6. 立石小学校区

圏域の特徴	
行政区	乙隈、干潟、吹上、立石、佐野古、下鶴、井上、上岩田、今隈、花立、松崎
担当	東地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">立石小学校区は市の北東部に位置し、筑紫野市や筑前町、大刀洗町と接しています。人口は3,389人で、8圏域の中で6番目となっており、65歳以上人口は5位となっていますが、高齢化率は8圏域の中で最も高くなっています。小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して生産年齢人口の割合が10ポイント近く低く、高齢者人口の割合が高くなっています。要介護認定者数は281人で5番目となっていますが、認定率は8圏域中2位と、比較的高くなっています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、うつ傾向以外の項目でいずれも小郡市全体に比べリスクが高い結果となっており、特に運動器、閉じこもり傾向、手段的自立度（IADL）で割合が高くなっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	3,389人（8圏域中6位）
65歳以上人口	1,404人（8圏域中5位）
高齢化率	41.4%（8圏域中1位）
世帯総数	1,506世帯（8圏域中6位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	281人（8圏域中5位）、認定率20.0%（8圏域中2位）

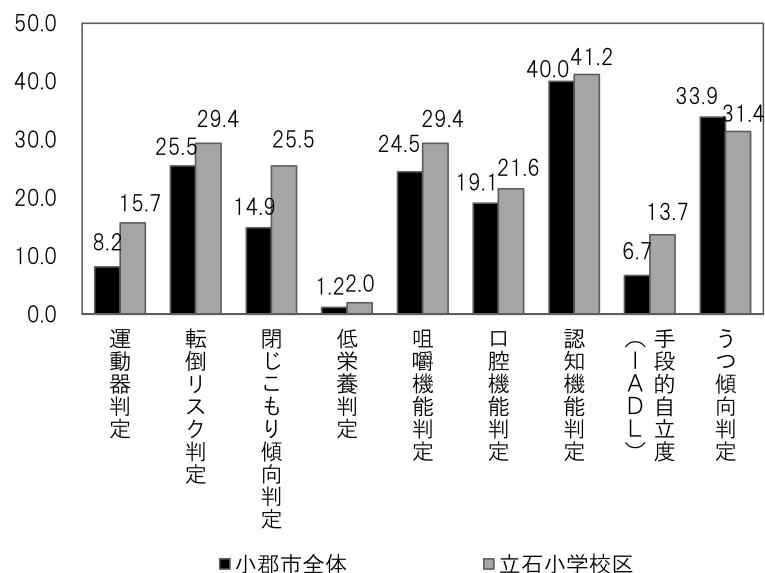
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
指定居宅介護支援	2件
訪問リハビリテーション	1件
訪問看護	1件
通所介護	2件
通所リハビリテーション	1件
短期入所生活・療養介護	4件
介護老人福祉施設	1件
介護老人保健施設	1件
介護医療院	1件
小規模多機能型居宅介護	1件
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1件
認知症対応型通所介護	1件
認知症対応型共同生活介護	4件
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1件
ケアハウス	1件

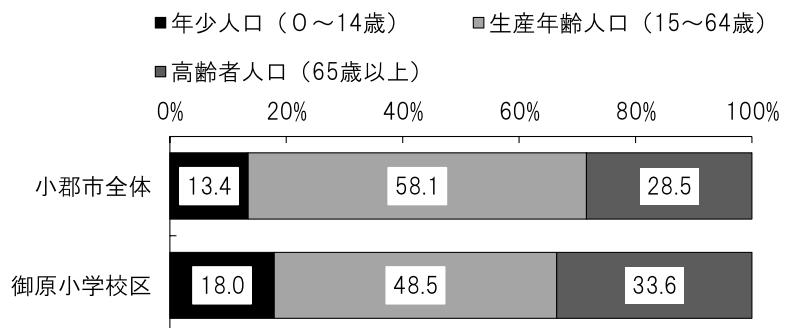
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



7. 御原小学校区

圏域の特徴	
行政区	下岩田、稲吉、二タ、二森、宝城北、古飯
担当	南地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 御原小学校区は市の中央部から南東に位置し、大刀洗町と接しています。● 人口は3,064人で、8圏域の中で7番目となっており、65歳以上人口も7位となっていますが、高齢化率は8圏域中3位と、比較的高くなっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して年少人口、高齢者人口の割合が高くなっています。● 要介護認定者数は210人で8圏域中6番目ですが、認定率は20.4%で、圏域の中で最も高くなっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、運動器、閉じこもり傾向、手段的自立度(IADL)、うつ傾向が、小郡市全体に比べ高い割合となっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	3,064人（8圏域中7位）
65歳以上人口	1,028人（8圏域中7位）
高齢化率	33.6%（8圏域中3位）
世帯総数	1,247世帯（8圏域中7位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	210人（8圏域中6位）、認定率20.4%（8圏域中1位）

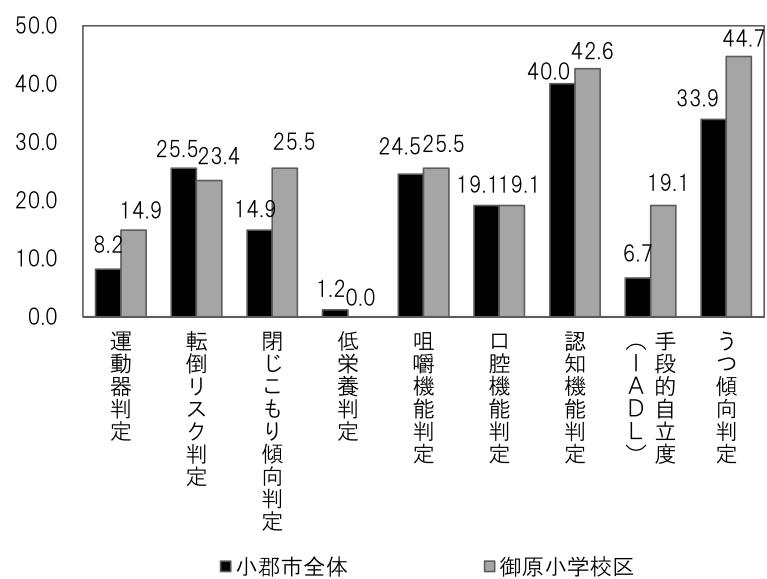
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

なし

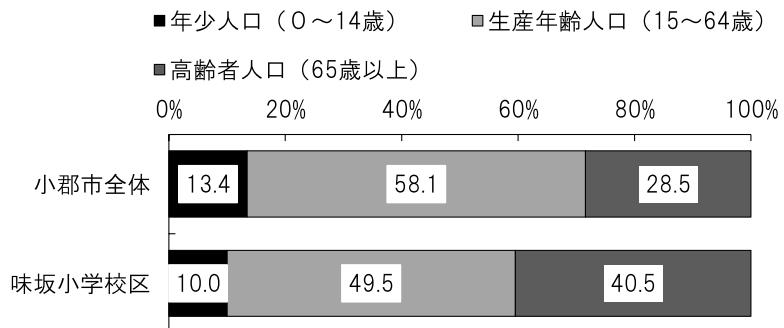
【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



8. 味坂小学校区

圏域の特徴	
行政区	平方、光行、八坂、宝城南、上西、下西、赤川
担当	南地区地域包括支援センター
<ul style="list-style-type: none">● 味坂小学校区は市の南部に位置し、久留米市、大刀洗町、佐賀県鳥栖市と接しています。● 人口は2,308人であり8圏域の中で最も少なく、65歳以上人口も同じく8位となっていますが、高齢化率は8圏域中2位と高くなっています。● 小学校区全体の年齢3区分別構成割合は、小郡市全体と比較して高齢者人口の割合が12ポイント高くなっています。● 要介護認定者数は187人で7番目となっていますが、認定率は20.0%で、圏域の中で3位となっています。● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果にみるリスク要因の特徴としては、小郡市全体に比べ、運動器、口腔機能の割合が高く、うつ傾向の割合が低くなっています。	
人口構造（住民基本台帳人口）	
総人口	2,308人（8圏域中8位）
65歳以上人口	935人（8圏域中8位）
高齢化率	40.5%（8圏域中2位）
世帯総数	1,020世帯（8圏域中8位）
その他の指標	
要介護認定者数（率）	187人（8圏域中7位）、認定率20.0%（8圏域中3位）

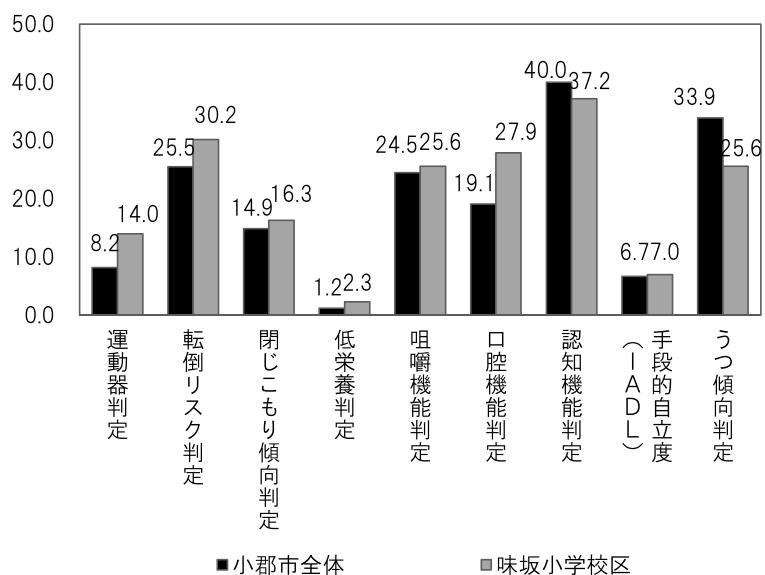
【年齢3区分別構成割合】



【サービス種別介護保険事業所数】

サービス種別	事業所数
通所介護	1件
看護小規模多機能型居宅介護	1件
認知症対応型共同生活介護	1件
養護老人ホーム	1件

【リスク要因の特徴（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果より）】



第5節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者の推計

<被保険者数の推計値>

単位：人

	実績値			推計値				
	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 22年度 (2040年度)
第1号被保険者	16,719	16,782	16,945	17,077	17,132	17,225	17,741	18,586
65～74歳	8,197	7,895	7,749	7,499	7,332	7,193	7,267	8,019
75歳以上	8,522	8,887	9,196	9,578	9,800	10,032	10,474	10,567
第2号被保険者 (40～64歳)	19,597	19,550	19,470	19,458	19,497	19,486	18,899	17,449
計	36,316	36,332	36,415	36,535	36,629	36,711	36,640	36,035

資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法

2 要支援・要介護認定者数の推計

<要支援・要介護認定者数の推計値>

単位：人

	実績値			推計値				
	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 22年度 (2040年度)
認定者総数	2,882	2,901	2,899	2,965	3,006	3,049	3,312	3,644
要支援1	746	735	691	697	704	718	782	826
要支援2	405	390	402	398	406	412	444	484
要介護1	532	555	561	592	600	609	670	742
要介護2	375	356	356	361	365	371	399	445
要介護3	308	313	329	335	341	343	375	415
要介護4	328	354	361	374	376	378	411	467
要介護5	188	198	199	208	214	218	231	265
(うち) 第1号被保険者	2,824	2,845	2,848	2,915	2,955	2,998	3,264	3,598
要支援1	735	724	679	685	691	705	771	815
要支援2	391	380	390	387	395	401	433	475
要介護1	529	552	558	589	597	606	667	739
要介護2	367	349	351	356	360	366	394	440
要介護3	302	303	322	328	334	336	368	408
要介護4	318	348	356	369	371	373	407	463
要介護5	182	189	192	201	207	211	224	258

資料：地域包括ケア「見える化」システム「将来推計」

第4章 施策の内容

基本目標1 地域包括ケアシステムの推進

1 地域包括支援センター機能の充実

① 総合相談機能の充実

令和2年4月1日から、従来の地域包括支援センターを基幹型の地域包括支援センターとし、日常生活圏域を3つに分割した上で、民間委託により、東地区地域包括支援センター、西地区地域包括支援センター、南地区地域包括支援センターの3か所の地域包括支援センターを新たに設置しました。

現在、相談件数は増加しており、身近で地域に根差した相談機関としての役割を担っています。さらに高齢化の進行に伴い対象者の増加が見込まれます。なお、本事業は重層的支援体制の相談支援を担うものとして地域住民の複雑化、複合化したニーズに対応し、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活をできる限り継続できるように、高齢者等に関する様々な相談窓口となり、適宜必要な機関やサービスにつなげ、必要に応じて継続的に支援を行っていきます。また、現状では地域包括支援センターの認知度も十分とはいえないため、今後は相談窓口としての周知・啓発にも努めます。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談・支援 延件数	1,037件	1,158件	1,200件	1,250件	1,300件	1,350件

② ケアマネジメント支援の充実

基幹型地域包括支援センターと3地区地域包括支援センターが連携し、市内の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、技術向上とネットワークづくりを目的としたケアマネ学びの会を実施し、講師を招いての研修会や事例検討会などを行います。あわせて地域の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を対象に、主任ケアマネ会議を開催し、ケアマネ学びの会のテーマや内容についての検討や情報交換等を行っていきます。

また、地域の利用者や家族、介護支援専門員等からの個別相談などの支援を行います。

このほか3地区地域包括支援センターの介護支援専門員に対して、介護予防ケアマネジメントの資質向上を図り、介護予防サービス計画（ケアプラン）が適切に作成されるように、指導・支援していきます。

③ 地域ケア会議の充実

保健医療及び福祉に関する知識を有する専門多職種や関係機関とともに、地域の介護支援専門員の個別ケースの支援内容の検討と資質向上、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援が行えるように地域ケア会議を行います。

個別ケースを行うことにより、地域高齢者の実態や地域課題を把握し、課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域づくりや地域資源を開発していくための推進会議の開催に取り組んでいきます。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市、3地区地域包括支援センター	市役所、3地区地域包括支援センターなど

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援件数	28件	13件	50件	50件	50件	50件

2 在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

小郡三井医師会に在宅医療・介護連携センターの運営を委託することで、地域の医療・介護資源の把握に努めています。小郡三井医師会のホームページには「医療・介護ガイドマップ」が掲載されており、新規開業や廃止など、定期的な情報更新を行っています。また、それらの情報を地域の医療・介護関係者と共有・活用するとともに地域住民へ提供しています。

今後も「医療・介護ガイドマップ」の更新を継続し、地域の医療・介護関係者と共有・活用するとともに、地域住民へ提供していきます。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

多職種で構成された小郡三井地域包括ケアシステム研究会を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題抽出、対応策の検討を行っています。今後は小郡三井地域包括ケアシステム研究会を通して、在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討を行います。また、委員を多職種で構成することで、地域における在宅医療・介護連携の現状把握に努めます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日・容体急変時の対応など切れ目なく提供できるよう体制整備を行います。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護連携センターにおいて、「退院調整ルール」の手引きを作成し、令和元年度から配布を行っています。

「退院調整ルール」の手引きを活用するとともに、医療保険サービスや介護保険サービスを提供する際に、一貫性のあるサービス提供ができるよう、地域の在宅医療・介護関係者の連絡様式・方法の統一など、地域内で効率的な情報共有を行える基盤を整えます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護連携センターに相談窓口を開設し、相談員を配置して対応しています。

引き続き相談員が相談窓口となり、在宅医療・介護連携の円滑化のための支援を行います。

⑥ 在宅医療・介護関係者の研修

在宅医療・介護連携センターにおいて、医療・介護従事者研修会や介護施設への出張研修会を実施していきます。また、医療機関の連携室の看護師の同行訪問も行っていきます。

⑦ 地域住民への普及啓発

令和4年7月に、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）ノート「もしもの時に」を改訂、10月から配布を行いました。また、作成したACPノートを活用して、地域住民を対象にACP出前講座を実施しています。

引き続き、在宅医療・介護連携センターから全校区の地域住民を対象にした出前講座を実施していきます。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

在宅医療・介護連携センターの相談員が、北筑後保健所が主催している在宅医療・介護連携センター相談員連絡会に出席し、県、保健所、関係市町村との情報共有、連携を図っており、今後もこの取組を進めます。

また、県や保健所などの支援のもと、同一の二次保健医療圏内にある医療機関と協力して、退院後に在宅における医療保険サービスと介護保険サービスが一体的に提供されるよう、情報共有の方法などを含む、在宅医療・介護連携のために必要な事項について協議を進めます。

3 認知症ケア体制の整備

① 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。認知症に関する相談があり、認知症初期集中支援チームで関わる必要があった場合、相談や訪問等の対応を行っています。

基幹型及び3地区の地域包括支援センターに配属された認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームが連携して、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を推進していきます。

② 認知症地域支援推進員による支援

認知症地域支援推進員を基幹型及び3地区の地域包括支援センターに配置し、認知症やその家族などへの支援を行っています。

認知症地域支援推進員は、基幹型及び3地区の地域包括支援センターの専門職（主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師）や関係機関と連携して、さまざまな相談等に対応していきます。

③ 認知症サポーターの養成

認知症の理解を地域に広げるために、学校、職域団体、事業所などを対象に地域のキャラバンメントが講師を担い認知症サポーター養成講座を実施しています。特に小学校については、令和元年度からすべての市立小学校でサポーター養成講座を開催しています。

今後も認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターを一人でも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開することができるよう認知症サポーター養成講座を開催します。

また、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識、身近に交流し必要に応じて手助けするための対応スキル等を習得することで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的として、認知症サポーターステップアップ研修への取り組みを行います。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座実施回数	15回	14回	14回	18回	18回	18回
受講者数	682人	790人	768人	800人	800人	800人

④ 認知症カフェの開設支援

令和元年度から認知症カフェ運営補助金制度を創設し、三国校区コミュニティセンターで開催されている「三国カフェ」、東野校区コミュニティセンターで開催されている「ひまわりカフェ」、味坂校区コミュニティセンターで開催されている「カフェあじさか広場」に運営補助金を交付し、開設支援を行っています。

市内8か所の全校区で認知症カフェが開設できるよう、支援していきます。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
補助団体	2か所	2か所	3か所	8か所	8か所	8か所

⑤ 認知症に対する正しい理解の促進

本市では、認知症になっても「住み慣れた地域で暮らしていくよう」認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）を作成し、配布しています。このガイドブックでは、認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのかを紹介しています。

今後は認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、講演会の開催やガイドブック（認知症ケアパス）の更新などを行いながら、広報媒体を用いた周知啓発活動を実施します。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）が施行されることから法律の目的である認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向け、認知症の人に対する理解の促進及び、認知症の予防に関わる様々な取り組みを推進します。

4 権利擁護体制の充実

① 権利擁護業務の充実

（ア）権利擁護事業の周知・利用促進

権利擁護に関する相談については、関係部署や関係機関と連携しながら、対応しています。また、権利擁護に関するポスター掲示やパンフレットの配布、介護保険事業所等職員を対象に、権利擁護に関する講演会を開催しています。

今後は、高齢者の権利擁護に関するパンフレット配布や講演会の開催などの普及啓発を行い、高齢者の権利擁護に結び付くよう努めます。また、高齢者の権利擁護に関わる相談に対し、関係部署や関係機関、介護保険事業所等、地域の組織・団体が連携し、迅速で適切な対応に努めます。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講習会回数	2回	2回	3回	2回	2回	2回
参加延人数	120人	77人	142人	100人	100人	100人

（イ）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な高齢者に対して、地域包括支援センターにおいて利用申立に関する相談対応ができる体制をとるとともに、費用負担が困難なために成年後見制度を利用することができない場合には、申立費用などの必要な助成を行ったり、市長申立による申立を行うなど、高齢者の権利擁護を図っています。高齢化の進行により、今後さらなる認知症や単身高齢者の増加など、様々な課題に対処する必要があります。

令和5年度に策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき制度の利用促進を進めます。また、令和6年度に中核機関の設置を目指しています。中核機関の整備を行うことで、成年後見制度の相談窓口を明確にし、相談しやすい環境づくりを目指します。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。併せて制度の周知を行い支援が必要な人が適切な制度利用に結びつくよう努めます。

(ウ) 虐待防止の啓発

虐待防止の啓発として、広報誌での啓発記事の掲載や介護保険制度、地域包括支援センターに係るポスターの掲示、パンフレットの設置を行っています。また、介護保険事業所職員を対象に虐待防止の研修会を開催しました。

今後も高齢者のみならず、全ての人への虐待を防止するために、関係機関や住民を対象とした講演会の開催、広報紙への関連記事の掲載、パンフレットの作成・配布などを通じて虐待防止に関する啓発活動を行い、見守り体制の充実を図ります。

(エ) 消費者被害防止及び対応

消費生活相談室と連携し、3地区地域包括支援センターと共に地域の公民館等で消費者被害防止啓発の出前講座を実施しました。

令和3年度はコロナの影響により、実施回数は3回となりましたが、令和4年度は地域からの依頼が増えました。また、広報おごおり（1日号）に、その時期に多発しているトラブルなどの記事を掲載し、注意喚起を行っています。

民生委員・児童委員総務会では消費生活相談窓口や出前講座の説明を行い、利用していただくようPRしています。民生委員・児童委員や市民から情報提供があった事案については、地域包括支援センターと消費生活相談室とで情報共有を行っています。被害の大きな案件については、小郡警察署（生活安全課）とも連携して、市民への注意喚起を促しています。

また、介護保険事業所職員を対象に消費生活相談員が消費者被害について、事例を交えて研修会を開催し、併せて相談窓口の周知を行いました。

今後も、高齢者の消費者被害の防止や早期発見につながる意識啓発を図るため、消費生活相談室と協力し、出前講座等を実施します。また、消費者被害に関する情報を把握し、ケアマネジャー・民生委員・児童委員などと連携し、被害の対応・防止に資するための体制の充実に努めます。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前講座 開催回数	3回	15回	10回	24回	24回	24回
研修会回数	2回	2回	一回	一回	一回	一回
参加人数	37人	40人	一人	一人	一人	一人

② 被虐待高齢者の早期発見・早期対応の充実

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者による支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）を踏まえ、3地区地域包括支援センターや地域、関係機関との連携を強化し早期発見に努め、虐待通報があつた際は支援者会議等を実施し、支援及び保護へ繋ぎます。

また、関係機関と高齢者虐待防止の取り組みの方法の検討や個別事例の検討等を行い、高齢者虐待防止に関する体制をより充実していきます。

虐待の早期発見に関する体制整備として、民生委員・児童委員、地域及び介護保険事業所等職員への虐待防止に関する研修会等を実施し、高齢者の虐待防止の啓発に努めます。

5 生活支援体制の整備

① 生活支援コーディネーターの取り組みの推進

高齢者が生活支援や介護予防サービスなどが必要になつても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で最後まで暮らし続けるために、地域のさまざまなニーズや資源の把握及び創出を行い、その情報を発信する役割を持つ生活支援コーディネーターの取組の充実に努めます。

第1層（市全域）については、生活支援コーディネーター（専従）を1名ずつ長寿支援課及び社会福祉協議会（委託）に配置し、地域資源一覧表・マップ（ガイド帳）の作成や住民主体の通りの場の創出支援、インフォーマルサービスの紹介、地域支え合い推進員養成講座の開催等を行いました。

第2層（日常生活圏域）では、小学校区ごとに設置されている校区コミュニティセンターに生活支援コーディネーターの機能を持たせ、校区コミュニティセンターを中心に様々なテーマで介護予防教室等の企画、開催をするとともに、ポイント事業でも連携し、取り組みました。

今後も地域資源の創出、担い手の育成、関係者間の連携体制の強化を図ります。

② 協議体の充実

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する情報の共有・連携強化の場の設置に向けて、既存の会議等を活用し、取組を進めていきます。

③ 地域組織で支え合う体制づくりの強化

自治会で実施されているふれあいネットワーク活動※のさらなる充実に向け、支援していくとともに、老人クラブ活動やサークル活動、健康体操教室、自治会バスの運行など地域内の様々な団体や活動の推進を図ります。

また、これらの活動を強化するため、意識啓発や地域内での関係づくりに向けての支援を進めます。

※ふれあいネットワーク活動：地域に住む住民が、高齢者や障がいのある人など支援が必要な方への声かけ訪問、見守りを行い、地域での困りごとや悩みに早めに気づき、必要な関係機関へつなぐとともに、住民の孤立や孤独死を防止していく活動

④ 地域における見守り体制の強化

見守り活動は、複数の網（ネット）をかけることでより効果的なものとなるため、見守り体制のさらなる充実を図ります。

高齢者見守り支援台帳登録事業においては、民生委員・児童委員の協力を得て台帳を整備し、地域で見守り活動を行っています。その他にも隣保館・集会所との協働による独居高齢者宅訪問活動やふれあいネットワーク活動、老人クラブによる友愛訪問活動、社会福祉協議会が実施している救急医療情報キットの配布、協定を締結している生命保険会社（2事業者）による家庭訪問時の見守りなどを行っています。

また、持続可能な見守り体制の構築に向け、一部の役員等への負担の軽減や新たな担い手の育成・確保、「つひでの見守り」の普及・啓発等、様々な見守り体制の充実を図ります。



基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

今後、75歳以上の高齢者が増加する見込みであり、それに伴い支援が必要な高齢者が増加することが予想されます。高齢者が健康で自立した生活を送るためには、健康づくりと介護予防が重要です。

① 健康づくりに関する取り組みの推進

「小都市健康増進計画・小都市食育推進計画」に基づき、運動・スポーツや食生活の見直しなどによる高齢者の健康づくりを推進しています。

(ア) 健康運動リーダーの養成

○健康運動リーダーの養成

「健康運動リーダー養成講座」を実施し、地元公民館等で自主的な健康体操教室を運営する健康運動リーダーを養成しています。

○健康運動リーダー研修

健康運動リーダーを対象に、運動の復習や新しいスキルを提供するための講座を開催しています。今後も活動中のリーダーの支援を行っていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
健康課	市・委託事業者	市内公共施設など

■実績

	実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】
リーダー 養成数	241人	245人	251人

(イ) 健康体操教室の支援

○自主健康体操教室の支援

健康運動リーダーが、公民館等で行う自主健康体操教室の立ち上げ支援を行っています。自主運営移行後は、各教室からの依頼に応じた支援を実施しています。

今後も教室立ち上げを希望する区への支援を行い、高齢者が住み慣れた地域や人間関係の中で介護予防に気軽に取り組めるよう、自主健康体操教室への支援を推進します。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
健康課	市・委託事業者	市内公共施設など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援回数	21回	46回	60回	65回	65回	65回
参加者数	248人	609人	900人	一人	一人	一人

② 健診の受診勧奨及び保健指導

生活習慣病の予防や介護予防のため、特定健康診査の定期的な受診を促進し、特定健診受診と特定保健指導の一体的な実施等、市民が利用しやすい体制の整備により、特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
健康課	市	市内公共施設、医療機関など

■実績

	実績	
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特定健診受診率	39.6%	39.2%
特定保健指導 終了率	50.3%	61.7%

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

① 訪問型サービス

(ア) 訪問介護（平成28年度までの介護予防訪問介護に相当するもの）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、従来どおりの介護予防サービス相当の入浴・排せつ・食事などの介助や家事の日常生活の援助などのサービス事業を行います。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	介護保険サービス事業者	利用者の自宅

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	1,791件	1,847件	1,687件	1,900件	1,950件	2,000件

② 通所型サービス

(ア) 通所介護（平成28年度までの介護予防通所介護に相当するもの）

通所介護事業所などにおいて、従来どおりの介護予防サービス相当の食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練のサービス事業を提供します。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	介護保険サービス事業者	介護保険サービス事業所

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	4,673件	4,775件	4,829件	4,900件	4,950件	5,000件

(イ) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

通所介護事業所などが実施する従来の介護予防通所介護サービス給付から、給付サービスの基準を緩和（市が個別に設定）した通所型サービス事業です。

今後、ニーズを把握しながら実施について検討します。

(ウ) 通所型サービスB（住民主体による支援）

ボランティア主体（住民主体）で、通いの場を設け、ケアプランに基づき、体操、運動等の活動等を行うサービスです。本市では令和元年度からは一般高齢者も参加できるよう一般介護予防事業に移行しました。

通所型サービスBとしての実施については、今後、ニーズを把握しながら実施について検討します。

(エ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

介護認定を持たない高齢者のうち、基本チェックリストや国保データベース（KDB）システムにより把握した介護予防事業対象者に対して、「すこやか教室（運動器機能向上）」を継続して実施していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	市内公共施設

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実利用者数	14人	21人	38人	40人	40人	40人
実施回数	10回	22回	24回	24回	24回	24回

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者及び事業対象者を対象に、介護予防生活支援の視点で適切な介護予防サービス等が利用できるように、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングと評価を行います。サービス提供後も心身の状態の変化に応じてサービスの見直しや調整を行います。

3か所の地域包括支援センターに委託し実施しています。

3 一般介護予防事業の充実

① 介護予防普及啓発事業

(ア) 高齢者生きがいと健康づくり事業（スポーツ文化フェスタ）

小郡市老人クラブ連合会に委託してスポーツ文化フェスタを実施しています。高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などに対し、社会的孤立感の解消や自立生活の助長を図ります。また、楽しく体を動かすことや人との交流の機会を持つことにより、高齢者の健康の保持・増進につなげていきます。

老人クラブ連合会の単位クラブ数、会員数の減少に伴い参加者が減少傾向ですが、老人クラブ連合会の一年の大きな催しとして位置付けられています。創意工夫し、ニーズにあった事業の充実に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	小郡市老人クラブ連合会	地域運動広場など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
参加者数	一人	120人	250人	400人	400人	400人

(イ) 介護予防音楽サロン教室

介護予防の観点から、脳機能の維持・改善と、「生涯学び続けたい」という希望に応えるとともに、自宅から外出することにより人との交流など社会参加を促し、楽しくいきいきと輝ける場・交流の場として、関係機関と連携しながら教室を実施しています。

音楽を活用した教室が、脳の活性化に資するという研究もあり、市内3か所の校区コミュニティセンター等において、リズムに乗ったストレッチ体操や指体操、転倒予防トレーニング、口腔体操などを実施して、高齢者の脳の活性化と共に健康促進を図る教室を実施しています。

引き続き、高齢者の脳の活性化と共に、健康促進を図る教室を開催していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	市内公共施設など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
参加者数	53人	79人	73人	75人	75人	75人
実施回数	36回	36回	36回	36回	36回	36回

(ウ) 国保高齢受給者証交付時健康づくり講話

月1回、国保高齢受給者証交付（70歳到達）者に対し、健康づくり講話及び体操等を行い、健康づくりや介護予防に関する意識の向上を図るとともに、介護予防に関する知識の普及啓発に努めています。

今後もこのような場を活用した介護予防の啓発に努めていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	市庁舎内

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
参加者数	85人	107人	118人	240人	240人	240人
実施回数	7回	12回	12回	12回	12回	12回

② 地域介護予防活動支援事業

(ア) サロン事業活動支援

ふれあいネットワークのサロンの運営にあたるリーダー及びボランティアの育成・指導に努め、地域におけるサロン活動の普及を図ります。

また、「サロン推進員養成講座」及び小郡市社会福祉協議会主催の「福祉レクリエーションボランティア講座」の卒業生による「おごおりレク健康隊」組織の充実を図ります。

「おごおりレク健康隊」として活動する会員の資質向上を目的として、社会福祉協議会と連携し模擬サロンやスキルアップ研修等を行い、自主活動に向けての支援を行います。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	各ボランティア団体	市内公共施設など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	36回	92回	117回	100回	105回	110回
派遣数	123人	338人	317人	350人	370人	390人

(イ) 高齢者の通いの場支援

住民主体で運営され地域で行われる、おおむね65歳以上の高齢者を対象とした介護予防に資する通いの場を提供する事業を支援します。通いの場に補助金を交付し、必要に応じて補助金要綱の見直し等を行いながら、高齢者が歩いて通える通いの場の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	ボランティアなど	校区コミュニティセンターなど

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援団体数	9団体	17団体	28団体	30団体	35団体	40団体

(ウ) 健康・介護予防ポイント事業

健康づくり・介護予防及び高齢者の社会参加を促し、健康の増進、介護予防及び健康寿命の延伸を目的として、健康・介護予防ポイント事業を実施します。

一人ひとりが日々の運動や食生活の改善、健（検）診の受診、健康・介護予防教室やイベントに参加し、積極的に、楽しみながら、継続的に取り組んでいけるように事業の充実を図ります。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ポイント 交換者数 (高齢者)	一人	321人	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人

③ 地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士や作業療法士などリハビリテーション専門職を家庭やサロンの場などに派遣し、助言を求めてことで、地域における介護予防の取組の機能強化を図ります。

担当介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携して、希望された高齢者の個人宅へ、リハビリテーション専門職を派遣し、生活動作に対する具体的なアドバイスや、住宅改修等へのアドバイスを行い、必要に応じて3か月後や6か月後に再評価を行います。

また、サロン推進員養成講座等にリハビリテーション専門職を派遣し、介護予防について学びを深めています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市	利用者の自宅、市内公共施設など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
派遣回数	8回	7回	5回	24回	24回	24回
利用者数	41人	28人	26人	80人	80人	80人

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者が抱える様々な健康課題に対応するため、ハイリスクアプローチやポピュレーションアプローチを通して、高齢者の生活習慣病予防や重症化予防と介護予防の取組みを一体的に推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的に事業を実施しています。

国保データベース（KDB）システムを活用し、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談を行います。また、今後も国保データベース（KDB）システム等を活用して地域の健康課題を分析し、府内及び関係機関と連携を図りながら事業内容を検討し、取り組みを推進していきます。

地域住民に身近なところで健康支援を行うことにより、国保世代から連續した健康の管理、介護保険への接続、地域包括ケアと連動した事業を実施します。

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

生活習慣病等の重症化リスクの高い方や健康状態が不明な高齢者を個別訪問し、予防に関わる相談・指導や状態把握、必要なサービスへの接続を行います。

■実績

	実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】
糖尿病性 腎症重症化 予防	22人	14人	30人
健康状態 不明者対策	一人	70人	120人
血圧重症化 予防	一人	一人	160人

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

市内8圏域で通いの場を実施し、フレイル予防の普及啓発活動やリハビリテーション専門職等による運動・栄養・口腔等のフレイル予防等の健康教室や健康指導を行っています。また、通いの場等における取組において把握された高齢者の状況に応じて、健診・医療・介護サービスの利用勧奨を実施しています。

今後は校区コミュニティセンターと協議を行いながら、通いの場の拡大を図ります。また、校区コミュニティセンター以外の場所でも、フレイル予防講座を実施できるよう調整を行い、通いの場を増やし、受診勧奨や生活機能の低下を予防するための講座を実施します。

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座回数	61回	122回	123回	125回	125回	125回
参加人数	774人	1,667人	1,879人	2,125人	2,125人	2,125人



基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援

1 社会参加の推進

高齢者人口がさらに増加する中、高齢者が社会の一員として尊重され、いきいきと暮らし続けられるよう、就業や地域社会への参加支援など、社会とのつながりを通じ、社会的孤立の防止や健康寿命の延伸を促進する必要があります。

高齢者が、これまで培った経験や能力を生かせる機会を提供し、地域社会とのつながりや社会の一員として活動できるように取組を進めていきます。

① 老人クラブ活動への支援

老人クラブ活動は、長年の知識や経験を活かして地域社会を豊かにする諸活動に積極的に参加し、元気な高齢者をめざす仲間の輪を広げ、その活力を結集して社会の期待に応えることを目的としています。また、地域を基盤とする老人クラブは、高齢者の仲間づくりや生きがいと健康づくりに資する取組や連合会の組織力を活かした活動に取り組んでいます。

会員の高齢化や役員の担い手不足等の問題から、連合会に所属する単位クラブが減少傾向にあり、会員数も減少しています。新規会員の確保など同連合会と連携して課題解決に向けた取組を行い、魅力ある老人クラブ活動が行えるように連携し、支援に努めていきます。

■主な活動

環境美化活動、高齢者支援活動、校区育成事業（学習講座、女性リーダー研修）、高齢者文化・スポーツ活動支援事業（グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、スポーツ文化フェスタ）など

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	小都市老人クラブ連合会	小都市生涯学習センターなど

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
クラブ数	23 クラブ	22 クラブ	20 クラブ	20 クラブ	21 クラブ	22 クラブ
登録会員数	1,377 人	1,251 人	1,071 人	1,081 人	1,111 人	1,141 人

② 高齢者の多様な就業の支援・社会参加の促進

シルバー人材センターとは、おおむね60歳以上の高齢者で、定年退職後などの余暇を利用し、臨時的かつ短期的な就業を希望する人に仕事の機会を確保・提供するものであり、小郡市では、大刀洗町とともに「小郡大刀洗広域シルバー人材センター」として事業に取り組んでいます。

長年の高齢者の知識と能力を活かし、高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加の推進を目的としており、企業や行政機関及び一般家庭などを対象に、植木の剪定・除草・屋内清掃・家事サービス・子育て支援などを行っています。また、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯などが、安心して地域で暮らせるように安否確認などの支援活動や日常生活上のちょっとした困りごとを手助けする地域サポート事業を支援します。さらに、高齢者が情報格差により社会参加しにくい状況への対策として国の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、スマホの無料講習会も実施しています。

定年制の延長や働き方改革の影響により、シルバー人材センターへの入会が減少しつつあります。今後もシルバー人材センターと連携をさらに強化し、高齢者の就業の支援及び機会の確保に努めます。

また、高齢者の就業相談窓口として、福岡県中高年就職支援センターや福岡県70歳現役応援センター、公益社団法人福岡県高齢者能力活用センターが実施する就労相談・支援に関する情報発信等を行っていきます。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	小郡大刀洗広域 シルバー人材センターなど	小郡市高齢者社会活動支援センターなど

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
登録会員数	321人	320人	330人	340人	350人	360人

③ 敬老事業（敬老会等の開催）

長年にわたりさまざまな社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬意を表わすため、敬老事業実施への支援及び補助金交付、敬老祝い金の支給を行っています。

高齢者人口の増加や敬老会参加率の低下、地域の担い手不足、実施場所の収容能力の超過等、様々な課題があり、今後の敬老事業のあり方について検討を行っていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市、自治会 協働のまちづくり協議会	自治公民館、校区コミュニティセンターなど

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
敬老事業 対象者数	8,734人	9,071人	9,397人	9,700人	10,000人	10,300人

④ 校区コミュニティセンター活動の促進

各校区コミュニティセンターにおいて、地域の特性に応じたさまざまな活動を行っています。高齢者が生きがいのある生活を実現し、自分たちの培ってきた経験や知識を学習支援や学校教育に役立てることで、社会参加活動の拡大を図ります。

（ア） げんきかい

みんなが主役の活動で、「げんきかい」と肩をたたきながら会員同士の交流を図ります。

毎月1回開催し、勉強会や料理実習、視察研修、健康体操など、高齢者向けの「健康づくり」や「生きがいづくり」に関する講座を行います。

令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で5月～9月及び2月の開催はありませんでしたが、それ以外の月は、毎月1回健康講座・教養講座等を開催しました（押し花アート、行楽弁当作り、ヨガ等）。

令和4年度は、毎月1回健康講座・教養講座等を開催しました（マイ箸作り、ハンドベル講座、視察研修等）。

令和5年度は、7月の講座が講師都合で延期になりましたが、それ以外の月は、毎月1回健康講座・教養講座等を開催しました（介護予防講座、フラワーアレンジメント、モルック体験等）。

今後も引き続き、高齢者を含む市民向けの「健康づくり」や「生きがいづくり」に関する講座を開催していきます。

第4章 施策の内容

基本目標3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
コミュニティ 推進課	御原校区 コミュニティセンター	校区コミュニティセンター、集会所など

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	6回	12回	10回	12回	12回	12回
延参加者数	114人	249人	120人	200人	200人	200人

(イ) 健康講座、歴史講座、ひまわりカフェ

高齢者を対象として健康講座、歴史講座、定期的に集える認知症カフェ「ひまわりカフェ」を開催し、社会教育の参加及び健康づくり、居場所づくりを図ります。

令和3年度は、当初22回の開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの影響で16回の開催となりました。各回で、健康講座教養講座を開催しています（脳トレ、エンディングノート作り、体力測定等）。

令和4年度は、1月のカフェが天候不良で中止になりましたが、それ以外の月は毎月1～2回、全22回開催しました。うち2回は自治公民館で「飛び出してひまわりカフェ」を開催しました。各回で健康講座や教養講座等を開催しています（多肉植物の寄せ植え、人権講座、料理講座等）。

令和5年度は、毎月2回開催し、各回で健康講座や教養講座等を開催しました（介護講座、歌声喫茶等）。

今後も引き続き、高齢者を含む市民の社会教育への参加及び健康づくり、居場所づくりのための事業を開催していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
コミュニティ 推進課	東野校区 コミュニティセンター	校区コミュニティセンター

■実績と目標（ひまわりカフェ）

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	16回	22回	24回	24回	24回	24回
延参加者数	300人	356人	350人	600人	600人	600人

(ウ) 味坂とことん俱楽部

地域の高齢者の生きがいづくりやふれあいの場づくり及び公民館活動の活性化をめざして、さまざまな講座等を開催しています。

令和3年度は、新型コロナウィルス感染拡大の影響で中止になった1講座を除き、全5回、健康講座や教養講座等を開催しました（健康体操、おやつ作り、フラワーアレンジメント等）。

令和4年度は「いき Guy セミナー」を「味坂とことん俱楽部」に統合。天候不良のため中止した1講座を除き、全9回、健康講座や教養講座等を開催しました（折り紙、コースター作り、介護保険講座、館外研修等）。

令和5年度は、健康講座や教養講座等を開催しました（薬育講座、防犯講座、IH料理教室等）。

引き続き、地域の高齢者の生きがいづくりやふれあいの場づくりにつながる講座を開催していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
コミュニティ 推進課	味坂校区 コミュニティセンター	校区コミュニティセンター

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	5回	9回	10回	10回	10回	10回
延参加者数	30人	59人	60人	60人	60人	60人

⑤ ふくおか高齢者はつらつ活動拠点事業の推進

市内在住の50歳以上の方を対象に、生涯教育をめざした講座を開催しています。

- ・心に届ける朗読講座

物語やエッセー、詩などの作品の朗読について、基礎から学ぶ

- ・ボランティア参加型講座 野菜作り、ニュースポーツ・健康、手作り工芸、絵手紙

講座で学ぶだけではなく、講座によって習得した技術や知識を地域でのボランティア活動に活かす

50歳以上を対象とした事業ですが、実際の受講生は70～80歳代がほとんどで、ボランティア参加型講座においては、ボランティア講師が高齢化し、人数も少なくなっています。いかに人を集めて、人材育成していくのかが課題です。

今後は、講座受講生に対してボランティア活動への参加を促し、人材確保と育成を行っていきます。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
生涯学習課	教育委員会	小都市生涯学習センター他

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
延参加者数	945人	1,346人	1,392人	1,400人	1,450人	1,500人

⑥ 小郡わいわいクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の支援

子どもから高齢者まで、体力、年齢、興味・関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型スポーツクラブの活動により、市民の健康保持・増進を図る生涯スポーツ社会の実現に努めます。

令和3年度、4年度はコロナ禍で入会は少なく、高齢による退会者も多くみられました。コロナ感染症も第5類となり、新会員の入会もありますが、思うように会員数が伸びていない状況です。また、働き方改革により高齢まで働く方も多く、入会者もこれまで以上に高齢化しています。

小郡わいわいクラブの認知度を高めるため、今後も、広報活動（各コミュニティセンターにポスター掲示やチラシ配布等）に努め、市民に活動プログラムを広く紹介していきます。また、教室の数は増やす、内容を替えるなどして新規会員数の増加を目指します。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
スポーツ振興課	小郡わいわいクラブ	小郡市体育館

■実績と目標

	実績			目標		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会員数 15歳以上 (高齢者)	111人 (83人)	106人 (78人)	110人 (80人)	115人 (人)	120人 (人)	125人 (人)
教室数	16教室	16教室	17教室	17教室	17教室	17教室

2 福祉意識の啓発と市民参加の推進

① 福祉意識の啓発

あすてらすフェスタなどの各種イベントや出前講座、たなばた学遊倶楽部、または政治学級などのさまざまな機会を通じて、福祉意識を高めるための啓発活動を行っています。

今後は、自他をかけがえのない存在として認める人権尊重の精神の確立のため、福祉意識の啓発と併せて人権教育・啓発を進めていきます。また、市民に対して福祉意識を根付かせるための活動・啓発はもとより、若年層など福祉に関心が薄い層に対しても、効果的な手段を検討していきます。

② 福祉教育の推進

将来の福祉分野の担い手である小学生や中学生などに対し、福祉施設の見学等による高齢者介護に関する教育・体験を通じて、高齢者福祉への意識の啓発を図ります。

認知症の人を含む高齢者に対する理解を深められるように、小・中学校で認知症サポーター養成講座等の開催を継続し、今後もより一層の福祉教育の推進に取り組んでいきます。

■実績

	実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】
講座 参加人数	682人 (うち小学生 594人)	790人 (うち小学生 716人)	一人

③ 参加と交流の促進

地域福祉の推進を図る観点から、地域住民の各種活動への参加を推進することが必要です。

地域福祉の中核を担う小郡市社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどとの連携を強化し、また、関係機関と連携を保ちながら、地域におけるさまざまな活動の活性化と市民参加の推進を図り、市民一人ひとりの交流促進に努めていきます。

小郡大刀洗広域シルバー人材センターなどで行う高齢者と子どものふれあい事業をより一層支援していきます。

市民・行政・関係機関団体などと連携、協働のもと、地域コミュニティづくりのひとつである「ふれあいネットワーク」の活動を推進し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり、地域のつながりづくりに取り組みます。

④ ボランティアの育成・支援

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、高齢者や障がいのある人の支援を行っています。

高齢者に関わるボランティアのひとつとして、介護予防事業における「サロン推進員養成講座」及び小郡市社会福祉協議会主催の「福祉レクリエーションボランティア講座」の卒業生で構成する「おごおりレク健康隊」や地域のボランティアが、「ふれあいサロン」の担い手として活動しています。

今後、少子高齢化がさらに進行していく状況の中で、高齢者に係るさまざまな課題に対応していくためには、担い手となるボランティアの確保が不可欠となるため、小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成とボランティア団体の活動支援に努めていきます。

また、高齢期には身体機能の低下により閉じこもりがちになり、地域とのつながりが薄れ、さらなる身体機能の低下を招いてしまうという傾向があります。そのため、ボランティア活動を通じた社会参加を介護予防の視点から支援します。

■実績（レクリエーションボランティア講座）

	実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】
講座 受講者数	140人	163人	一人

⑤ まちづくり協議会等との連携・協力

のぞみが丘小学校区及び御原校区の「自治会バス事業」、味坂校区の「カフェあじさか広場」、御原校区の「みはらカフェ」、立石校区の「くろつちカフェ」、三国小学校区の「三国カフェ」、東野校区の「ひまわりカフェ」等の事業に対して支援を行っています。

引き続き、高齢者が住みやすい地域づくりや高齢者の安全・安心の視点からの取り組みの支援を行います。

3 在宅生活の継続支援

① 高齢者福祉サービス

(ア) 生きがい活動支援通所事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、デイサービスを提供することにより社会的孤独感の解消、自立生活の支援及び要介護状態になることの予防を図ります。

デイサービスセンターにおいては、日常動作訓練から趣味活動などの各種事業を実施し、食事・入浴等のサービスを提供しています。

介護サービスや総合事業よりも気軽なデイサービスの手段として、今後も継続していきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市内サービス事業者	市内デイサービスセンター

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	661件	524件	194件	400件	410件	420件

(イ) 緊急通報システム整備事業

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム機器の貸与を行い、加えて緊急連絡先を24時間体制で確保することにより、高齢者の不安感軽減と緊急時の迅速かつ適切な対応を図ります。

今後もひとり暮らし高齢者等の増加が予測されることから、ひとり暮らし高齢者が、安心して在宅生活ができるよう、事業の周知に努め、緊急通報システム事業の充実を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	対象者の自宅

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	8人	8人	3人	5人	8人	10人

(ウ) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な高齢者を対象に日常使用している寝具を洗濯、乾燥及び消毒するサービスを提供することによって、自立と生活の質の確保を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	受託事業者の事業所

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	19人	16人	18人	20人	20人	20人

(エ) 訪問理美容サービス事業

心身の状況などにより理容院または美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、居宅で理容または美容のサービスを提供し、寝たきり高齢者などの福祉の向上を図ります。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市内理美容組合	対象者の自宅

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数	1人	1人	2人	2人	2人	2人

(才) 軽度生活援助サービス事業

在宅で自立した生活の継続を可能にできるよう、ひとり暮らし高齢者等で日常生活上の援助が必要な方を対象に、軽度な日常生活の援助（清掃、草取り、剪定）を提供しています。

シルバー人材センターの独自サービスとの調整や、会員数の減少や高齢化により、サービスの供給が追い付かないなどの課題があり、事業の在り方について検討を行っていきます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	対象者の自宅

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	382件	362件	350件	350件	350件	350件

(力) 食の自立支援事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者で、配食が必要な方に対し、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図ります。

また、配達時に、高齢者の安否確認を行い、必要に応じて家族や民生委員、担当ケアマネジャー等と連携を図り、支援に繋げています。

高齢者の食生活の向上及び見守り活動としても効果が高く、今後も引き続き、事業の実施に努めます。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	調理：委託事業者 配送：委託事業者	利用者の自宅
利用件数		

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	12,934件	11,067件	9,840件	9,000件	9,000件	9,000件

(キ) 在宅介護用品給付事業

在宅の65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者や、それに準ずる状態の高齢者（要介護3以上）を対象に、紙おむつ等を支給しています。サービスを提供することにより、寝たきりの高齢者などの生活の質の向上を図るとともに、その家族の経済的負担の軽減を図ります。

今後は国の動向を注視しながら、事業の実施について検討していきます。

■実施方法

府内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	委託事業者	各利用世帯に給付

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	507件	554件	580件	600件	600件	600件



4 家族介護者支援の充実

① 認知症高齢者等SOSネットワークシステム事業

認知症高齢者等の徘徊などによる行方不明者の増加が懸念されることから、早期発見による高齢者本人の生命・身体の安全確保と家族介護者への支援として、小郡警察署と連携して実施しています。

また、福岡県南地域の市町村を対象とした各自治体のSOSネットワークの広域連携や福岡県を経由しての認知症高齢者等の徘徊・行方不明者情報の発信、協力依頼、「防災メール・まもるくん」などをを利用して、安心・安全に住み続けることができる地域づくりにも取り組んでいます。

行方不明になるおそれのある高齢者が、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における認知症高齢者等の見守り体制の充実を図っていきます。

② 家族介護者への支援

高齢者を介護している人同士が交流を通して、情報交換やアドバイスを受けることにより、介護に関わる家族の支援に繋がることを目的として、毎月1回「家族のつどい」を開催しています。

より身近な場所で、気軽に集えるような集いの場を目指し、地域包括支援センターなどが中心となり、参加者の協力を求め、支援を行います。

基本目標4 安全・安心につながるサービスの充実

1 住環境の整備

① 養護老人ホーム入所

家庭環境や経済的な事情などのために自宅で生活することが困難な高齢者が、安心して生活できるよう、養護老人ホームにおいて、高齢者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するため、高齢者的心身の健康保持と生活環境の向上に必要な指導及び援助を行います。

また、養護老人ホームの空き部屋を活用し、一時的に宿泊させる（緊急支援事業）ことにより、高齢者の生活支援を行っています。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市	養護老人ホーム

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
措置者数	43人	38人	41人	42人	42人	42人

② 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのその他の施設

老人福祉法に基づく軽費老人ホーム（ケアハウス）は、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯に対し、入浴や食事等の日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

その他の施設には、入浴や食事などの日常生活上必要なサービスを提供する有料老人ホームや、一定の要件を満たしたひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯を対象としたサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどのうち、都道府県から特定施設入居者生活介護の指定を受けた特定施設などがあります。

本市においては持ち家率が高く、また、自宅での生活を希望される高齢者が多い状況にありますが、施設の整備については今後の動向に応じて検討します。

③ すみよか事業

住民税及び所得税非課税の世帯であり、要介護認定において要支援・要介護と判定された高齢者、または同居する世帯に対して、高齢者に配慮した住宅に改修するための資金の一部を補助することにより、高齢者の家庭での自立を促進し、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

■実施方法

庁内担当部署	実施者	実施場所
長寿支援課	市	利用者各自に給付

■実績と見込み

	実績			見込み		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用件数	2件	1件	1件	1件	1件	1件

2 生活環境の整備

① ユニバーサルデザイン化の推進

ユニバーサルデザイン化は、国をあげての取組であることから、市営住宅においては、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、新規住宅の建設時にユニバーサルデザイン化を行っています。

ユニバーサルデザイン化が未対応の建築物の全改修を行う場合は、構造上の課題等諸要件が生じ多大な費用を要することから、既存建築物については可能な範囲で簡易な改修を進め、建替え時に全項目の対応を行うこととします。

② 買い物支援・外出支援の推進

運動機能の低下などにより、車の運転や短い距離の移動にも支障をきたしたり、店舗などの撤退により、買い物・外出に対して不便を感じている高齢者は多くなっています。そのため、宅配や移動手段の確保などによる、買い物・外出支援を図ります。

高齢者の外出支援となる本市で運行する公共交通手段では、コミュニティバスを順次縮小し、新たな公共交通手段への置き換えを行っています。宝満川左岸地域では、令和3年3月、令和3年10月から令和4年9月に予約乗合制でドアtoドア型の公共交通である「おごおり相乗りタクシー」の実証実験を行い、令和4年10月から本格運行を開始しました。

また、宝満川右岸地域でも令和5年10月から令和6年9月まで予約乗合制でドアtoドア型の公共交通である「のるーと小郡」の実証実験を行っています。

今後は、地域公共交通計画を策定することにより、今後の公共交通網を形成するための方針を定め、持続的な公共交通網を再構築するため、導入している「おごおり相乗りタクシー」、「のるーと小郡」の運行内容の見直しや新たな公共交通手段の導入検討を行い、地域住民の利便性向上・高齢者の外出機会の創出を図ります。

★買い物支援事業

味坂校区と民間企業の協働事業として買い物支援事業（下記）を実施。味坂校区買い物支援運営委員会へ補助金交付、移動販売車の貸与等の運営支援を行っています。

- ・農産物直売所「あじっこ市場」
- ・移動販売車「あじさか号」

★自治会バス事業

のぞみが丘小学校区、御原校区のまちづくり協議会において運行されている自治会バス事業に対する補助金交付、車両（公用車）の無償貸与等の運営支援を行っています。

- ・のぞみが丘小学校区自治会バス 週6日（日曜日以外）、1日4便
- ・御原小校区自治会バス 週3日（火・木・土）、1日4便

今後は、事業PRに力を入れ、ボランティアの拡大と利用者の拡大を図ります。また、他地域でも事業開始の意向があれば協議していきます。

■実績

	実績		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】
開催回数	あじっこ 市場 30回 あじさか号 28回	あじっこ 市場 46回 あじさか号 42回	一回
利用者数	のぞみ小校区 4,599人 御原小校区 1,763人	のぞみ小校区 8,118人 御原小校区 2,755人	一人

③ ごみ出しなどの負担軽減の推進

燃えるごみ、BIN、不燃物、粗大ごみ、古紙、古布、ペットボトルを自宅前（集合住宅等や一部地域を除く）に出せる「戸別収集」を実施することで、高齢者のごみ出しにかかる負担を軽減しています。

今後、ごみを自宅前に出せないことによる排出支援を必要とする市民が増加することが予測されるため、近隣自治体の事業を調査研究し、業務委託としての支援や地域ボランティア制度の活用など小郡市の仕組みを検討します。

3 災害に備えた支援

① 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

災害が発生した時や災害の恐れがある時に、ひとりで避難することが難しい人（避難行動要支援者）を地域で支援していくための体制づくりを推進します。そのために、災害時や防災の取り組みについても地域の支え合い（共助）が重要であるとの意識啓発を行います。

また、自主防災組織の活動に関して地域間で差が広がっていることから、まずは体制づくりを進めていくことを目的に、各区で平常時、災害時の活動内容（見守りや安否確認含む）や、活動範囲、連絡網等を記載した初動マニュアルの作成を支援するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進するため、防災研修等で地域に働きかけ、支援体制の充実を図ります。

② 防災対策の推進

災害時の避難情報等をメール配信する災害情報等配信システムに、福祉事業所の担当者のメールアドレスを登録し、情報を直接伝達できるようにしました。また、各自主防災組織への研修として、日頃から実施している地域の見守り活動が災害時の安否確認へつながることから、随時研修会で啓発を行っています。

今後も高齢者の視点を取り入れた研修や、高齢者の支援や自身の防災意識の向上につながる研修を実施し、啓発していきます。

このほか、高齢者が自ら避難情報を確実に取得できるような情報伝達方法を検討し、構築していきます。また、大規模な災害時に備えて、市内にある企業と福祉避難所として開設できるよう協定の締結を継続して進めています。

基本目標5 介護保険サービスの充実

1 介護保険サービスの向上

① 公平・公正な要介護認定への取り組み

(ア) 認定調査及び主治医意見書

訪問調査員の能力向上と調査の平準化を図るため、e-ラーニングによる研修及び同行調査を実施しました。

主治医意見書については内容の精査を行い、記入漏れ等の不備については医療機関に確認しました。また、医師会主催の研修会で講義を行い、医療機関へ主治医意見書の記載方法について周知を図りました。

今後も継続し、審査程度の維持及び訪問調査員の能力向上・調査の平準化を図っていきます。

(イ) 認定審査

公平かつ適正な認定審査の実施を目的として、認定審査会の審査委員に県などが開催する研修への参加の促進や、独自研修の開催や定期的な合議体の再編（審査委員の入れ替え・交流）などにより、審査の平準化を図ります。

さらに、高齢化の進行などにより審査件数も増加傾向にあるため、運営体制の見直しなども含め、審査体制のさらなる充実に努めます。

(ウ) 情報公開

市民からの請求に応じ認定調査の内容など介護認定審査会資料を開示しています。

今後も継続して、認定調査の内容など介護認定審査会資料を必要に応じ申請者に開示するとともに、公正な調査が実施されるよう取り組みます。また、認定審査の結果に関する問い合わせについては、認定審査会での協議経緯を含め、誠意ある説明を行っていきます。

② 適切なサービス提供体制の確保

(ア) サービスの質の確保

より質の高いサービスが提供されるよう、研修の実施や情報提供などにより介護保険サービス事業者や介護従事者を支援します。

ケアマネジメントについては、地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が主体となり指導や助言に努め、介護支援専門員（ケアマネジャー）の一層の能力向上をめざします。

市に指導監督権限がある地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対しては、集団指導や実地指導を実施します。集団指導では、制度理解、非常災害対策、労働基準法令の遵守、事故防止対策、衛生管理など、介護保険サービス事業所運営上の必要な事項を周知し、実地指導では、人員基準などの確認や適正な請求事務などの指導及び利用者ごとのニーズに応じた個別ケアの推進などの指導を行い、必要に応じて事業所への監査などを実施します。

また、サービスに対する利用者からの苦情などに対しては、県や国保連合会と連携を図りながら迅速かつ適切に対応し、必要に応じ事業所への監査などを実施します。

(イ) 介護人材の確保

高齢化の進展に伴い介護サービスの需要が高まる中、介護従事者の離職や介護人材の不足が課題となっています。

小都市でも介護人材不足が大きな課題となっており、施設整備計画にも影響しています。また、介護ニーズの多様化から、人材の質の維持・向上を図る必要性も高まると思われます。

介護人材の待遇や労働環境の維持・改善、人材や組織のマネジメントの向上、生産性の向上、介護人材の裾野の拡大、介護人材や経営者のスキルアップなど、様々な対策が求められています。市単独でできることは限られますが、今後も国や県が実施する研修会やセミナーなど情報の周知などに取り組みます。

また、介護職員初任者研修の取得に関する支援策や、介護サービス事業者や関係機関などが行う人材確保、研修や講習などの人材育成の取組への支援策についても、引き続き検討します。

長期的な人材確保に向けては、市内の小・中学校や高等学校などにおいて、介護現場の見学（職場体験）や紹介などを通して、介護職の意義や魅力を知ってもらう取組を推進します。

③ 給付適正化に向けた取り組み

不適正なサービスや請求がなされているか、サービスの内容と介護費用の両面から捉え、真に利用者の支援に資するよう、引き続き介護給付費の適正化に取り組みます。

(ア) 要介護認定の適正化

訪問調査は原則直営で対応し、訪問調査を委託する場合においても職員が内容を点検し、必要に応じて指導を行うなど、適正な調査を確保します。また、審査会資料（訪問調査及び主治医意見書）の事前点検を徹底し、調査票の平準化や審査会資料の質の向上を図ります。

(イ) ケアプランチェック

利用者の自立支援につながるサービス及び利用者が真に必要とする過不足のないサービスが提供できているかという観点で、居宅サービス計画などを確認し、適正なケアマネジメントが行われているかどうか点検を行います。

実施方法については、書面、対面等状況に見合った最適な方法で実施していきます。

(ウ) 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会から提供される情報をもとに、国保連合会と連携しながら請求情報の縦覧点検や介護と医療情報との突合による請求実績の確認を行います。また、保険者として、他の給付実績の確認も行い、介護報酬請求の適正化を図っていきます。

④ 制度の普及啓発

介護保険制度を円滑に運営し、利用者に適正なサービスを提供していくためには、広く市民に周知しながら、制度への理解を深めていくことが大切です。そのため、制度改正に対応したパンフレットの作成・配布に加え、市の広報紙やホームページなどのさまざまな広報媒体の活用のほか、職員による出前講座など、制度の仕組みや保険料と利用料、介護保険サービスの利用の仕方などについて、わかりやすく周知していきます。

⑤ サービス選択のための事業者情報の提供

利用者が居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などを選択するためには、十分な事業者情報が必要です。利用者が安心してサービスを選択できるように、事業者に関する情報提供の充実を図ります。

パンフレットを窓口相談時などに配布するほか、介護保険事業者一覧を定期的に更新して新規認定時や窓口などで配布します。

また、介護保険サービスの利用者やその家族などが介護保険サービス事業者や施設を比較・検討して適切に選択できるよう、福岡県がインターネットで情報提供している「介護サービス情報公表システム」について、その周知を図ります。

2 居宅介護（介護予防）サービスなどの充実

① 訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活支援を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	回数／月	5,366	6,396	7,054	7,496	7,655	8,093
	人数／月	220	240	264	278	283	298

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、入浴の介護を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	回数／月	2	—	—	—	—	—
	人数／月	1	—	—	—	—	—
介護給付	回数／月	67	79	88	95	95	102
	人数／月	13	16	16	17	17	18

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

医師の指示に基づき看護師などが利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	回数／月	266	289	314	314	322	330
	人数／月	30	34	38	38	39	40
介護給付	回数／月	1,679	1,728	1,756	1,859	1,916	1,992
	人数／月	149	151	159	168	173	180

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士などが利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	回数／月	68	26	41	41	41	41
	人数／月	6	4	2	2	2	2
介護給付	回数／月	149	214	646	680	688	701
	人数／月	11	15	50	53	54	55

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	23	27	34	34	34	35
介護給付	人数／月	359	396	416	439	449	471

⑥ 通所介護（デイサービス）

日中、デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	回数／月	5,391	5,177	4,813	5,067	5,161	5,235
	人数／月	394	401	388	408	415	421

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や診療所、病院において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	201	174	176	176	179	182
介護給付	回数／月	1,825	1,645	1,764	1,830	1,879	1,905
	人数／月	197	184	190	197	202	205

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行います。利用者家族の介護負担の軽減を図ることができます。家族の病気などで一時的に在宅介護が困難な時にも利用できます。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	日数／月	33	33	41	41	41	41
	人数／月	9	9	11	11	11	11
介護給付	日数／月	392	474	697	740	744	765
	人数／月	51	63	96	101	102	105

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。利用者家族の介護負担の軽減を図ることができます。家族の病気などで一時的に在宅介護が困難な時にも利用できます。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	日数／月	6	3	2	2	2	2
	人数／月	2	1	1	1	1	1
介護給付	日数／月	145	102	114	114	114	114
	人数／月	25	18	20	20	20	20

⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホームなどが、入居している人に対して入浴、排せつ、食事などの介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	14	14	20	20	20	20
介護給付	人数／月	59	64	63	64	66	66

⑪ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、歩行器など、利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るための用具を貸与します。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	355	354	345	344	350	357
介護給付	人数／月	574	592	592	623	634	644

⑫ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

入浴や排せつに用いる用具など、その用途が貸与になじまない用具の購入費用の一部を支給します。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	7	8	8	8	8	8
介護給付	人数／月	10	7	8	8	8	8

⑬ 介護予防住宅改修・住宅改修

住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、手すりの取り付け、段差解消、洋式便器への取り換えなどの住宅改修の費用の一部を支給します。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	11	10	13	13	13	13
介護給付	人数／月	8	6	7	7	7	7

⑯ 介護予防支援・居宅介護支援

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	487	473	464	464	471	479
介護給付	人数／月	771	794	808	849	863	879

3 地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期的な訪問と利用者からの通報や電話などによる随時の対応を行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	19	20	23	23	24	24

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

グループホームなどにおいて、認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護や生活などに関する相談、健康状態の確認、機能訓練などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	回数／月	—	—	—	—	—	—
	人数／月	—	—	—	—	—	—
介護給付	回数／月	52	55	22	22	22	22
	人数／月	4	4	2	2	2	2

③ 地域密着型通所介護（デイサービス）

日中、利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスです。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	回数／月	796	868	1,061	1,099	1,146	1,176
	人数／月	74	84	100	104	108	110

④ 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

通いによるサービスを中心にして、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	24	22	24	17	29	32
介護給付	人数／月	69	72	73	54	87	101

＜整備状況と整備計画＞

		整備状況			整備計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
新規事業所数		一	一	一	一	1か所	一
総事業所数		4か所	4か所	3か所	3か所	4か所	4か所
利用定員総数		108人	108人	83人	83人	112人	112人

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い人に対応するため、「小規模多機能型居宅介護」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」を提供するサービスです。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	25	28	27	28	29	29

⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、少人数の家庭的な雰囲気のなかで、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
予防給付	人数／月	1	2	4	3	4	4
介護給付	人数／月	154	157	160	159	167	176

＜整備状況と整備計画＞

		整備状況			整備計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
新規ユニット数	—	—	—	—	2ユニット	—	—
総ユニット数	18ユニット	18ユニット	18ユニット	18ユニット	20ユニット	20ユニット	20ユニット
利用定員総数	162人	162人	162人	162人	180人	180人	180人

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の特別養護老人ホームで、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	28	29	29	29	29	29

4 施設介護サービスの充実

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい人のための施設です。入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	151	159	182	182	182	182

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰をめざす施設です。医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、日常生活上の介護などを併せて行います。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	186	187	178	178	178	178

③ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象として、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

		第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 【見込み】	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護給付	人数／月	26	33	46	46	46	46

第5章 介護保険事業に係る費用と保険料の算出

第1節 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（令和6年度～8年度）における第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の見込み、さらに、介護サービス及び地域支援事業にかかる費用見込みなどをもとに算定します。

1 財源

介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

2 算出方法

【事業費の見込み】

- ①介護保険給付費（総給付費）
 - + ②特定入所者介護サービス費等給付額
 - + ③高額介護サービス費等給付額
 - + ④高額医療合算介護サービス費等給付額
 - + ⑤算定対象審査支払手数料
-
- ⑥標準給付費見込額
 - + ⑦地域支援事業費
-

⑧介護保険事業費見込額

$$\text{⑧介護保険事業費見込額} \times 23\% = \text{⑨第1号被保険者負担分相当額}$$

【市町村ごとに異なる係数】

- ⑨第1号被保険者負担相当額
 - + ⑩調整交付金相当額
 - ⑪調整交付金見込額
 - + ⑫市町村特別給付費等
 - + ⑬財政安定化基金負担額（拠出金見込額+償還金）
 - ⑭財政安定化基金交付額
 - ⑮介護給付費準備基金取崩額
-

⑯保険料収納必要額

【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑯保険料収納必要額
 - ÷ ⑰予定保険料収納率
 - ÷ ⑱所得段階別加入割合補正後被保険者数
-

⑲保険料の基準額（年額）

第2節 事業費の見込み

1 介護予防給付の見込み

単位：千円

介護予防給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-	-
介護予防訪問看護	12,870	13,187	13,489	14,536	15,584
介護予防訪問リハビリテーション	1,375	1,376	1,376	1,376	1,376
介護予防居宅療養管理指導	3,384	3,388	3,479	3,778	4,078
介護予防通所リハビリテーション	68,984	70,360	71,419	77,677	83,106
介護予防短期入所生活介護	3,286	3,290	3,290	3,610	4,173
介護予防短期入所療養介護（老健）	207	207	207	207	207
介護予防特定施設入居者生活介護	17,557	17,579	17,579	20,106	21,316
介護予防福祉用具貸与	23,286	23,704	24,172	26,127	28,059
特定介護予防福祉用具購入費	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465
介護予防住宅改修	16,410	16,410	16,410	16,410	16,410
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	11,933	20,457	22,692	18,824	20,457
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,860	11,828	11,828	11,828	14,785
介護予防支援	25,378	25,795	26,233	28,421	30,454
介護予防給付費 計	194,995	209,046	213,639	224,365	241,470

2 介護給付の見込み

単位：千円

介護給付	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅介護サービス					
訪問介護	243,363	248,850	263,158	262,627	296,060
訪問入浴介護	13,938	13,956	14,965	14,714	16,732
訪問看護	86,011	88,779	92,359	94,378	104,655
訪問リハビリテーション	24,261	24,582	25,035	26,636	29,795
居宅療養管理指導	60,645	62,197	65,304	66,336	74,247
通所介護	450,945	460,977	467,304	495,519	554,520
通所リハビリテーション	166,303	171,989	174,098	184,795	207,517
短期入所生活介護	79,008	79,548	81,653	85,432	94,977
短期入所療養介護（老健）	16,453	16,474	16,474	19,362	21,824
特定施設入居者生活介護	145,422	150,348	150,348	165,853	184,578
福祉用具貸与	95,654	97,645	99,145	104,058	116,403
特定福祉用具購入費	1,456	1,456	1,456	1,456	1,752
住宅改修	10,144	10,144	10,144	10,144	12,097
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44,665	47,976	47,976	50,559	58,737
認知症対応型通所介護	2,003	2,006	2,006	2,006	2,006
地域密着型通所介護	101,758	107,052	110,397	114,136	129,277
小規模多機能型居宅介護	138,092	220,188	257,684	212,046	238,641
看護小規模多機能型居宅介護	87,990	91,495	91,495	93,330	105,017
認知症対応型共同生活介護	496,567	522,305	550,451	575,149	647,247
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	103,840	103,972	103,972	118,218	136,302
施設サービス					
介護老人福祉施設	582,071	582,807	582,807	666,134	756,163
介護老人保健施設	636,659	637,465	637,465	733,670	819,678
介護療養型医療施設					
介護医療院	223,770	224,053	224,053	253,705	292,062
居宅介護支援	166,589	169,677	172,740	183,834	204,884
介護給付費 計	3,977,607	4,135,941	4,242,489	4,534,097	5,105,171

3 標準給付費の見込み

単位：円

区分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総給付費	4,172,602,000	4,344,987,000	4,456,128,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	84,179,263	85,451,293	86,673,648
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	99,387,132	100,910,115	102,353,606
高額医療合算介護サービス費等給付額	16,483,035	16,710,962	16,950,008
算定対象審査支払手数料	2,454,483	2,488,410	2,524,014
標準給付費	4,375,105,913	4,550,547,780	4,664,629,276

4 地域支援事業費の見込み

単位：円

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	185,275,552	189,474,870	193,871,624
包括的支援事業・任意事業	83,184,824	92,444,750	92,884,262
包括的支援事業（社会保障充実分）	63,939,021	64,133,613	64,462,649
地域支援事業費	332,399,397	346,053,233	351,218,535

第3節 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	13,590,282,969 円
	+
地域支援事業費	1,029,671,165 円
	=
介護保険事業費見込額	14,619,954,134 円
	×
第1号被保険者負担割合	23.0%
	=
第1号被保険者負担分相当額	3,362,589,451 円
	+
調整交付金相当額	707,945,251 円
	-
調整交付金見込額	541,183,000 円
	+
市町村特別給付費等	0 円
	+
財政安定化基金負担額	0 円
	-
財政安定化基金交付額	0 円
	-
介護給付費準備基金取崩額	230,000,000 円
	=
保険料収納必要額	3,299,351,702 円
	÷
予定保険料収納率	99.5%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	53,081 人
	÷
年額保険料	62,400 円
	÷
月額に換算	12 か月
	÷
月額保険料（基準額）	5,200 円
【参考】介護給付費準備基金取崩額の影響額	363 円
【参考】保険料基準額の伸び率（第9期／第8期×100）	103.8%

第4節 所得段階別保険料

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定がされており、国の標準段階では、第9期計画期間は13段階となっています。

小都市では、以下のような区分による14段階とします。

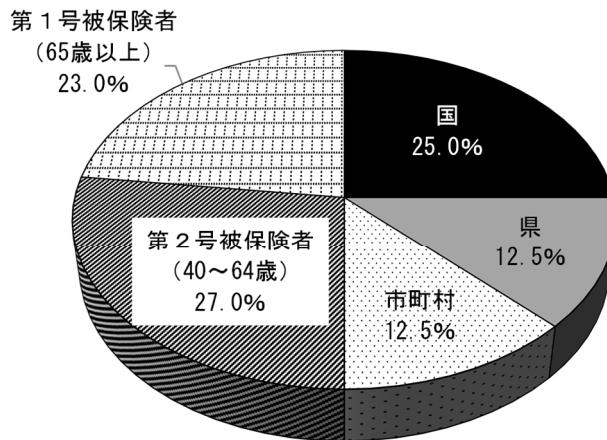
段階	対象者	保険料 の調整率	保険料額	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.455 (0.285)	2,360円 (1,480円)	28,320円 (17,760円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.685 (0.485)	3,560円 (2,520円)	42,720円 (30,240円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額×0.69 (0.685)	3,580円 (3,560円)	42,960円 (42,720円)
第4段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.90	4,680円	56,160円
第5段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	5,200円	62,400円
第6段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が80万円未満の者	基準額×1.10	5,720円	68,640円
第7段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が80万円以上120万円未満の者	基準額×1.20	6,240円	74,880円
第8段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	6,760円	81,120円
第9段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	7,800円	93,600円
第10段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	8,840円	106,080円
第11段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	9,880円	118,560円
第12段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	10,920円	131,040円
第13段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	11,960円	143,520円
第14段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.40	12,480円	149,760円

※注 第1段階・第2段階・第3段階の括弧書きは、公費による軽減後の保険料・率

第5節 財源構成

1 介護保険給付費の財源構成

介護保険の財源は国、県、市の負担金と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄われています。



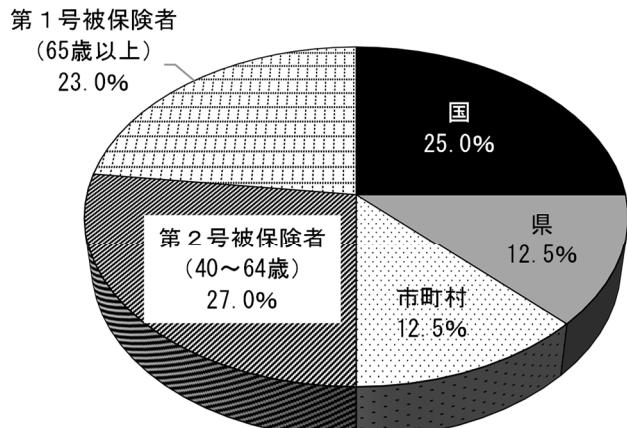
2 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」があります。

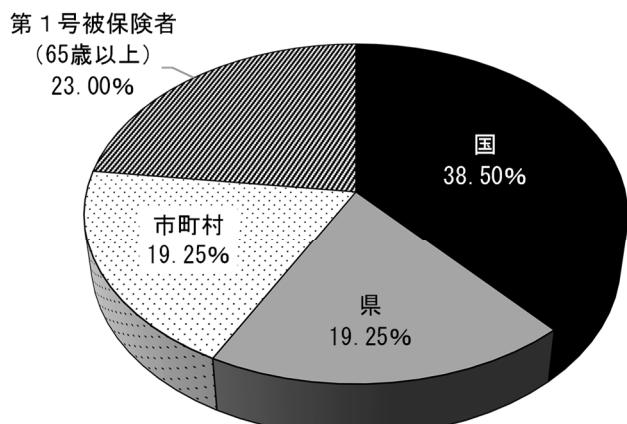
「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費（国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」、「任意事業」の財源構成は、公費（国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.00%）で賄う仕組みとなっています。

<介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成>



<包括的支援事業・任意事業の財源構成>



第6章 計画の推進

第1節 推進体制

1 基本的な考え方

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範囲にわたるため、市のみならず地域や民間団体、福祉、保健、医療、介護など、各機関との連携が欠かせません。

そのため、関係機関や市民、地域団体などと連携し、協力体制づくりを進めていきます。

2 各主体の役割及び連携

(1) 市

- 市の関係部局が幅広く連携し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。
- 高齢者の自立支援や各種事業の展開を計画的・総合的に進めます。
- 計画の円滑な推進に向けて、関係部局の連携を密にし、目標の実現に努めます。

(2) 地域包括支援センター

- 高齢者の尊厳を守り、地域包括ケアシステムを推進していくために、地域の福祉サービス提供を総合的にバックアップしていきます。
- 身近な総合相談・支援機関として、関係機関や団体との連携を密にしながら機能充実を図ります。

(3) 小郡市社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核的な存在であり、市が施策を進めるうえでのパートナーです。地域行政との調整役として、今後も協力・連携を図ります。
- 地域に根差した社会福祉法人として各種相談業務、福祉サービスの提供とふれあいネットワーク活動をはじめとした地域の支え合い体制の推進を図ります。

(4) 小郡三井医師会・介護サービス事業所

- 高齢者人口が増加する中で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の増加が予想されます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを可能な限り続けることができるよう、小郡三井医師会や介護サービス事業所等と密に連携し、支援体制の充実を図ります。

第2節 計画の進行管理及び点検

本計画の進行状況を把握・管理するために、小都市高齢者福祉計画作成協議会において、高齢者福祉、介護保険の各事業における毎年の実行状況を整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

その内容は以下の通りです。

- 在宅高齢者福祉サービス、介護サービスの提供状況についての評価
- 質的な観点や地域の保健・医療・福祉の関係者の意見を反映すること

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、その結果を毎年度とりまとめ、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

第3節 計画の周知

本計画の内容や小都市の高齢者福祉事業などについて、対象となる高齢者をはじめとして、広く市民に周知していくため、広報誌やホームページなど、さまざまな媒体を活用して、広報・PR活動に取り組みます。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

資料編

1 小郡市高齢者福祉計画作成協議会設置規則

平成 10 年 6 月 19 日

規則第 18 号

(設置及び目的)

第1条 この規則は、小郡市高齢者福祉計画及び小郡市介護保険事業計画を作成又は見直しするため、小郡市高齢者福祉計画作成協議会（以下「協議会」という。）を設置し、組織及び運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(業務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討・協議を行う。

- (1) 小郡市高齢者福祉計画の作成又は見直しに関すること。
- (2) 小郡市介護保険事業計画の作成又は見直しに関すること。
- (3) 小郡市高齢者福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 小郡市介護保険事業計画の進行管理に関すること。
- (5) その他前4号の目的達成に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員 22 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 小郡三井医師会代表
- (2) 民生委員・児童委員協議会代表
- (3) 老人クラブ連合会代表
- (4) 老人福祉施設代表
- (5) 介護保険事業所代表
- (6) 社会福祉協議会代表
- (7) 公益社団法人小郡大刀洗広域シルバー人材センター代表
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の作成又は見直し及び管理に必要な期間で 3 年以内とし、市長が決定する。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、関係機関の代表から意見を聞くことができる。

(プライバシーの保護)

第7条 委員は、協議会において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分に配慮しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）を適用する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部長寿支援課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則（令和5年3月31日規則第24号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 小郡市高齢者福祉計画作成協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	第3条 第1項	組織等	職名	氏名
1	第1号	小郡三井医師会 代表	会長	島田 昇二郎
2			副会長	◎古川 哲也
3	第2号	民生委員・児童委員協議会 代表	小郡校区代表	中野 憲明
4	第3号	老人クラブ連合会 代表	副会長	熊手 須美子
5	第4号	老人福祉施設 代表	小郡池月苑 施設長	肥山 浩二
6	第5号	介護保険事業所 代表	青寿苑 副施設長	山津 聰志
7	第5号	介護保険事業所 代表	しらさぎ苑 施設長	柳 大三郎
8	第5号	介護保険事業所 代表	ひじり会 小郡地区担当	金子 瑞美
9	第5号	介護保険事業所 代表	弥生の里 施設長	田中 圭子
10	第6号	社会福祉法人 小郡市社会福祉協議会 代表	会長	森 勝則
11	第7号	公益社団法人 小郡大刀洗広域 シルバー人材センター 代表	理事長	○中村 茂人
12	第8号	その他市長が必要と認める者	公募	大淵 富士雄
13	第8号	その他市長が必要と認める者	公募	八木 恵子

令和6年3月31日現在

3 計画策定の経緯

開催日	会議等	内容
令和5年 1月26日	第1回 小郡市高齢者 福祉計画作成協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の市民意識調査（アンケート）について
令和5年 8月28日	第2回 小郡市高齢者 福祉計画作成協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の市民意識調査（アンケート）の結果報告について ● 高齢者を取り巻く現状について～地域包括ケア「見える化」システムを用いた現状分析～ ● 第9期計画における基本指針案（国）について
令和5年 12月25日	第3回 小郡市高齢者 福祉計画作成協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について
令和6年 1月15日～ 2月2日	パブリック・コメント	
令和6年 2月14日	第4回 小郡市高齢者 福祉計画作成協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）パブリック・コメントの結果報告 ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）修正箇所の報告 ● 第9期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）の承認について

4 用語解説

あ 行	インフォーマル サービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。
	ACPノート	人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」で話し合った内容を書きとめるノート。
か 行	介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設。
	介護給付	要介護1～5を対象とした給付サービス。予防給付と異なり、施設サービスが利用できる。（介護老人福祉施設は原則要介護3以上）
	介護給付費準備基金	介護保険の中長期的な財政の安定化を図るため、市に設置した基金で、第1号被保険者保険料の剩余金を積み立てている。
	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。
	介護付有料老人ホーム	有料老人ホームの3種類のタイプの一つ。入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設で、入居後介護が必要となっても、その有料老人ホームの介護職員などが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、居室で生活を継続することが可能である。
	介護報酬	介護保険サービスを提供した事業者に支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービスなどの区分及び地域区分が設けられている。
	介護保険制度	加齢に伴い要介護状態または要支援状態に陥ることを保険事故（この制度の保険料・税金で補助する生活上の出来事）とする保険制度の総称。社会保険の一つ（他には、年金保険、医療保険、雇用保険、労災保険がある）。介護保険は、被保険者の要介護状態や要支援状態に関して必要な保険給付（サービスの利用料を保険料・税金で補助すること）を行う。

か 行	介護予防	元気な人も支援・介護が必要な人も、生活機能の低下や重度化ができるだけ防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い、状態に合った健康づくりを行うことを指す。
	介護予防・日常生活支援総合事業	市区町村が介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的に行えるよう、平成23年の介護保険制度の改正において創設された事業で、平成26年の制度改正により新たに再編成され、現在は、「介護予防・生活支援サービス事業」「一般介護予防事業」からなっている。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス（配食サービス等）、介護予防ケアマネジメント（ケアマネジャーによるケアプラン。地域包括支援センターで行う）があり、事業対象者や要支援1・2と認定された被保険者を対象とする。
	キャラバンメイト	「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める者のこと。キャラバンメイトになるには、自治体または企業・職域団体が実施するキャラバンメイト養成研修を受講する必要がある。
	給付適正化	介護保険サービスの給付内容に対して、その必要性、効果が適正でないと考えられるもの、また、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求など、不適正な事例による給付費の増加や、介護保険制度の健全な運営を阻害する要因を排除するために行う、保険者、国、都道府県等による介護給付の適正化に関する取組。
	協議体	生活支援の基盤整備の充実化を図るために、サービスを担う多様な主体の参画が必要であることから、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を推進することを目的に、生活支援コーディネーターや地域における生活支援の担い手などの定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもの。
	居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護によるサービス。

か 行	ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。①インテーク（導入）、②アセスメント（課題分析）の実施、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議の開催、⑤ケアプランの確定と実施（ケアプランに沿ったサービス提供）、⑥モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）、⑦評価（ケアプランの見直し）、⑧終了、からなる。利用者と社会資源の結び付けや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。介護保険においては、「居宅介護支援」「介護予防支援」などで行われている。
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。
	権利擁護	対象となる人の権利を守ることを指す用語で、一般には、権利が侵害されている状態（あってはならない姿）からの脱却を目指すときに使われる用語。
	権利擁護事業	権利を擁護するための事業で、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業や、成年後見制度を活用するための事業のほか、高齢者に対する虐待を防止する取組などがある。
	高額医療合算介護サービス費	「医療保険・後期高齢者医療」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度で、1年間に支払った自己負担額の合計が上限額を超えた場合、超えた分が申請により、高額医療合算介護サービス費として支給される。
	高額介護サービス費	要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設などにおける食費・居住費（滞在費）は含まない。

か 行	高齢者（高齢化率・前期高齢者・後期高齢者）	一般に、おおむね 65 歳以上の人をいい、総人口に占める 65 歳以上の人の割合を高齢化率という。高齢化率が 7% を超えた社会を「高齢化社会」とい、14% を超えると「高齢社会」、21% を超えると「超高齢社会」という。高齢者のうち 65 歳以上 74 歳以下を「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」という。
	高齢者虐待	家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し心や身体に深い傷を負わせるもので、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、身体的虐待（身体拘束を含む）、性的虐待、心理的虐待、介護や世話の放棄（ネグレクト）、経済的虐待が定義されている。
さ 行	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療と介護の切れ目のない仕組みを構築するため、市町村や医師会等職能団体が事業主体として実施する事業。事業主体（在宅医療・介護連携拠点事業者）は、地域の医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・ケアマネジャーなど多職種と協働して、地域の特性に応じた在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を目指すとともに、在宅医療・介護に関する普及・啓発を促進することを目的に取り組む。
	在宅サービス	在宅で生活する要支援・要介護認定者に対して提供される家事、介護、食事、入浴などの介護保険法に基づくサービス。
	作業療法士（OT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障がいのある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う医療専門職。
	サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」において、介護・医療と連携し、高齢者への生活支援サービスを提供する賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けたものをいう。平成 23 年 4 月の改正により、それまでの高齢者円滑入居賃貸住宅制度を廃止し、国土交通省・厚生労働省共管の制度として創設された。居住部分の床面積 25 平方メートル以上、バリアフリー、状況把握サービス及び生活相談サービスの提供、賃貸借契約などの居住の安定が図られた契約などの登録基準を満たす必要がある。

さ 行	サロン	互いに支えあって暮らしていく地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
	施設サービス	介護保険法に基づく、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所して受けるサービス、及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護によるサービス。
	住宅型有料老人ホーム	介護が必要ない自立の方から、ある程度の要介護度がある方まで幅広く多く入居する施設。老人ホームの特徴である、生活を充実させるためのイベントやレクリエーションが充実しており、他の入居者とコミュニケーションをとって楽しく生活できることが魅力。
	縦覧点検	過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うもの。
	ショートステイ	在宅介護中の高齢者の心身の状況や病状に合わせて、介護する人の介護負担軽減や一時的に介護ができない場合の介護をする目的で、短期間施設に入所し、日常生活全般の介護を受けることができるサービス。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を有する人。
	生活支援体制整備事業 (生活支援体制の整備)	「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置等（「生活支援体制整備事業」）を通じて、市町村が中心となって、サービスが創出されるよう取組を積極的に進める事業のこと。具体的には、コーディネーターと協議体が協力しながら、①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起、②地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ、③関係者のネットワーク化、④めざす地域の姿・方針の共有、意識の統一、⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発、⑥ニーズとサービスのマッチングなどの取組を総合的に推進する。

さ 行	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようとするなど、これらの人を不利益から守る制度。
た 行	ターミナルケア	病気で余命がわずかになった方に対して行う、医療・看護的、介護的ケアのこと。 残りの余命を少しでも心穏やかに過ごせるように痛みや不安、ストレスを緩和し、患者の QOL（クオリティオブライフ＝自分らしい生活の質）を保つことを目的としている。
	団塊の世代	昭和 22~24 年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。約 810 万人と推定され、前後の世代に比べて 2~3 割程度人口が多い。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。
	地域支援事業	介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、保険者である市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」からなる。

た 行	地域包括ケアシステム	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。</p>
	地域包括ケア 「見える化」システム	<p>厚生労働省が運営する都道府県・市町村における介護保険事業(支援)計画などの策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフなどを用いた見やすい形で提供されている。一部の機能を除いて誰でも利用することができ、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有でき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しやすくなることが期待されている。</p>
	地域包括支援センター	<p>平成17年の介護保険制度改革によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現を目指すものである。</p>
	地域密着型サービス	<p>認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。保険者である市町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。</p>
	地域リハビリテーション活動支援事業	<p>「一般介護予防事業」の1つであり、地域における介護予防を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。</p>

た 行	調整交付金	保険給付と介護予防・日常生活支援総合事業において国が負担する25%のうち20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
	特定入所者介護サービス費	住民税非課税などの所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超えた分の現物給付に要する費用。
な 行	二次保健医療圏	高度あるいは特殊な医療を除く入院医療を主体とした一般の医療需要に対応し、医療機関相互の機能分担と連携に基づく包括的な保健医療サービスを県民に提供していくための基礎となる圏域。
	日常生活圏域	市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供する施設等の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場所のこと。家族支援と初期の認知症の人の支援の場となることも想定されている。
	認知症ケアパス	早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく、本人やその家族への支援を実施する体制のことで、地域ごとに認知症の状態に応じた適切なサービスを提供するための連携の仕組み。
	認知症サポーター	養成講座を受講することで、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。
	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）を行い、自立生活のサポートを行う。
	認知症地域支援推進員	医療機関や介護サービスなどの支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人。

は 行	ハイリスクアプローチ	リスクを特定し、高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処する取組。
	フレイル	加齢とともに心身の機能が低下してきて、「健康」と「要介護」の中間の状態にあること。
	保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期は令和6～8年度）における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を、補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したもの。
	ポピュレーションアプローチ	リスクの改善に向け、集団全体に働きかける取組。
ま 行	民生委員	民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。
	モニタリング	ケアマネジメントにおけるモニタリングとは、利用者の状態や生活状況は刻々と変化するため、モニタリングによって当初のケアプランどおりでよいのかどうかを確認すること。ケアマネジメントのなかでは、もっとも時間を必要とするプロセスとなる。
や 行	有料老人ホーム	老人福祉法に基づく、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持および生活の安定のために必要な措置として設けられている制度による施設。常時1人以上の老人を入所させて、介護などサービスを提供することを目的とした施設で、老人福祉施設でないものをいう。その類型は、健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、介護付有料老人ホームの3類型に大きく分類される。また、その設置に当たっては都道府県知事、政令指定都市長または中核市市長への届出が必要となる。
	養護老人ホーム	老人福祉法に基づく、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。
	ユニバーサルデザイン	英語で「普遍的な、すべての」という意味であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようはじめから考えてデザインするという概念。

や 行	要介護者	要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人のこと。介護の必要の度合いに応じて、要介護1から要介護5までに区分される。
	要介護認定	介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。
	要支援者	要支援状態（加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排泄、食事など日常生活での基本的な動作において、6ヶ月にわたり継続して日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態）にあると認定された人のこと。支援の必要の度合いに応じて、要支援1、要支援2に区分される。
	予防給付	要支援1・2を対象とした給付サービス。介護給付と異なり、施設サービスは利用できない。
ら 行	理学療法士（P.T.）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う医療専門職。

第9期
小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発行年月 令和6年3月
発行 福岡県 小郡市
編集 小郡市 市民福祉部 長寿支援課
〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1
TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-73-4466
<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

